

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

2. 経済統制

20  
5  
22

//

国立公文書館	
分類	内閣府
	平成17年度
排架番号	4E
	34
	298

裏面白紙

物資の統制と需給關係 労務用物資



# 經濟統制

20 - 22年

## 4. 勞務用物資

裏面白紙

3

事務用  
消耗物  
貯蔵

(1)

## 目 次

21年

- 11月1日 ○ 労務用物資対策に関する件  
 11月1日 ○ 労務用物資優先配給順位表  
 　策定試案  
 11月29日 ○ 労務用物資対策に関する件  
 12月 ○ 炭鉱労務者住宅建設用資材確保要領(案)

22年

- 1月20日 ○ 労務用物資対策中央協議会の  
 　趣旨並にその仕務案  
 1月29日 ○ 労務用物資対策に関する件  
 2月17日 ○ 炭鉱労務者所要物資供給確保  
 　対策案  
 2月27日 ○ 労務用物資対策中央協議会  
 　開催に当り經濟安定本部より  
 　予め決定しておくべき基本方針に  
 　ついて  
 3月18日 ○ 労務用物資対策地方運営につけて  
 3月29日 ○ 炭鉱労務者所要物資供給確  
 　保対策  
 4月26日 ○ 労務用物資対策中央協議  
 　会協議試案  
 4月28日 ○ 労働反販業行政機構整備に

経済企画庁

(1号・23行)

5

労務用物資

裏面白紙

(2)

	伴う労務用物資対策に関する件
○	○ 労務用物資対策中央協議会 協議試案
○	○ 労務用物資の配当基本計画設 定要領(案)
○	○ 労務用物資確保対策要領(案)
○	○ 労務用物資の配当基本計画設 定要領(案)
○	○ 労務用物資(リンク物質である生 活物質を含む。以下同じ。)の割当 及び配給の手続に関する件
○	○ 生活必需物質の産業労務者向配 当に関する件
○	○ 労務用物資の割当及び配給に関する 経本部内事務処理要領
○	○ 労務用物資の割当及び配給手 續に関する件
○	○ 炭鉱労務者用物資の供給確保 及びこれが配給の計画化に関する 措置要領(案)
○	○ 労務者物資の供給の見透如何 ○ 炭鉱労務者用物資の供給確保 及びこれが配給の計画化に関する

経済企画庁

(1号・23行)

裏面白紙

( 3 )

	する措置要領(案)
12/19	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 重要労務者用品需要量調査実施要領(案)           <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 労務用物資対策に関する件</li> <li>○ 労務用物資の割当及び配給の手続きに関する件</li> <li>○ 労務用物資の割当及び配給の手続きに関する新規発表原稿</li> </ul> </li> </ul>
1/26	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 主食の労務加配制度について</li> </ul>

経済企画庁

(1号·23行)

卷一百一十一

( / )

## 目 次

21 年

- 1月24日。隠匿物資管理令要綱案  
2月7日。隠退蔵物資買上令(案)

22 年

- 1月  
○ 1。不緊要物品製造販売制限規程  
○ 2月14日。隠退蔵物資等摘要処理要領  
○ 2月17日。隠匿物資等緊急措置令  
○ 2月  
○ 3月1日。潜在物資処理方策  
○ 3月31日。潜在物資に関する情報提供者に対する報償金に関する件(案)  
○ 3月  
○ 4月22日。不緊要物品製造販売制限規程  
○ 4月22日。隠退蔵物資摘要実績調査  
○ 5月13日。隠匿物資等緊急措置令の運用方針の変更  
○ 8月1日。潜在物資の情報提供者に対する報償金に関する件  
○ 8月23日。経済安定本部において行なう隠退蔵乃至遊休物資の摘要活用に対する警察協力の方法並にその要望事項

経済企画庁

(1号・23行)

裏面白紙

(2)

9 7	◦企業における統制物資の現物給与、自家消費及びバーチャーの禁止等に関する措置要綱(案)
9 11	◦物資活用委員会令
10 14	◦隠退蔵物資の配分手続要領(案)
10 21	◦隠退蔵物資の配分手続要領(案)
10 27	◦遊休物資活用に関する臨時措置法案
10	◦隠退蔵物資調査処理関係書類 ◦中央物資活用委員会議事規則案 ◦中央物資活用委員会運営方針(案) ◦潜在物資調査処理要綱案 ◦隠退蔵物資の摘要処理に就て ◦情報提供者に対する報償金支払に関する取扱方針案 ◦隠退蔵物資の譲渡製限に関する要綱案

経済企画庁

(1号・23行)

裏面白紙

3-1-1

労務用物資對策に関する件

(急安本第一四部)

我國經濟復興の爲重要產業に於ける生産力の増強等を圖る  
ニとの必要大なるに鑑み、生産報奨等の爲食糧の加配其の  
他勞務用物資の特別配給を行ふニと云じ在り。ニ水が馬各  
事業に關し概ね左記に依リ優先配給順位表(アライオリティリスト)  
制を採用する

記

一、經濟安定本部は於て可及的速に關係各省と協議し職業若  
は產業に關する優先配給順位表を決定し、我國經濟再建  
その他の復興に最も緊要なるものを選定する。

二、優先配給順位表に掲ぐる事業に付優先的に特配すべき物  
資の範囲は左に掲ぐるものとする

の労働者の作業に必要なもの

作業用必需品

四 労働者に特配するもの

食糧品、嗜好品

受配労働者の範囲は現場労務者及現場從業員に限るものとす

三 經濟安定本部は右順位表に掲げられたる産業若は職業に從事する者に對し前項物資の特配に付關係各省及中央産業團体、労動團體代表者並に學識経験者を以て組織する

労務用物資計画中央協議会に諮り基本計画を協議決定す

3.

關係各省は右基本計画に準據しこれが実施の際豫め經濟

安定本部の承認を受くるを要する

四 各地方主務官廳は、各廳關係官及產業團体、労動團體の

代表者等を以て組織する労務用物資計策地方協議会に諮

リ地方に於ける特配実施の円滑適正を期するものとする

五 勞務用物資特配は労働者の勤怠、能率等に即應せしむる如く加減し、以て生産増強に資する様考慮する

六 勞務用物資特配の実施に當つては末端配給の迅速確実を

期し得る様特に考慮する

該解事項

(二二〇、一五)

- 一 本件は第四部主掌とする。但し具体的特配物資の品目数量は第三部の決定に俟つものとする。
- 二 本件実施の重要性に鑑み、本策策定の際閣議決定を経るものとする。
- 三 プライオリティリストは經濟安定本部に於て關係各省に諮り決定するものとする。
- 四 プライオリティリストは労務加配に関する基本的原則的順位を決定せらるに止まらず以て、具体的品目（例米、酒、煙草等）が特配に當つては更にこれに準據して、各品目別に基準量を決定すべきものとする。

（注意）

- （1）品目は依り第一順位は左の業態と雖も必ずしも受配を要せざるものあるニ（例地不足袋）
- （2）主食（米麥等）は開するものは特に栄養學的考慮を拂ふものとする。
- （3）嗜好品（酒、煙草等）は特に報奨的特配を考慮するニとし  
五、協議会の性格は諮問機關とする。特に官制等を必要としない
- 六、各事業所に於て特配する場合は經營協議会又は労働組合等に諮るべきものとする。
- 七、特配物資は労働者用として可及的優先確保する。
- 八、特配実施機關として統制機關を利用するニと併困難あること

九各省は可及的速に各産業別、職種別、勞務種別を經濟安定本部に提出するニシテ

十労務分配の各主務官廳は逐一經濟安定本部に於て開催各

省之場所の上決定するものとする。

1.8

ア-1-2  
21-11-②

丁

労務用物資優先配給順位表案定試案

(昭和二年一月四日) 総務本部第一課

（五）労務用物資優先配給對象事業選定に關する基本方針

我國經濟再建その施復興に最も緊要なるものを概ね次の

基準に據り選定する。

（一）生産的事業に關するもの

（1）基礎的產業

（2）基礎的產業維持用產業

（3）國民生活確保用產業

（4）輸送用必要物資に關する產業

（5）輸出物資生產業

（6）建設的事業に關するもの

（7）國民生活必需品の生産又は分配に關係ある公共事業

23

13

- (2) 傷賀用住宅建設事業  
(3) 其の他の土木建築事業  
(3) 奉仕的事業(サーゲイス)に関するもの  
(1) 輸送及荷役事業  
(1) 通信事業  
(3) 進駐軍関係事業  
(4) 保健衛生事業  
(5) 公安、火災豫防其の他の見地より必要な事業  
**（備考）**  
近く行はるゝ賠償物撤去事業は具体的には何れかの分類に含ましめらるべき必豫の一應考慮しあくこと、  
二、労務用物資優先配給對象事業の範囲及順位の決定

一の基準に據り右對象事業の範囲及順位を暫定的に概ね次の如く定めることとする。

第一順位

A. 第一順位特に重視おく業  
石炭、鐵、業  
化學肥料製造業

農、牧、業

B. (資源次ぐ次の)  
農、牧、業  
綿紡織業

第二順位

石油、亞炭及金屬礦業

コーカス製造業

石灰石採石業

電線製造業

紫銅之次製品製造業

車輛製造業

信號保安機器製造業

電氣機器製造業

農機具製造業

通信機器製造業

特殊重要機械器具工業（第一種及第二種）

ソーラー製造業

特種海學工業

特種金屬工業

特種建築及土石工業

鐵路事業

電氣事業

セメント製造業

鐵道工場及織紡織業之餘く

藝術製造業

木板生産業

進駐軍需供應業（ヘロヘロ、に基くもり）

主要食糧加工業

医薬及医療用製造業

主要食品加工業

医薬及医療品製造業

農業農品製造業

鋼造船業

漁船及漁具製造業

製鹽業

水產業

養蠶業

伐木業

薪炭製造業

育產業

公共事業

廢興用逕及建設事業

失道（失道及含志）及陸上小運送業

港務及船舶荷役業

船舶效維作業

通信事業

水道事業

病院及公衆衛生事業

（達成軍閥採收業（主之乞乞屋外採業有限公司））

石炭採掘業

砂利採石業

トロマイト採査業

卷之三

主要發展製造業（特定）

寒暑及之而二榮（辨定之陰人）

豐華製造業

渤海製品製造業

獨創製業

少人製造業

11

新兒製造業

瓶裝蔬菜

土木建築

東坡全集卷之三

皆所宜更又休常隨游防都良

卷之三

製本印刷業

(一) 中川工農振興の問題を将来考慮の中心に入

四、労務用物資優先配給帳表の補正

本賃地表は近く林立するべき経済再建基本方策と賃支令改正と並び同様各方面より需要量と資料を蒐集して、更に綜合的科學的合理的な検討を加ふると共に情勢の種移動の実態にて逐次修正を施しつつそり完整を期すことをねらう。

炭礦労務者所要物資供給確保対策(案)

昭三二年二月

昭和二十一年度第四四半期物資需給計画の策定に當り國內施策の一切を石炭の増産に集中する方針が決定せられたが其の施策の重要な一環として物資需給の極めて逼迫した折柄ではあるが國民一般に対する配給を削いてでも炭礦労務者の作業上及労働力再生産上必要な物資については極力之を正常経路により一括優先確保し昭和二十一年度三千九百の生産目標を達成する基盤たらしめると共に配炭の適正なる実施を図るため左の措置を講ずるものとする。

一、本措置は昭和二十一年二月十日附内閣訓令第三号指定配給物資配給手続規程第三條第七号に基き經濟安定本部總

裁の主務大臣に対して發する指示によりこれを行ふ。

二、主務官廳は右の指示に基き左の措置を講ずる。

(一) 生鮮食料品については都道府縣別、出荷機關別、出荷割当、出荷と生産資材とのリンク制の実施等大消費都市に対する供給確保に準じた措置

(二) 其の他物資については配給計画数量中より炭礦労務者用として優先的に特定する措置

(三) 各物資を通じ優先的に一括配給を確保する出荷機關又は地方卸機関と地方石炭鉱業会との直結を図る等末端配給機構に対する特別措置

三、本措置により優先確保すべき物資及数量は左の通りとする。

(一) 食糧

炭礦労務者については最重労務者である採炭夫につき、熱量三六〇カロリ、蛋白質一一〇グラム以上を確保することを目標とし、その家族については一般配給基準量を遅滞なく確保することを目途として左の品目につき左の割合で配給を確保する。

主要食糧(一人一日当)	労務者	同家族
(〃) 暖食	六合	三合
全 増(一人五日当)	一ヶ	
油(〃)	三六〇匁	
蔬 菜(一人一日当)	五六合	一八〇匁
	六〇匁	三合
		三〇匁

(二)

魚介類(一ヶ)		
罐詰(一人五日当)	三〇匁	
人造バター(一人年間)	一ヶ	一〇匁

嗜好品

特に報償用の意味を含め一般労務者に対する酒及煙草を、未成年及婦女子労務者に対しては甘味品を左の割合で夫々特配する。

酒(家庭配給を含む)	坑内労務者		坑外労務者	
	一人稼働日当	一合	一人五日当	六合五
煙草(特配分)				未成年及婦女子労務者
甘味品(飲)				
作業用品及日用品				

(三)

未成年及婦女子労務者  
坑内及坑外を通じ計画生産数量以上の増  
産に對し平均一ヶ月五〇本

年間必要更新量の確保を目標とし左の品目につき左の割合で特配する。

作業衣	一人年間	一・五着	(可及的に作業服とする)
軍手	手	三双	
地下足袋		八足	
ゴム長靴	年間需量約	一二〇,〇〇〇足	(主として北海道向とする。但し半長を含む)
ゴム炭鉱靴	"	七〇,〇〇〇足	"
ゲートル	一人年間	一・五足	(男子労務者のみ)
寝具	"	〇・二組	(爾後、革皮又は毛皮とする)
タオル	"	二本	
禪石	一人月当	五個	
謙			

右の外水中長靴については必要ある炭坑に対し必要な限度に於て特配をなすと共に脱衣類については可及的に特配の増加につとめる。

四、本措置は三月一日より実施し得る如く諸般の準備をす、めるものとする。

勞務用物資計策に關する件 一八四九

關 二二二、二九一

我國經濟復興の為重要產業に於ける生産力の增强等を圖る  
ことの陸海大交通と火船並、食糧の加配共に他勞務用物資の  
特別配給を行ふことをレいたい。又其が爲各事業に關し機械  
を記入依り順位表附と應用す。

記

一、經濟安良本部大於て可及的速と關係各省と協議の産業若  
は職業水準す順位表を決定し、我國經濟再建の他復  
興に最も緊要なる事項を決定する。

二、順位表に掲ぐる事業は特優先的火特配するに物資の範囲

は左に掲ぐるものとする。

(1)労働者の振業大陥落するもの

休業用油需品

(二)労働者に特配するもの

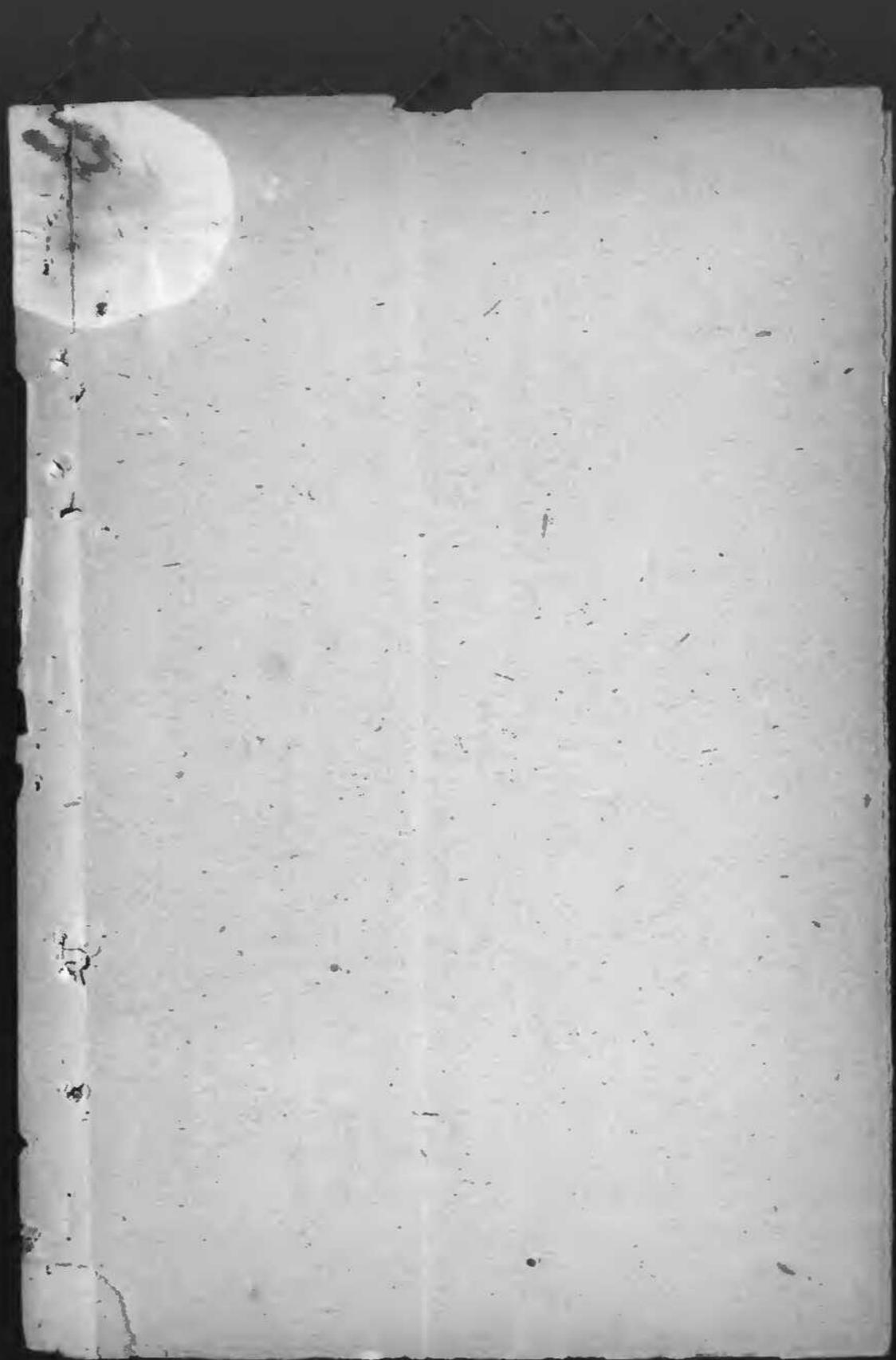
食糧品 嗜好品

受配勞働者に範囲は現場勞務者又現場職員に限るものと  
する。

三、經濟安定本部より限道表に掲示する所の産業若く職業に  
従事する者に付し前項物資の特配に付關係各省及中央產  
業團体、労團團體代表者並に學識經驗者を以て組織する  
勞務用物資計策中央協議会に諮り基本計画を協議決定す  
る。

關係各省より基本計画に準據して実施し長引く時はこれを  
安定本部に報告するを要す。

四、各地方主務官廳体、各廳關係官及產業團体、勞動團體の  
代表者等を以て組織する労務用物資計策地方協議會に諮  
り地方に於ける特配物資の円滑適正を期するものとする。  
五、労務用物資特配は労働者の勤怠、能率等に即應せしむる  
如く加減し、以て生産増強に資する様考慮する。  
六、労務用物資特配の実施に當ては未端配給の迅速確実を  
期し得る様特に考慮する。



内閣訓令第 15 号

經濟安定本部令第一條第三項の規定により、炭礦労務者住宅建設用資材確保要領と次のようは定める。

昭和二十一年十二月 日

内閣總理大臣 吉田 茂

炭礦労務者住宅建設用資材確保要領(案)

15

59

を期するため、炭礦労務者住宅の建設、附属施設及び補  
修等を含め、以下開示。又必要な資材は、最優先順位  
をもつて購入し、其の後は、二段階にて、之れが並め本訓令施行  
後五日以内に、主務官廳より、同額の賃物費、臨時物質費、  
需給調整法に基く炭礦労務者住宅建設用資材確保につい  
ての措置を講ずるニと要する。

六、主務官廳は、炭礦官所當たる建築主、以至建築主と  
いふ者は、在りしもの建設を認可し、別表12定める様  
式により提出せられむ所要資材につきて割當證明書を  
発行するニ。

六、右割當證明書は、別表12記載の割當建築主に取扱  
して、その戸数に應じ、轉賣不得、にて發行する。

二七、

三

主務官廳は、次力内容を規定する命令を發布するニ。

本訓令に基すいて発行された割當證明書による購入  
人は製作註文を石いしては、何人によるとと問はず、最  
優先権者として取扱うニと要する。従つて生産業者  
販賣業者又は内閣訓令第十二号に規定する超過資材分  
保有者は左に掲げる場合を除き、如何なる註文、契約  
約束にも先行して、その資材又は製作品を、公定價格  
をもつて、引渡さねばならぬ。

七、註文と此丘貨物又は製作品を現に保有してゐない  
場合

八、石炭生産用又は連合單により正式に発行せられた

註文書はより先約註文より既に引渡すべく豫定してある。又、輸出御作品は全般よりもので、且つ前記訓當證明書はより註文より後と必ずことにはあり、右の走りの先約註文の引渡を防ぐ事場合、尚、二の場合においては本訓令はよろきのは、右先約註文の次位にかくニとする。

四、主務官廳は本訓令に基いて發行され、副賞、證明書を呈示してその食材の輸送の申込みを受ける場合は、米支等々、主要食糧及び石炭生産用又は運合車により正式に發行せらる在書類による資料の輸送と競合する場合正除き、最優先順位をもつてその輸送を引受けするニと要する。

二水が止め小運送等につけては所要命令を發する二

第二條　主務官廳は本命令に左にする違反行為が發生した場合は、直ちに所轄地方檢事局に委細を報告し、その寫を經濟安定本部に送付するニと要する。違反者は左にしては臨時物資需給調整法の規定する罰則を適用するよう直ちに所要の手續を講じなければならぬ。



卷之三

② 煤礦勞務者住宅建設計畫書〔全資材料當證明書〕

此亦可謂才子矣。

上記資料は皆令承號12号、本証明書は起算から後往來年正月の所作成する。

日記

卷之三

8

裏面白紙

勞務用物等糸業中央協議會の

趣旨並にその任務

(昭和二年一月四日記)

一  
趣旨

我が國經濟復興の爲には総合的見地に立脚し主要産業に於ける生産力の増強等を図ることが緊要であるが又が労働政策の一環として主要産業從事労働者等に対する労働生産性の保持向上を期する爲食糧の分配その他労務用物資の特別配給を行うこととした。

而して從來之等業務は單に關係各省間に於て大々適宜実施し居り、その間複合的連絡調整上欠け時々不均衡を生ずる感もあつたので現下の極めて限られた予物資の最大効用を發揮させる爲食糧事情好軒の機会に經濟安定本部

10.4.27

に於て之が基本計画を樹立し今後之を総合的合理的な調

整する様去十一月二十九日閣議により決定した。

就ては今後經濟安定本部に於て右基本計画策定する際  
し廣く各界の識者より行うる勞務用物資対策中央協議会に  
此を諮りその運営の全貌を期したい。

## 二、任務

前述の如く經濟安定本部に於て策定する基本計画に對し  
夫々の見地より廣く検討して意見を具申しその運営の全  
貌を期す所に在る。

而して右基本計画に關し協議すべき事項は概ね左の如  
く予想せらるる。

### （一）加配村業種の再検討

#### （二）現場労務者並 現場職員数の再検討

#### （三）加配物資品目

#### （四）基準割当方針（合理的分配方針）

（五）具体的の品目毎の基準割当量（不均衡の是正）

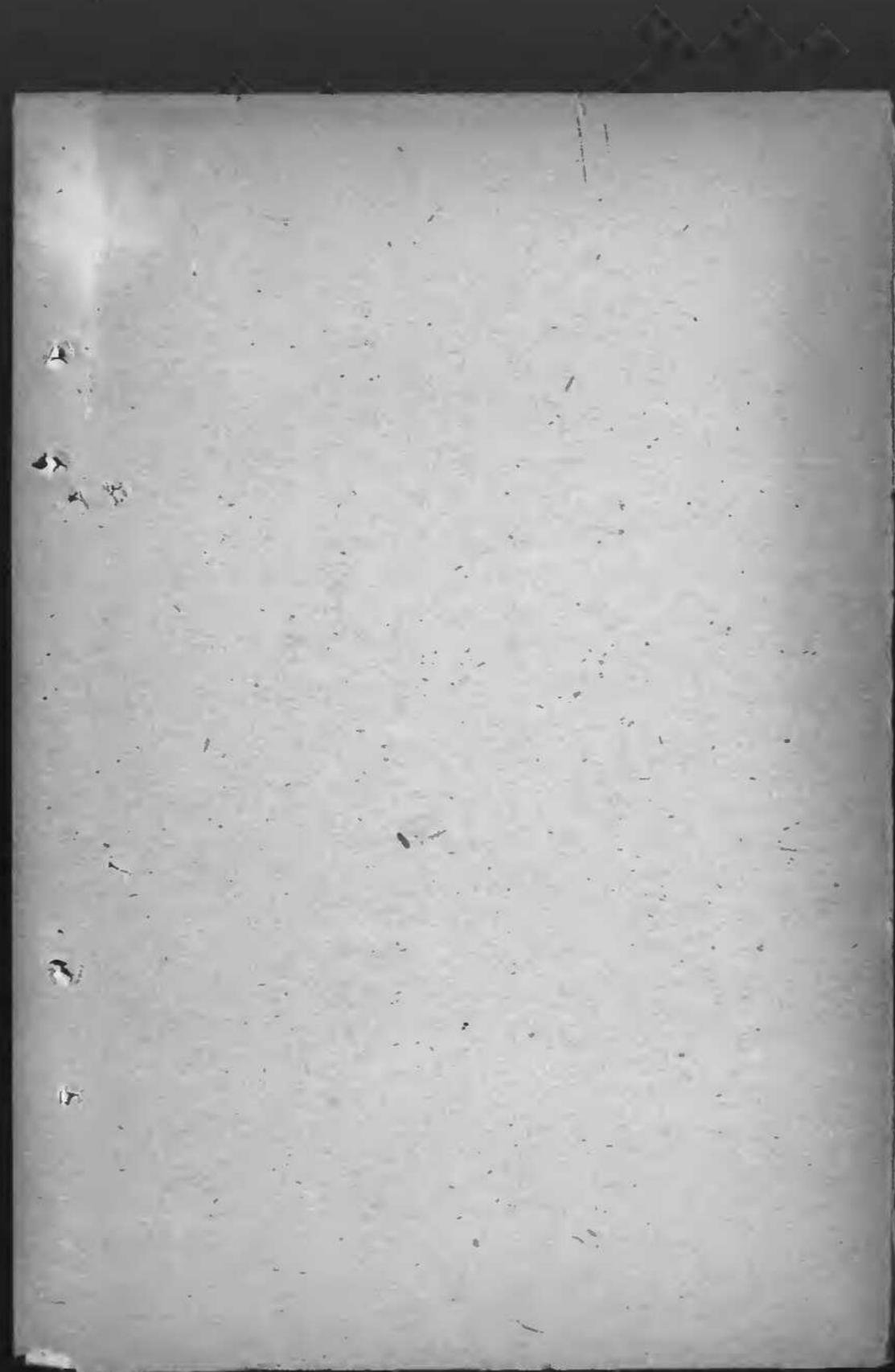
（六）適正配給機関及その配給方法（年齢等）

（七）幽靈人員の撲滅及横流（若は二重加配防止）

（八）その他必要行る事項

その他参考として順位表に対する意見提出

## 三、構 成（別紙）



85

(寫)

経本四第ニ七號  
昭和三十二年一月二十九日

(寫) 地方  
地方  
地方  
鐵道  
海運  
商船  
工船  
局長  
局長  
局長  
事務  
長長  
長長  
長長  
長長

經濟安定本部第四部長  
戰災復興院計画局長  
厚生省勞政局長  
農林省總務局長  
工商省總務局長  
運輸省陸運監理局長  
運輸省海運監理局長  
通信省總務局長

10-4

29

労務用物資対策に関する件

首題の件に関しては別紙答年下一月二十九日閣議決定、  
務用物資対策に関する件に依り基本方針が定められたの  
でこれが運営に関しては概ね左記に依り適宜貴管下の実情  
に即應する様その万全を期せられたい。

に即應する様その万全を期せられたい。

記

一、中央に於ける労務用物貿易兼勧業會の例に倣、地方に於ける労務用物資配給の円滑適正を期すため労務用物資對策地方協議会互設置すること。

二、同一地方に右協議会が二以上設置せられてゐるとモハ例、都道府県關係の他に地方商工局、地方鉄道局、地方運輸局関係等のものあるとモ、一は互に闘争性が深ハ

で関係主務官廳間に緊密な連絡を保持すること。

三、労務加配対象事業所へ工場、事業場等一に対する最終割当は政府直配分を除き、都道府縣に於て決定すること。

右に関し地方商工局その他関係官廳に関連ある業種については、當該官廳と連絡の上決定すること。  
四、都道府縣における本業務実施については、左の諸点に留意すること。

(一) 本業務は(一)賣廳(一)食糧課、商工課、労政課、助労課及事業主務課等各課に関連を持つ故関係各部課間に常に緊密なる連絡を保持するため適当なる機関へ例、幹事会等一を持つこと。

而して右機関の庶務は労政課(一)給興主務課(一)をしス担

当せしめること。

(二) 労務用物資配分については、労務用物資対策地方協議会に詣り配分要領(別添参考)を定めて確實適正な配給実施を期し時に加配範囲の逸脱横流れ又は二重配給の起らぬ様にすること。

(三) 労務加配は本来労働生産性の保持昂揚を期するためのものであるから労働者の勤怠生産能率等に即應して効果あるべきでの実の監査勧行を図ること。

(四) 事業所に於ける末端配給については、經營協議会、労働組合又は使用者側及過半數の労働者側よりなる配給協議等適なる機関に詣りその公正を期する様指導すること。

(五) 本業務遂行のため時に勤労署の活用を図ること。  
(六) 製造事業場に於ける配分方法、便配人員、加減数量  
その他の本施設上必要な具体的諸事項については労政  
課へ給与主務課一に於て常に把握しあぐこと。

### 備考

労務用物資対策中央協議会に關しては別途参考通牒する。

### 別添

工場事業場及日傭労務者用物資配分要領(試案)

- 第一 一般工場事業場労務者(現場職員を含む)及日傭労務者の配分要領は本要領に依る。本則とする。
- 第二 労政主務部は勤労署をして工場事業場別労務者数を調査報告せしめ労務者数調台帳を備付けすること。  
労務者数調台帳は移動を毎月報告せしめて訂正し重複、配給等の防止に努めること。
- 第三 工場、事業場、組合、寄場等の別に割当数量を決定したるときは労政主務部は当該物資主務部より購入票の発行を受けこれを所轄勤労署に送付すること。
- 第四 勤労署は購入票を夫々当該受配責任者に交付すると

共に配給の円滑厳正を期するため十分指導監督すること。

第五 受配責任者は前項の購入票により指定の配給所より購入して労務者に配給すること。

前項の場合労務者別の購入票は受配責任者に於て取まとめること。とめる様適宜措置すること。

第六 勤労署には割当を明確ならしめるため左の簿冊を整備すること。  
1. 労務者用物資割当簿  
2. 労務者数調

3. 疆界状況調査表

第七 受配責任者は左記簿冊を整備せしめること。

1. 労務者名簿
  2. 就労日誌
  3. 疆界日計表
  4. 労務特配明細簿
- 第八 受配責任者が不正の申告をなしその他不正の行爲があつたときは適切な制裁的措置を講ずること。  
(備考)  
事業の性質上勤労署(日雇勤労署を含む)の関係する労務者(例、開墾事業)に対しては別途適宜考慮するものとす。
- 第九 購入票の発行は物資主務部又は労政主務部のいづれかに於て便宜取締めを行う様考慮するものとす。

三 物資の種類に依り労務署を経由せずして直接受配者に購入票を送附する可とするものは適宜の方法によるものとす。

別紙

労務用物資対策に関する件（昭和二年九月議決定）

我國經濟復興の爲重要產業に於ける生産力の增强等を圖ることの必要大なるに鑑み、食糧の分配其の他労務用物資を特別配給を行うこととなし。これが屬各事業に關し既に左記に依り順位表制を採用する。

記

- 一 経済安定本部に於て可能な速に關係各省と協議、主掌若是職業に關する順位表を決定し、我國經濟再建その他の順位に最も緊要なるものを選定する。
- 二 順位表に掲ぐる事業に特優先的に特配すべき物資の範囲は左に掲ぐるものとする。

(一) 労働者の作業に必要なもの  
作業用必需品

② 労働者に特配するもの

食糧品、嗜好品

受配労働者と範囲は現場労働者及現場職員に限るものと  
する。

二、經濟安定本部は右帳面表に掲げられたる産業若は職業  
に從事する者に對し前項物資の特配に付關係各省及中央  
各團体、労働團體代表者並に學識経験者を以て組織す  
る労務用物資対策中央協議会に諮り基本計画を協議決定  
する。

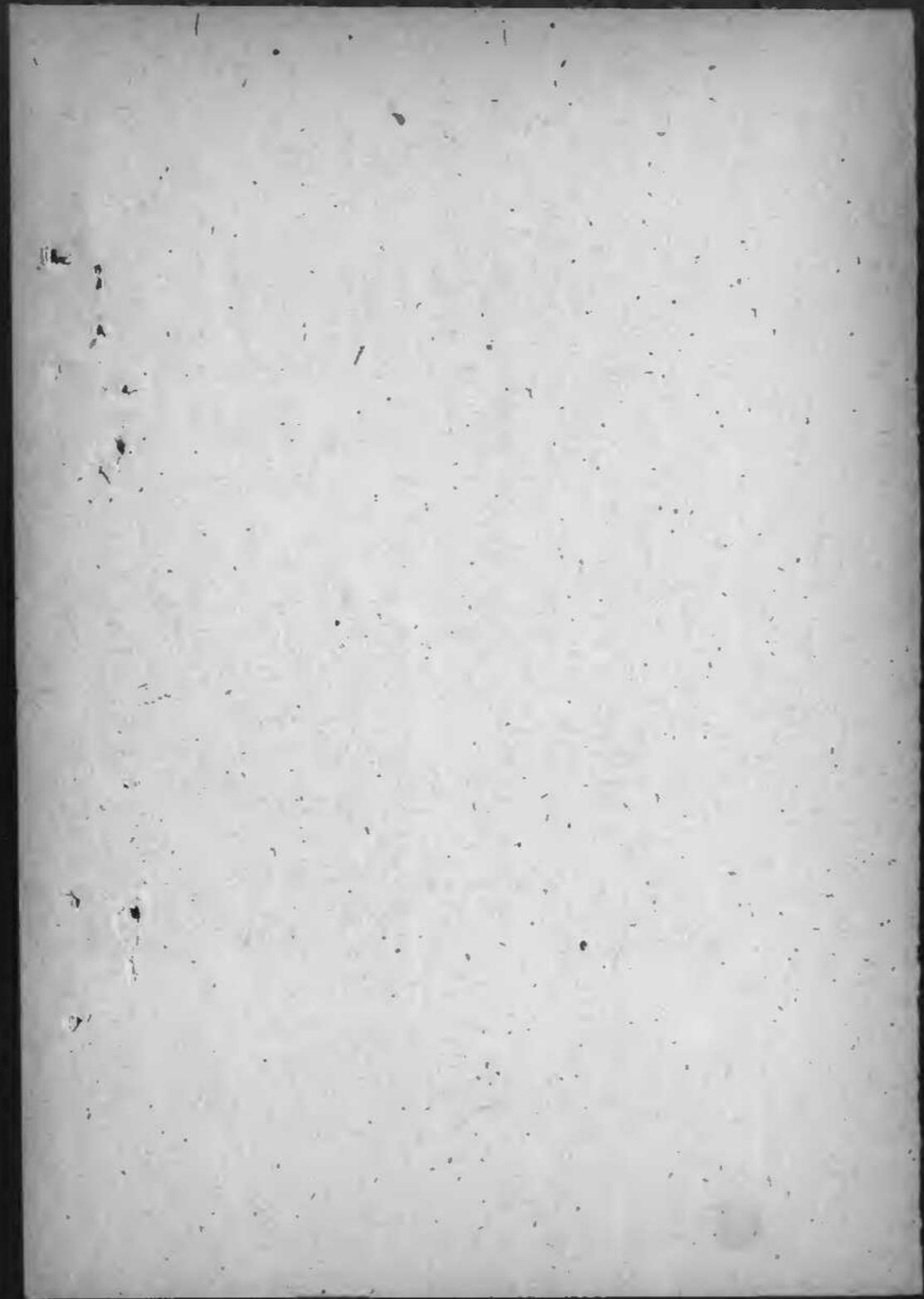
開港場等は其基本計画に準拠して実施したるときはこれ  
による。

を經濟安定本部に報告するを要する。

四、各地方主務官廳は各廳閣係官及產業團体、一労働團體  
の代表者等を以て組織する労務用物資対策地方協議会に  
詰り地方に於ける特配物資の円滑適正を期するものとする  
る。

五、労務用物資特配は労働者の勤怠、能率等に即應せしむ  
る如く加減し、以て生産増強に資す様考慮する。

六、労務用物資特配の実施に當つては末端配給の迅速確実  
を期し得る様特に考慮する。



3-1-1

58

労務用物資対策中央協議會開催に當り經濟安定本部として  
豫め決定し置くべき基本方針について

(二二、二二、二二 総本第四部)

- 一、労務用物資中主要物資については密年十一月二十九日閣議決定に基き經濟安定本部にて綜合的計画を樹立し四月以降新年度より強力に実施の必要なきや
- 二、右物資について基本計画をいかに策定すべきや
- 三、労務加配は労働生産性向上労務者生活安定確保のため緊要缺くべからざるものであるが、今後之が運営の基本方針は如何に定めるべきや
  1. 強化擴充すべきや
  2. 現状維持とすべきや

- 八、加配物資の生産縮少に伴ひ縮少すべきや
- 九、配給操作輸送の不円滑に基因し遅延配の生起せる場合の労務加配運営に関する處置方策如何
- 五、勞務用物資は之を報奨用物資及労務用物資に劃然區別する要なさや
- 六、現地軍より各個の物資につき各國保官廳に各個の指令あり統一を缺く矣多々故經濟安定本部にて大宗を纏めG.H.Qと交渉し現地軍よりの各個の指令を排除する要なさや

炭礦労務者所要物資供給確保対策(案)へ

昭二二・二・二五

昭和二十一年度第四、四半期物資需給計画の策定に當り、國內施設の一切を石炭の増産に集中する方針が決定せらるたが、其の施策の重要な一環として物資需給の極め又逼迫した折柄ではあるが、炭礦労務者へ坑内外現場職員を含む以下全じこの作業上及労働力再生産上必要な物資は勿論、その家族の生活上必要な最低限の物資についても労務者が後顧の憂なく作業に従事し得るよう極力之を正常経路により一括優先確保し、昭和二十二年度三千万噸の生産目標を達成する基盤たらしめると共に配炭の適正なる実施を図るため既に実施中の主食其の地物資加配の措置を含め今後新バ左の

113

60

措置を講ずるものとする。

一 本措置は昭和二十二年二月十日附内閣訓令第三号指定配給物資配給手続規程第三條第七号に基き經濟安定本部總裁の主務大臣に対して發する指示等により、此を行ふ。

二 主務官廳は右の指示に基き左の措置を講ずる。

(一) 主要食糧については現に実施中の措置を一層円滑化するための措置

(二) 生鮮食料品については都道府縣別、出荷機關別出荷割当、出荷と生産資材とのリンク制の実施等大消費都市に対する供給確保に準じた措置

(三) 其の他物資については配給計画数量中より炭礦労務者用として優先的に特定する措置

(四) 各物資を通じ優先的に一括配給を確保すため出荷機関へ又は地方卸機関と各炭坑物資配給機関へ又は地方石炭鉱業会などへ直結を図る等末端配給機構に対する特別措置

三 本措置により優先確保すべき物資吸収量は左の通りとする。

### (一) 食糧

炭礦労務者については最重労務者である採炭夫につき、一人一日当熱量三六〇カロリー、蛋白質一〇瓦以上を確保することを目標とし、その家族については一般配給基準量を遅滞なく配給するなどとを目途として左の品目につき左の割合で供給を確保する。

	主要食糧（一人一日当）	勞務者	同家族	備考
全	(ク) 食費	六合	三合	現に実施中の坑外労務者の家族は一律然基準による
味噌（六ヶ月当）	一合	一合	一合	坑外労務者を除く
味噌（六ヶ月当）	三六〇匁	一八〇匁	一八〇匁	
醤油（ク）	五合	三合	三合	
塩（ク）	坑内四〇〇匁 坑外三〇〇匁	二〇〇瓦	二〇〇瓦	坑内特に高粱から炭灰の坑内労務者に付しては別に一人一日当二〇瓦と加配す。
蔬菜（一人一日当）	六〇匁	三〇匁	三〇匁	年間平均一日当配給基準量であるから季節的には増減がある
魚介類（ク）	三十匁	一〇匁	一〇匁	
罐頭詰（一人年間）	一升	一升	一升	
人造バター（一人年間）	二封度	全右	全右	
		食用油を以て代替する事がある		

## (二)嗜好品

特に報償用の意味を含め一般労務者に対しては酒及煙

	坑内労務者	坑外労務者	未成年及婦女子労務者
酒（家庭配給を含む）	一人縦勧日（日当）一日	一人六ヶ月当	六合
煙草（特配分）	坑内及坑外を通じ計画生産数量以上の増産に対する平局	一人六ヶ月当五〇本	
甘味品（キシテー）		一人六ヶ月当	十五〇匁

## (三)作業用品及日用品

草芝、未成年及婦女子労務者に対しては生喫面を左の割合で夫々特配する。

年間必要更新量の確保目標とし左の品目につき、左の一割合で特配する。

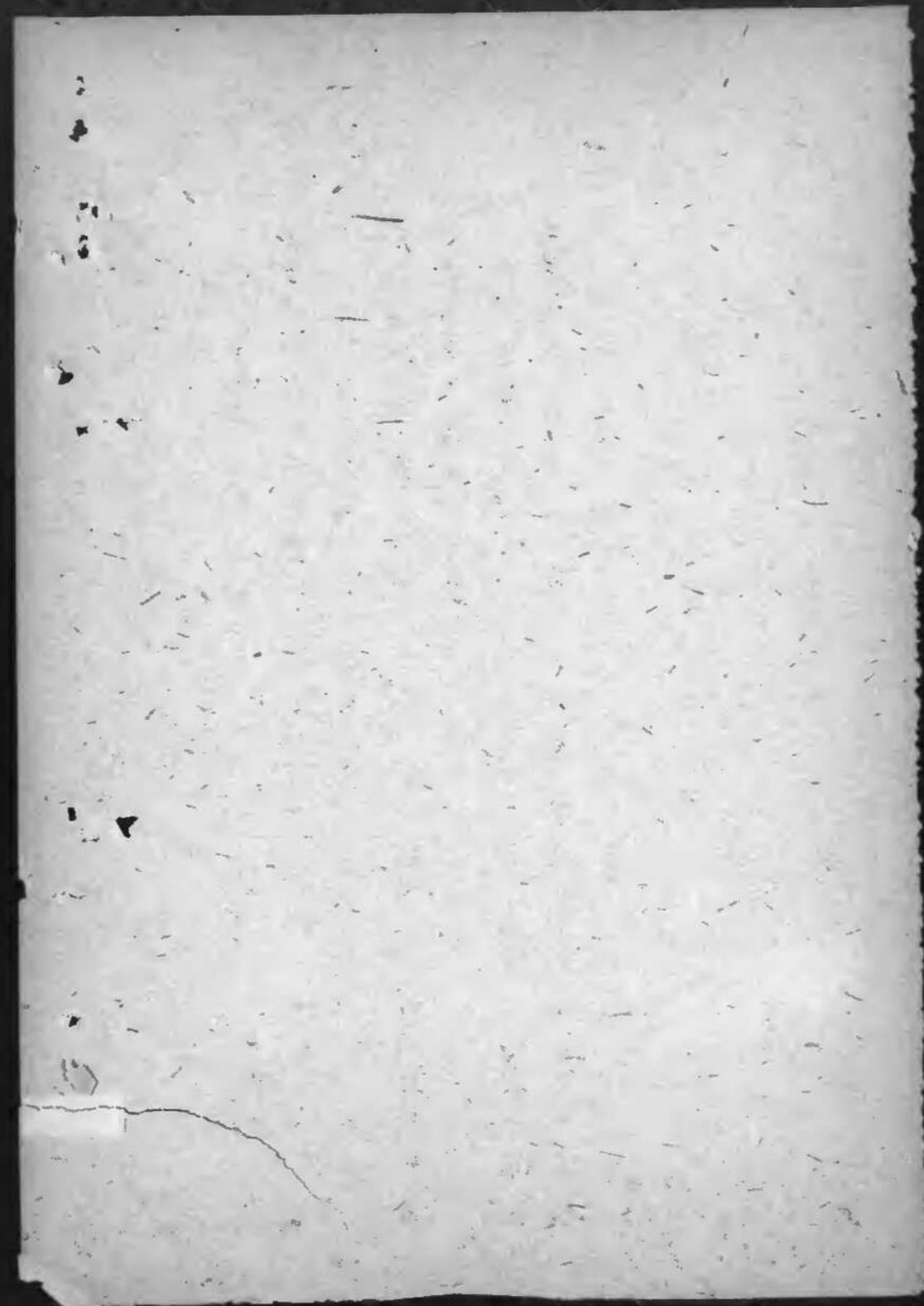
作業衣、一人年間 一五着（可及的に作業服とする）  
軍手、四双  
軍足、二足（ゴム靴使用者のみとする）

地下足袋 八足  
ゴム長靴 年間必要約 一二、二三足 (主として北海道向とする。但一半長を含む)  
ゴム炭礮靴 七八、〇〇足 (主として北海道向とする)  
ゲートル 一人年間 一五足 (男女労務者のみとする)  
寝具 二組 (蒲団、蒲団皮又は毛布とする)  
タオル 三本  
憚 破 一人一月當 坑外三五個  
石鹼

右の外水中長靴については必要ある炭坑に対し必要な  
程度に於て特配をますと共に肌衣類等については可  
及的に特配の増加につとめる。

四三により優先確保される物資の炭坑内部に於ける配分に

ついては經營協議会を活用する等の方法により各炭坑の  
実情に即應した措置をとらせるが特に坑内労務者を優遇  
するよう考慮を拂ふものとする。  
五、本措置により優先確保すべき物資の輸送については特別  
の措置を考慮するものとする。  
六、本措置は既に実施しつゝあるもの、外、急速に諸般の準  
備をすこめ遅くも四月より実施し得る如くするものとす  
る。



244

昭和二十二年三月十三日

經濟安定本部第四部長

殿

労務用物資對策地方運営について

標記口引にては本年一月二十九日付経本四第ニ七号貴都道府縣長官宛各省連名通牒により、その旨を遺憾なく実施せられつゝあるニと、有するが、地方協議会の組織、運営上の参考に資するため、労務用物資對策中央協議会委員名簿(別紙一)及び同小委員会委員名簿(別紙ニ)を送付するから、さき口連名通牒と同封送付し乍、労務用物資對策中

10-X 41

灾協議会委員證券方に關する件ととくに御参考の上遺憾  
おき玉期せらる在り。

まほ第一回労務用物資対策中央協議会において左記の如く  
その任務をりてに運営方法を決定し、から御参考までに通  
知する。

記

下本協議会において審議すべき事項は左の通りとする

一 加配對象業種の再検討

二 現場労務者並び現場職員数の再検討

三 加配物資品目

四 基準割当方針（合理的分配方針）

五 休眠品目毎の基準割当量ハ不均等の一式

六 通正配給機関及びその配給方法手續等

七 非常人員の撲滅及ば複数若ニ重加配防止

八 その他必要なる事項

九 その他参考として順位表に対する意見提出

一 本協議会の審議の進捗を固るため小委員会を設ける

二 小委員会委員の人数は大体十五名程度とし、之の選出を

開除官廳の幹事に一任する

三 本協議会委員は小委員会に對し書面を以て、又は必要の  
ときは出席して意見、希望等を述べるべく其に付する

但し小委員会における表決権はない。

別紙

勞務用物資對策中央協議會委員名簿  
(順不同)

會長	委員	經濟安定本部總務長官	勝賀彌	第三部長	北岡英四郎	同	戰災復興院	財津計画局長	吉田中	吉武	遠藤	島田	吉林省	生務省	林生	厚內務省	工農商運輸	經濟安定本部總務長官	會長
----	----	------------	-----	------	-------	---	-------	--------	-----	----	----	----	-----	-----	----	------	-------	------------	----

國立公文書館  
National Archives of Japan

National Archives of Japan

同 信 省 郡 山 崎 大 路 太 打 斯 次 佐  
勞 勵 科 學 研 究 所 大 森 塞 太 田  
要 應 醫 科 大 學 教 授 高 喬 正 旗  
九 州 帝 國 大 學 教 授 井 上 明 沢 氏  
中 央 勞 勵 委 員 會 事 務 局 長 鮎 球 仁  
東 京 郡 食 種 官 國 種 事 長 木 中 球 仁  
日本 建 繩 工 业 协 制 合 理 事 長 竹 本 球 仁  
全 國 農 業 会 理 事 井 上 球 仁  
日本 農 業 会 理 事 長 竹 中 球 仁  
中 央 水 庄 貿 公 會 井 上 球 仁  
大 路 太 打 斯 次 佐  
總 務 局 長 竹 中 球 仁  
山 崎 大 路 太 打 斯 次 佐  
櫛 連 電 電 電 電 電 電 電 電 電 電 電 電  
陸 運 監 理 局 長  
森 永 製 茅 株 式 會 社 會 長 松 崎 半 三 邦 氏  
全 國 炭 鉛 勞 勵 組 合 協 議 會 鐵 長 松 崎 半 三 邦 氏  
全 國 鉛 山 會 常 務 理 事 松 崎 半 三 邦 氏  
日本 鉄 鋼 業 協 會 專 務 理 事 松 崎 半 三 邦 氏  
全 國 硫 安 業 勞 勵 組 合 聯 合 會 長 松 崎 半 三 邦 氏  
機 械 工 業 联 盟 會 長 松 崎 半 三 邦 氏  
日 本 鐵 鋼 業 協 會 型 事 松 崎 半 三 邦 氏  
化 學 工 業 联 盟 連 絡 部 長 松 崎 半 三 邦 氏  
日 本 發 送 電 機 式 會 社 理 事 松 崎 半 三 邦 氏  
造 船 团 体 協 議 會 常 務 理 事 松 崎 半 三 邦 氏  
金 日 本 港 湾 勞 勵 同 盟 松 崎 半 三 邦 氏  
中 央 銀 行 委 員 長 松 崎 半 三 邦 氏  
金 日 本 通 運 勞 勵 組 合 委 員 長 松 崎 半 三 邦 氏

專賣局煙草部長  
畢齊局鑑定部長  
公衆保健局長  
食糧當局次長  
食品局長  
木紙雜局長  
化學局長  
三木  
鈴木  
坂田  
長谷川  
木省  
三木省  
丙木省  
原木省  
同工林生  
同商農厚同大  
同商農厚同大

曰本私銀分銷組合總會  
副執行委員長  
全國貨物自動車運送事務  
組合聯合會事務經理  
日本海貿財團  
國鐵勞動組合總會中央執行委員  
全通信從事委員組合副委員長  
全國產業別業聯合會總會事務  
理成光屬組合總會同理  
全日本勞動組合會議  
日本產業別業組合產業部長  
兩二組合中央會常務秘書事  
大藏省  
菊尾主程局長  
忠一氏  
加美山芳樹氏  
地主俊夫氏  
西孝雄氏  
海老原哲氏  
中原淳吉氏  
中原虎一氏  
花塚正吉氏  
仲矢虎次氏  
稻川宮雄氏  
堺氏

別紙二

勞務用物資对策中央協議会小委員会委員名簿

勞勵科學研究所 藤木  
慶應醫科大學教授 大森 恵新  
中央勞勵委員會事務局長 鮎澤  
舍木產業労働組合會議幹事  
日本勞勵組合總同盟 中原  
全日本勞勵組合公議 原田  
日本產業労働組合產業部長 仲  
商工組合中央會常務理事 川  
氏 氏 氏 氏 氏 氏 氏



炭鉱労務者所要物資供給確保対策

昭二二、三二九

内閣大臣

昭和二十一年度第四四半期物資供給計画の案定（学習院）  
が英の施策の重要なる一環として物資需給の極めて逼迫した折柄ではあるが炭鉱労務者へ境内外現場職員を含む以下全じての作業上及活動上必要なる物資は沙汰なし。家族の生活上必要な最底限の物資につき、労務者が炭鉱の運営をく振るべく越後守代局より一括優先購入し昭和二十二年度三十万挺の生産目標を達成する基盤たりしめると共に既成の運送空力又は其のため既に実施中の主食英の他物資の配分の措置を含め今後新しく

の措置を講ずる所とす。

一、本措置は昭和二十二年二月十日付内閣訓令第三号若處、被給物資配給手續規程第之「終業」等に甚しき終焉安定本部總裁の主務大臣以對して發する旨不等より此を行ふ。

二、主務官總括の指木及基木丸の指置を講ずる。

三、主要食糧については現行火災池等の庫置を一層円滑化

するための措置。

(一) 生鮮食糧品については都道府縣別、出荷機別出荷割当、出荷と生産資料とのリンク制や火災池等大消費都市に対する供給確保を準じた措置。

(二) 其の他物資については既給計画数量中より炭飯粉等の用として優先的火特走する措置。

(四) 各物資を通じ優先的火一括配給を確保するため出荷機肉(又は地方卸機肉)と各炭坑物資配給機肉(又は地方石炭試業会)との直結を因る専用端配給機械火に対する特別措置。

三、本措置により優先確保すべき物資及數量は左の通りとす。

### （一）食糧

労務者についこは炭飯粉等の性質と取扱時間と火燃耗した所要燃量と所要蛋白量とを確保することを目標とし、その家族火つては一括配給基準量を運営する配給す玉ことを目途とするが食生活の悪化を避けるため務者による影響を考慮し且は炭飯の供給する食糧

中止は遂に職給目標数量人達も難以體力耐る事の如き  
至りて、當たりば、左一構成として食糧を確保する事  
の上手く、且し野木糸、食糧の配給統制の整備により、そ  
の日被取扱る糧食大供給、専ら甚め明かに今の大場  
所、付料率的見地大立脚して、勞務者の主副食の構成  
を足り、食生活の合理化を図り、労務者の主副食の構成  
をもれぬする。尚且つ平均的指置として試験炭鉱を送  
りし合理的な給食の指導を行ふ。

労務者	同家族	備考
主食	六合	
副食	三合	
味噌	八合	

施外運賃費の蒙被は被配給基準人より  
被外労務者を除く

被	油(六升)	金
鹽	五升	
米(六升)	六升	
豆外(四升)	六升	
味噌(二升)	三升	
臭豆腐(一升)	三升	
雜糧(一人百石)	一升	
人選(六升)	一升	
(二) 喫煙酒		
特大報備用の意味を含む一般労務者に対するは酒及 煙草を、未成年の者又は労務者に対するは喫煙を除 く割合で大々特許を充		

食用油を以て、公務者にてある。

(2) 労務者に対するは可及的と立つて之を除く。

(2) 労務者に対するは可及的と立つて之を除く。

(2) 労務者に対するは可及的と立つて之を除く。

(2) 労務者に対するは可及的と立つて之を除く。

(2) 労務者に対するは可及的と立つて之を除く。



六 本の間では經營協議会を活用する等の方策により各炭坑の火情を即ちに大措置せらるせらが特に坑内労務者を優遇する所の考慮を拂うものとした。

七 本措置により優先確保すべき物資の輸送についには特別の措置を考慮するものとす。

八 本措置の実施を図るために中央及び地方の炭坑労務者用物資配給協議会を設置した。

九 本措置は既に実施しつゝあるものの、外に急速に諸般の準備をすゝめ可及的の四月より実施し得る如くするものとする。

労務用物資対策中央協議会協議試案

(二二四二大半四部勞政班)

近く用かるべき中央協議会の協議案は勿論小委員会において充分論議し取りまとめらるべさであるが當局としても

豫め左記事項につき研究討議を進めておきたいと思う。

記

オ一、一般原則

一 労務分配の目的

我が經濟復興のためににはその原動力をなす主要産業労働者等に對しその労働力の再生産に必要な程度の食糧及作業用必需品その他のおもな物資を優先確保し得る努力ねばならぬ。

3.1.9  
51

而してこれにつりでは、昭和十一月二十九日附閣議決定  
に基き、全經濟安定本部において、綜合的計画を樹立、実施  
することなどはなつて、いが未だ、諸般の準備整はぬため、全  
般的発足が立遅れで、ある状況である。  
然るに、今日の、經濟の実態としては、傾斜生産も即効を上  
げ得ず、又一方給与問題とも絡み、給与審議会において  
ても、労務加配の拡充、確保を、強力に希望する意向が見  
えるから、この際、全安本においても、労務加配は、労働生産  
性の保護、労務者生活安定確保のため緊要欠くべかりざ  
るものであらうことを再確認し、萬難を排して、その強化  
擴充を、國民総運營方針を定めるべきである。即ち、これ

を具体的に云えば、加配物資が生産縮少する場合にも、縮

少すべきでなく、拡充につとむべきである。

## 二

一般配給と労務加配との関係

今日我々としては、労務用物資を労務加配として配分す  
る建前をとつて、いるから、原則としては、重要産業労務者  
は一般配給とは切り離し、全然別個な体系の、下に必需量  
の配給を行うことにはならぬい、  
然しながら、供出、輸出、配給操作不滑等に基因し、運  
欠配を生ずる場合には、労務加配の優先確保を原則とし、  
就中、重産業労務者については、格別の考慮を持たれこれ  
が確保に努めるものとする。

## 三 労務加配の対象

差當り重要産業に從事する現場労務者及現場職員に限るものとしその他の労働者については今後研究を加之る。

従つて家族は対象外のものとする。

## 第二 個別の事項

以下諸問事項順に記述する

一 加配対象業種の再検討  
加配対象業種は具体的な加配品目毎に具体的に決定さるべきであるが、現在暫定的に定められている米についてはこれを再検討して見ると新に附加すべきものとして次の様なものが考へられる。

### 大都市所在小学校教員

### 二 現場労務者並に現場職員数の再検討

1 昨年末現在の各省関係産業別職種別労務者数調

又 最近の内閣統計局産業別労務者取調等を基準として再検討し尚今後定期的に関係各省より報告を求め補正する

### 三 加配物資品目

加配物資は作業用必需品、食糧品及嗜好品に分れますが、差当り予定品目としては左記に限定し、且つ可能のものから重点的に推進する（別紙労務用加配物資予定期目表参照）

主食物

副食物

嗜好品

調味料

織維製品

化学工業品

その他

特殊品目については当該需要官庁と各物資、主務官庁との個別的な折衝に委ね要すれば、聖安本も協力する程度とする。

#### 四 基準割当方針（合理的配分方針）

一般加配と合せへ現場へ労務者へ現場職員を含む以下同じの労働再生産に必要な栄養量及当該作業の労作量並に作業に従事するための作業用品、消耗度合報奨的見地等を勘案しこれらの要求を充足することを目指し、せねばならぬが具体的には各品目毎にこれを定めねばならぬ

#### （一）配分区分

農村向米麦等主要食物の供出等に対し特に政治的考慮をも加之うれた報奨用物資を除き、その他の一般労務用物資の配分については左の如き区分が考えられる。

#### （二）政府直配制

(2) 中央指定制

(3) リンク制

(4) 地方指定制

而して(3)リンク制については労務分配の性質上、厳密に云うと色々議論を生ずるが統制強化上必要物資を配給ルートにのせてくる一手段としては一應許さるべきであらうか。

(=) 一般方針

(1) これを物資分類別に考察すれば

(1) 食糧品 | 必需栄養量

(2) 作業用必需品 | 消耗度合 | 充足

(八)

(1) 増好品 | 賞励報奨的勤労意徳の増進を目途として夫々基準量を決定すべきである

(2) 食糧品及び作業用必需品については夫々科学的合理的の基準に基き各品目別に業種別最低必需基準量を算出する。  
これがため各職種別労務者構成を基礎とし職種の実質的内容を検討し産業別の必需基準栄養量及作業用必需品の消耗度等に関する研究を科学的に推進していく。その際食糧品については主食品を副食品との配分比についてもこれが供給見込量等をも勘案し年度へ半年度)別位に妥当なる比率を決定する。

(3)

嗜好品たついては獎励報奨的加配を原則とする。但し主食と異り数量も極めて限定せられており普遍的に行き渡らないのでその配分は左による。

① 酒・煙草の様な成年男子労働者向のものは男子、甘味料の様な女子年少労働者向のものは女子、年少者に優先的に配分する性別、年令別を考慮する。

② 對象業種は順位表に従ひ重複的で決定する。一定量を定期獎励用とし、他を増産報奨用とする。

右の場合前者については一部獎励加給用として留する。

保しあくことも考えられる。

之を要するに嗜好品については各品目の特性に應じ生産意欲増進のため夫々最大効率を發揮する極に配慮せねばならぬ。

(4) 基準量には原則として地域差を設けない。

不足供出不振その他の事由により一般方針により定めた業種別の基準量により難い場合には已むなく重點的に左によりてこれを圧縮する。  
① 最高順位の産業については最優先確保を建前とし原則として圧縮しない。  
ガニ順位以下のものについては高順位のものより

優先確保する。従つて低順位のものから高順位に向つて順次基準量を削減又は削除する。

(2) 優先確保する。従つて低順位のものから高順位に向つて順次基準量を削減又は削除する。  
右削減又は削除の場合特に必要あるときは当該業種の特定工場事業場の指定制等の方法により割合を継続し以て生産の有機的連関を害ぬる充分考慮する。

具体的品目毎の基準割当量へ不均衡のは是正  
現在迄に一応決定したものは米及酒(別表)の二種で  
あるが近く煙草についても別表票により決定した。

而してこれか不均衡の是正に付いて具体的の希望は判然せぬが、同種の業態については官業民業の差別を撤廃する、ビ及主食品につりては最低必需栄養量充足を以て限度とし、他に考慮へ政治的)を加えぬこと等の強い希望がある。

配給物資の切符制へニニ、ニ一〇内閣訓令第三号指定  
配給物資配給手續規程へ及び配給公園制実施に伴い  
漸次配給機関の整備がなされ配給方法も的確になる  
と思うが、我々としてはその迅速化を特大要望したい。

主として前号及本号に照亦し、地方開保廳の事務處理のため物資對策地方運營要領を別紙開保廳省連名を以て通牒してある。

七、幽靈人員の撲滅及横流れ若は二重加配の防止配給機構の整備に伴い配給方法、手續等に嚴密な検討を加え修正すべき点を発見したときは速かに是正措置をとる  
一方、実質的には第二線機関たる労働基準監督署等の

活用強化を圖ると共に工場事業場における労働組合に対する絶えず労務加配の趣旨上これを公正に配分すべき所に至り、常に当該工場事業場に対する加配の実情を明にしおき、その全面的協力を仰ぐものとする。而して業種により労務者の浮動性の多いもの及稼働場の移動性の多いものについては稍もすれば弊害が起り易いから特段の注意を要する。

八、その他必要な事項  
(1) 隠退藏物資並に備發物資等を終安本において確保し

労務用物資についてはこれを労務加配数量に織り入れる。

(2) 加配物資の品目、数量、時期等を決定したとされ中央又は府県別に新聞、ラヂオ等により聞知させる。但し余り早すぎて現物が確實容易に来ない様な臭いある場合には発表を考慮する。

(3) 中央の計画方針と地方機関の取扱との間に喰違を未だぬ様注意すること、特に第一線末端における事務細部のため間隙、食違を生じて、そのため反つて労務者の生産意欲を減退せしむる様なことは厳に慎む。

(4) 労務者数、加配基準量、順位表等の改訂は差当り要すれば隨時これを行ふ。

(5) 労務用物資の配分は經濟復興、民生安定上必要な労務者の生産性の保持向上のために、経安本において総合的見地に立ち一元的に施策することになつたのであるが、G.H.O.に対してはこの趣旨と各物資の配分方針を領並に具体的計画を報告して個々の物資について現地軍側より特別の事由ある場合は別として個別的指令を發することのない様に譲解を求めておく。

その他順位表についての参考意見

(1) 順位表は品目毎でなく一般的に定めるものとし重要産業

については可及的網羅主義をとる。

(二) 稍もすれば本順位表を具体的基準（割当）量と混同され易い様であるが、順位表は唯單に重要産業の優先順位を定めたものであり、具体的基準へ割当一量は各品目毎に当該産業の劳作量、消耗度等科学的合理的検討によりて定められるもので、この两者を混同することは誤りである。

(三) 次に順位表無用論を唱えるものがあるが、(1) 加配総量が全対象労務者に充されぬ場合何れを優先確保すべきか、又は(2) 加配総量が削減される場合何れより削減又は削除すべきか等の事案に対しては順位表制によることが最も妥当と信じられる。

（終り）

経本四第一七二号

昭和二十二年四月二十八日

経済安定本部第三部長

第四部長

取扱復興院計画局長

厚生省 労政局長

農林省 総務局長

商工省 総務局長

運輸省 艦運監理局長

逓信省 労務局長

各省決裁済

知事殿

(寫)

地方商工局長殿

地方鉄道局長殿

地方海運局長殿

地方通信局長殿

労務及公職業行政機構整備に伴う労務用物資対策に関する件

労務用物資対策に関しては一月二十九日附経本四第二十七号同様各省連名通牒により示達したが、今般労働及公職業行政機構の整備に伴い勤労署及び日傭勤労署が廃止せらる

公職業安定所公共労働安定所及び労政事務所が設置せら

水 尚ほ近く都道府県労働基準局及び労働基準監督署が開設せられる予定であるので、今後一般労務用物資に関する事務は左記要領によることに致したいのでその様に御配慮願いたい。

記

一 経済安定本部は労務用物資対策中央協議会に諮つて決定した基本方針に従い、関係各省と協議の上、中央において直営配分計画を樹てるものを除く工場事業場に対して一般労務用物資について、都道府県別配分計画を樹立したときは、当該配分計画を都道府県労働基準局に対して通知する。

物資所管中央官廳は右配分計画に従い、地方物資所管官

廳に對し所要の措置を講ずる。

二 都道府県労働基準局に周原各廳用官へ都道府県労働基準局、都道府県の物資並びに事業用官部局及びその他の物資並びに事業用官廳へ及び物資代表よりなる一般労務用物資対策地方協議会を設置する。

三 都道府県労働基準局は中央指定のものを除く一般労務用物資について、前号の地方協議会の意見を聞いて配分要請へ地区又は業務別々を依成して、これを地方物資所管官廳に通知する。

四 地方物資所管官廳は右の通知に基き、配分計画を決定し、購入制当公文書の発行を行うものとする。

中央指定及び前号により決定した配分計画に基き、都

道府県労働基準局は地方開拓廳と合議して労務加配対象事業所へ工場、鉱山、事業場等の受配労働者に対する個別割当を決定し、購入割当公文書を交付する。

五、一般労務用物資の末端事務及公監査等は労働基準監督署においてこれを行う。但し公共事業、進駐軍労務及び一般日傭労務者に關しては、公共職業安定所又は公共労働安定所においてこれを行うものとする。

六、逓本四第二十七号一月二十九日附各省連名通牒別添「工場事業場及日傭労務者用物資配分要領」へ試案」中、「行政主務部」とあるは「都道府県労働基準局」とし、「勤労署」とあるは「労働基準監督署」へ公共事業、進駐軍労務及び一般日傭労務者に關しては公共職業安定所

三は公共労働安定所とする。

七、労働基準監督署の行う右事務は、これ公開談に至る迄の間は都道府県労働基準局職員であつて將來労働基準監督署要員たるべき者を労政事務所に駐在させて行はせる。  
備考

農林、水産用及び船員用等として地方配分するものについては從来通り地方廳において處理することとし、本通牒はこれを適用しない。

経本四第一七二号属

昭和二十二年四月二十八日

経済安定本部第三部副部長  
経済安定本部第四部副部長

知事殿

(写) 地方商工局長殿  
地方鉄道局長殿  
地方海運局長殿  
地方通信局長殿

労働及職業行政機構整備に伴う労務用物資  
対策に関する件

標記の件に関しては本日附経本四第、一七二号関係各省連名  
通牒が発せられましたが、これについては若干の疑義を生ずる  
虞があるので運営上の参考迄左記事項について説明を加  
える。

記

一本通牒は関係各省局長連名に亘つて居り、各物資現局  
局長名を掲げていなゝが、各物資主務官廳においては當  
該局長より夫々各現局と打合済に亘つてゐる。  
尙本通牒写は中央においては内務省警保局、大蔵省主税  
局專賣局及印刷局、厚生省勤労局及公衆保健局、農林省  
食糧管理局食品局及水産局、商工省織維局及化勞局、運  
輸省鉄道総局職員局等に対しても送附した。

二、本通牒は一月二十九日附通牒に對して厚生省労働及行政  
機構の整備に伴う事務調整を図ったにすぎないものであ  
るが、先の通牒は本通牒によつて修正された事項以外  
はそのまま、生きてゐる。從つて都道府縣労働基準局に移  
管されない部分については從来通り地方廳において處理  
するのである。

三、先の通牒においては切符制について明確な指示をしてな  
かつたが、その後今日においてはおおむねその機構並び  
に運営方針が明になつたのでその大綱を示した。但し指  
定配給物資について切符制の実施は、既に実施された生  
鮮魚介以外は今の所不明であるから、その実施について  
何分の指示があるまでは従来通りの例によつて貫いたい。

四、本通牒第三号においては指定配給物資の配分は、物資主  
務官廳においてこれを決定し購入割当公文書の發行を行  
うものとすることを明にした。尚この点については本年  
一月十日附内閣訓令第三号「指定配給物資の配給手続規  
程」中特にその第三條第一号及第八号を参照せられたれど、  
五、本通牒第四号においては都道府縣労働基準局は監督の立  
場上事業所の労務關係の実体を最もよく把握しているの  
で、中央指定及前号によつて主務官廳が決定した配分計  
画に基いて地方關係廳と合議して労務加配対象事業所の  
受配労働者に対する個別割当を決定し、主務官廳の發行  
する購入割当公文書を取り次ぎ交付することにした。  
尚從來割当は事業所單位に一括して決定されることが多か

つたが、今後は必ず労働者個人宛に切符が切られることが明にされた。

六、備考として農林水産用及船員用等として地方配分するものは從来も第一線勤労署で開與していなかつたので、引き続き地方廳において処理することとし、本通牒はこれを適用しないことを明にした。但し農林水産用といつても食料品工業等における賃金労働者については都道府縣労働基準局において所管するものとする。

尚將來問題となる点があれば逐次通牒する。

## 労務用物資対策中央協議会協議試案

(ハ二二、五、二一、労働局労政課)

近く開かるべき中央協議会の協議案は初論小委員会において充分論議し取次まとめらるべきであるが幹事会においても豫め左記事項につき研究討議を進めておきたとと思う。

記

### 第一 一般原則

#### 二 労務加配の目的

我國經濟復興のために、その原動力を保す主要産業労働者等々に對し、その労働力の再生産に必要な程度の食糧及作業用必需品、その他之物資を優先確保し得る様努

めねばならぬ。

而してこれにつけては、客年十一月二十九日附閣議決定に基き、經濟安定本部において綜合的計画を樹立、実施することとなつて、諸般の準備整はめたため全般的発足が立運転してゐる状況である。

然るに今日の經濟の実態としては傾斜生産も即効を上げ得ず、又一方給與問題とも絡み、給與審議会においても労務加配の抜き、確保を強力に希望する意向が見えるから、この際、經濟安定本部においても労務加配は労働生産性の保持、労務者生活安定確保のため、緊要欠くべからざるものであることを再確認し、萬難を排してもその強化抜きを圖る総運営方針を定めるべきである。 へ即ち

3-1-d

これを具体的に云えば加配物資が生産縮少する場合にも縮少すべきでなく拡充につくむべきである。

## 二 一般配給と労務加配との關係

今日我々としては労務用物資を労務加配として配分する建前をとつてゐるから原則としては重要産業労務者は一般配給とは切り離し全然別個な体系の下に必需量の配給をうけることにはならぬ。然しながら供出、輸送、配給操作不円滑等に基因し遅久配き生ずる場合には労務加配の優先確保を原則として中重産業労務者については格別の考慮を拂ひこれが確保に努めるものとする。

## 三 労務加配の対象

差當り重要産業に從事する現場労務者及現場職員へ現場労務者と同程度の労働に從事する者に限るに限るものとしそ他の労働者については今後研究を加える。従つて家族は対象外のものとする。

### 第二 個別的事項

#### 以下諮問事項順に記述する。

##### 一 加配対象業種の再検討

加配対象業種は具体的な配品目毎に具体的に決定さるべきであるが、現在暫定的に定められている米についてこれを再検討して見ると新たに附加すべきものとして次の様なものが考へらるる。

△△△

△△△  
二 現場労務者並に現場職員数の再検討

昨年末現在の各省間保産業別職種別労務者数調査を基準として再検討し、今後定期的に報告を求め補正する。尚お労働基準局をして定期的に現場労務者数へ現場職員数を含むことを調査せしめることとする。

三 加配物資品目

加配物資は作業用必需品、食糧品及嗜好品に分れるが、差当たり予定品目として甘利記に限定し、且つ可能のものから重複的に推進するべ別紙労務用加配物資予定品

目表参照

- 一 主食物
  - 一 副食物
  - 一 嗜好品
  - 一 調味料
  - 一 鐵維製品
  - 一 化學工業品
  - その他
- 特殊品目については当該需要官廳と各物資、主務官廳との個別の折衝に委ね要すれば経営本も協力する程度とする。

四 基準割当方針（合理的的配分方針）

一般配給と合せ労務者の労働再生産に必要なる栄養量、及び作業に従事するための作業用品消耗度合並びに報奨的見地等を勘案しこれらの要求を充足することを目的とせねばならぬが具体的には各品目毎にこれを定めねばならぬ。

(一) 配分区分

農村向米麦等主要食物の供給等に対する特に政治的考慮をも加えられた報奨用物資を除き、その他の一般労務用物資の配分については業種別、品目別に左の如き区分が考えられる。

(1) 定額制

(1) 政府直配制  
(2) 中央指定制  
(3) 地方指定制

(2) リンク制

尚お、前者については必要に応じ当該業種の生産の実態に即し工場指定制を行うものとする

(二) 一般方針

(1) これを物資分類別に考察すれば

(2) 食糧品……必需栄養量

(3) 作業用必需品……消耗度合

充足

(4) 嗜好品……獎勵報奨的勤労意慾の増進を目的として夫々基準量を決定すべきである。

(5) 食糧品及び作業用必需品については夫々科学的余裕的基礎に基き各品目別に業種別最低必需基準を定めることとする

これがため各職種別労務者構成を基準とし職種の実質的内容を検討し産業別の必需基準栄養量及作業用必需品の消耗度等に因する研究を科学的に推進していく。その際食糧品については主食品と副食品との配分比についてもこれが供給見込量等を勘案し妥当なる比率を決定する。

(3) 嗜好品については奨励報奨的加配を原則とする但し主食と異り数量も極めて限定せられており普遍的に行き渡らないのでその配分はたゞよう

○ 酒、煙草の様な成年男子労働者向のものは女子、甘味料の様な女子年少労働者向のものは女子、年少者に優先的に配分する様性別、年令別

を考慮する

(2) 対象業種は順位表に従ひ重義務的に決定する

(3) 一定量を定期奨励用とし、他を増産報奨用とす

右の場合前者については一部奨励加給用として留保しあくことも考えられる

之を要するに嗜好品については各品目の特性に応じ生産意慾増進のため夫々最大効率を發揮する様に配慮せねばならぬ。

(4) 基準量には原則として地域差を除けば、いわゆる配給量の不足減少による善後措置生産の絶対的不足候出不振との他の事由により一概に外れより定

めた業種別の基準量により難い場合には已むなく重  
意的又左よりでこれを圧縮する

(1) 最高順位の産業については最優先確保を達成し原則として圧縮しない  
第二順位以下のものについては高順位のものより優先確保する。従つて低順位のものから高順位へ向つて順次基準量を削減又は削除する。

(2) 右削減又は削除の場合特に必要あるときは該業種の特定工場事業場の指定制等の方策により加配を継続し以て生産の有機的連関を害はぬ様充分考慮する。

五

現在迄に一應決定したものは米及酒へ別表一の二種であるが、近く煙草についても別表案により決定したい。而してこれらが不均衡のは是正について具体的の希望は判然せぬが、同種の業態については官業民業の差別を撤廃すること及主食品については最低必需栄養量充足を以て限度としごとに他の考慮へ政治的しき加えること等の強い希望がある。

次に米につき加配対象業種の再検討に伴ひ新規に基準割合量を追加決定すべきものを掲げる。

△△△  
△△△  
· · ·  
何合 何合

大、適正配給機関及びその配給方法、手続等

從未存在していいた各種統制団体が解消し、近く指定配給物資の切符制へニニ、ニ、一〇内閣訓令第三号指定配給物資配給手続規程及び配給公團制実施に伴い漸次配給機関の整備がなされ配給方法も的確にならと思ふが、我々としてはその迅速化を特に要望したい。

主として前号及本号に照應し、地方閃保廳の事務處理のため物資対策地方運営委員会別紙閃保各省連名を以て通牒してある。

七、函靈入員の撲滅及横流札若は二重加配の防止配給機構の整備に伴い配給方法、手続等に最密な検討を加之

修正すべき矣を発見したるときは速かに是正措置をとる一方、実質的には第一線機関たる勞働基準監督署等の活用強化を図ると共に工場事業場における労働組合に対し絶えず労務加配の趣旨上三社を公正に配分すべき所以を徹底せしめ常に当該工場事業場に対する加配の実情を明にしあき、その全面的協力を仰ぐものとする。

而して業種により労務者の浮動性の多いもの及稼働場の復勤性の多いものについては稍もすれば弊害が起り易いから特段の注意を要する。

一案として地方においては毎月の入荷量及工場事業場割剰当量と残高等の一覽表を整理しおき隨時監査に利

用する。

尚、虚偽の報告等にもとづき受配した工場、事業場等に對しては適当なる懲罰を考慮すること。

#### 八、その他必要な事項

(1) 労務加配の実施状況を監査するための機構を整備し常時監査を行うとともに、経済安定本部において審時必要とする監査を行うこと。

(2) 憲退職物資並に搞捲物資等を経安本部において確保し労務用物資についてはこれを労務加配数量に繰り入れる。

(3) 加配物資の品目、数量、時期等を決定し(とさは中央又は府県別に新聞、ラジオ等により開知せらるる)

組し余り早すぎて現物が確實容易に未ほい様な場合はある場合には發表を考慮する。

(4) 中央の計画方針と地方機関の取扱との間に食違を未さぬ様注意すること。特に第一線末端における事務、販賣のため間隙、食違を生じて、そのため又つづけ、務者の生産意慾を減退せしむる様なことは嚴に禁じる。

(5) 労務者数、加配基準量、順位表等の改訂は差当たり要すれば隨時これを行ふ。

(6) 労務用物資の配分けは復興、民生、安定上必要な労務者の生産性の保持向上のために経安本部において総合的見地に立たて一元的に施設することに亘つた。

のであるから、H.I.O.に対するこの趣旨と各物資の配分方針を要領並に具体的な計画を報告して個々の物资について現地軍側より特別の事由ある場合は別として個別的指令を發することのない様に了解を求めておく。

その他順位表についての参考意見

- (一) 順位表は品目毎でなく一般的に定まるものとし重要産業について可及的網羅主義をとす。
- (二) 稍もすれば本順位表を具体的基準へ割当一量と混同され易い様であるが、順位表は専單に重要産業の優先順位を定めたものであり、具体的基準へ割当一量は各品目毎に当該産業の労作量、消耗度等科学的合理的検討によつて

定められるもので、この両者を混同することは誤りである。

- (三) 次に順位表共用論を唱えるものがあるが、分配總量が全対象労務者に充き川の場合何れを優先確保すべきか又はどの分配總量が削減される場合何れより削減又は削除すべきか等の事案に対しては順位表割によることが最も妥当と信じられる。

（終）

勞務用物資の配当基本計画設定要領(案)

二二八三一  
民生課

一 勞務用物資の配当は、労働力の再生産を可能ならしめ、労働の生産性を保持、昂暢し賃貸資金の充実及び労務者は、労働の安定を通じて産業の復興を目途として重要産業及び重要業務に從事する労働者に対して、物資の供給力の許す範囲内において、一般民生用の最低限確保との調整を行ふ。

二 勞務用物資の配当の基本計画は、經濟安定本部において、生活物資局において労働局と協議の上、生活物資の綜合的需給計画の一部としてこれを策定し、これを基準として当該物資の配給に関する権限のある主務官廳をして内閣訓令第三号指定配給物資配給手続規定に基き実施せし。

かる。

三 労務用物資の配当は、原則として一般民生用の配当と區別し、労務加配としてこれを行つものとし、作業用品など物資の特性、配当上の便宜その他特別の事由があるものにつりては、これを一般民生用と合せて配当する。

四 勞務用物資の配当の対象は、物資供給力の現状に鑑み、重要産業及び重要業務に從事する現場労務者及び現場職員であつて、現場労務者と同程度の労働に從事するものとし、特別の場合の外その家族を含むものとする。

五 勞務用物資の配当対象の産業業務の種類は、労務用物資の性質、供給力、産業業務的重要性、労務の種類などをにより物資などに定め、その区分はできるだけ指定生産

31d  
75

資材の割当に関する需要部門区分表（産業区分表）に準じて取扱うも差当り中央において特掲区分するものは、概ね次の通りとする。

(一) 石炭鉱業(二) 亜炭鉱業(三) 鉄鋼業へ但し重油を使用するものに重点を置く。)

(四) 化学肥料製造業(五) 主要食糧生産業(六) 蔬菜生産業(七) 鮮魚介生産業(八) 養蚕業(九) 薪炭生産業(十) 伐木業(十一) 製材業(十二) 硫化鉱業(十三) 鉄道軌道業(一) 國鐵、私鉄(十四) 港湾運送業(十五) 船員(十六) 遠信事業(十七) 発電事業(十八) 警察及び消防(十九) 公共事業へ開拓開墾、土木建築関係(二十) 織維工業(廿一) 主要な輸出産業へ但し輸出見込確実なものに限る)

主要食糧の配当対象の範囲は概ね現行通りとし供給力の

範囲内で若干の合理的裏更を認める。

六、労務用物資の種類は、原則としてつきのものとし物資の供給力、性質及び労務の種類により対象労務ごとにこれを定め、必要に応じて配当する物資の種類を増減する。

(一) 主要食糧 (二) 鮮魚介加工水産物、蔬菜、漬物 (三) 味噌、醤油、食用油脂、醤油 (四) 塩 (五) 甘味品 (六) 味 (七) 煙草 (八) 作業衣、紺織、軍手、軍足、ゲートル (九) 地下足袋、ゴム靴 (十) 石けん

七、労務用物資の配当基準量は物資の供給力の許す範囲内配当対象の産業労務間の均衡に留意し労務者の労働力、再生産に略々必要に近い栄養量を確保し作業上に生ずる作業上の消耗度合を勘案するとともに生産能率の増進

及び当該重要産業役務に従事することに対する報償の意味を合せて最も生産、供出意欲の増進に有效を本うに考慮してこれを定める。

基準量は原則として地域差を設けないが、例へば米單作地帯の米單作農家に対する報償的全労務用配当に関する場合等別途閣議決定あるものについては合理的な地域差を例外として認める。

八 労務用物資の産業役務種類別配当量は右基準量と經濟安定、本部において概定じた産業役務別労務者数とによリ認めるも差当り労務者数は昭和二十一年四月内閣統計局人口調査及び二十二年七月内閣統計局年次勤労統計、去基としニ市に二十一年末現在における各省の推定など

を参考として補正した經濟安定本部労働局の昭和二十二年十月一日現在推定數によるものとする。

配当対象の各産業役務内の職種による区分は当分の内原則としてこれまでないこととするも別途研究の上職種間ににおける配当基準量の合理的な区分をするよう考慮する。

産業役務別の労務者数、職種別労務者数、稼働状況の実態把握に正確を期し經濟安定本部労働局、労働省、労働基準局、労働基準監督署は經營者及び労働組合の協力を得てその常時正確を把握する措置を上旨とともに幽靈人頭、二重多配など不正受配の防止矯正を確實に行うものとする。特に浮動性の多いものについては特別の考慮

さするものとする。

右のため、毎月の受配数量、受配人員、受配者名、報動、  
帳記載に帳簿など工場事業場に常時備へ付けて  
當直に送繳をいよう指置する。

九 労務用物資の配当は、原則として定額制によるものと  
リンク制によるものとに分つも、流通秩序確立のため及  
び生産、供出に実效あらしかるため当面においてはさ  
らずだけリンク制を擴入するものとする。

又定額制によるものといえども、できるだけ稼働率、生  
産量等に關係せしめ又報償的意味のものは受配者にその  
趣意を判然ならしめうよう工夫して有効な利用をはかる  
にする。

特ニ烹煮をあひてリンク制を拡大強化するものにつれて  
は、輸送コストを定めるも生活物資である勞務用物資の配当  
は、リンク制をとる場合は同一対象産業級格の勞務  
用物資にて、リンク制により配当せられる生産資材と合せア  
クスの有効を実効をあげるものとする。

白-2-9

22-11

37 第二、方針

労務用物資の特配は經濟再建の原動力たる重要産業（服務を含む）以下同じに供給する労働者へ現場労務者及現場職員に付し労働力再生產のため必要な主食其の他の食糧品、衣料其の他作業用必需品、労務意欲向上の為必要な酒、煙草等の嗜好品を優先確保することにより労働の生産性を保持昇揚させ共に実質賃金の充実を通じ労働力の生活安寧を図ることを目的とする。

労務用物資確保対策要領（案）（昭二二九、八）

（E.S.B 労働局）

第一、目的

前項の基本計画策定に当つては物資供給力の極めて低い現状に鑑み一般民生用物資との調整を考慮するが、労務特配の目的に鑑みて極力労務用物資を優先確保するものとし就中最重産業労働者用物資の絶対確保に努めるものとする。

### 第三、要領

#### 一、特配対象労働者

差当り重要産業に從事する現場労務者及び現場職員へ現場労務者と同程度の労働に從事するものに限ることとし特別の場合の外は家族は含まない。

対象労働者の数は最近に於ける、總理府統計局、労働省共の他肉保各省調査のとの等を検討の上業種別に之を決定し必要に応じ男女別、

#### 年齢別、職種別等を明かにする

#### 二、特配対象業種及職種

特配対象業種及職種は重要産業及び重要職種に限り特配物資の品目、数量等を勘案し各品目毎に具体的に決定するが産業の区分及重要度は概ね指定生産資材割当産業區分表に基き作成した労務用物資特配産業順位表へ別紙第一第二へに依る。

順位表により査定を行ふ場合に於て当該業種の削除が經濟の有機的関連を著るしく阻害する虞あるときは特定の工場、事業場等の指定制により労務用物資の確保を図るものとする。

#### 三、特配物資品目

特配物資品目は食糧品、作業用必需品及び嗜好品等くし其の範囲は

概ね別表（別紙第二）の通りとするが必要により更に品目を増減する。

#### 四、特配基準量

労働者当りの特配物質の基準量は各物質毎に業種別、職種別、性別、年齢別等により決定されなければならぬが早急に合理的に詳細な結論を得ることは困難であるから差当り可能な限り概ね業種別にのみ決定することとし職種別以下の決定は別途研究の成果を俟つこととする、但し基本的には物質別には次のよう考へる

##### （1）食糧品

食糧品の特配は労働力再生産の為に必要な栄養量の充足を目標とするがため各業種毎に当該業種内に於ける職種別労働者構成

成を基礎とし各職種の実質的労働内容の輕重を検討して合理的な業種別必需基準量を算出の上、食糧品の供給量を勘定し特配品目毎に妥当な業種別特配基準量を定める、その際要すれば主食品と副食品についての妥当な配分比率をも定める。

##### （2）作業用必需品

作業用必需品の特配は作業による消耗の補充を目標とする、然つて前号の方法に準じ各特配品目毎に業種別消耗度に応じた妥当な業種別特配基準量を定めることが出来る。

##### （3）嗜好品

嗜好品の特配は食糧品及び作業用必需品が直接労働上の需要充足を目標とすると異り専ら心理的に勤労意欲の昂揚を目標とするこ

異り専ら心理的に勤労意欲の昂揚を目標とする。従つて合理的科學的に特配基準量を決定することは困難であるが、各品目毎に特性に応じてのような方法により勤労意欲昂揚の為共の最大の効率を發揮し得るよう考慮する。

(iv) 酒煙草の如く成年男子向のものは成年男子を、甘味品の如く女子年少有向のものは女子年少者を優先せしめるよう時に性別、年齢別の考慮を拂ふ。

(v) 酒、煙草、甘味品の相互の代替選択を認めようの考慮を拂ふ。

(vi) 一定量を定期獎勵用として他の一定量を増産專報獎用とする。

### 五、特配方式

一般勞務用特配物資の配分については物資の品目、教室労働者の幾

季する業種又は職種の特性及重要度に応じ既に左の如き方式により目的達成に努める。

#### (1) 定量制とリンク制

必需量充足の為には労働者単位当たりの基準量を定めて配給する定量制が適当であり、生産に対する強烈な刺激を必要とする場合は生産量と特配物資とをリンクするリンク制を探るべきである。特配物資の種類について云へば嗜好品はリンク制により食糧品作業用必需品等は定量制による配給を適當とする。産業的には原始産業にはリンク制が近代産業には定量制を適當とする。

尚定量制によるものでも可能を限度に於て其の配給を稼動率等に内保せしめ、又リンク制報奨用のものは特に受取者に其の趣旨を

判然せしめるよう工夫する必要がある。

#### (2) 中央指定制と地方委任制

特に重要な産業については中央に於て業種、基準量を指示し地方を以て特配工場、事業場労働者を指定せしむる中央指定制と中央に於て業種又は基準量を指示せざり地方府として之を決定配給させる地方委任制がある。

尚此の際特に必要ある場合は中央に於て直接工場事業場等を個別的に指定する工場事業場指定制とする。

#### 第四、特配計画の策定及実施

一、労務用物資特配基本計画は右の要領により年間乃至四半期毎に経済安定本部へ労働局に於て同生活物資局其の他と合議の上に於て策定

定し労務用物資対策中央協議会に諮り閣議決定を経て実施するものとする。

関係各庁に於て右の基本計画に変更を來すような措置などらしくすることは認め經濟安定本部へ労働局へに合議しあければならぬ。  
二、右の基本計画実施の為物資配給所管中央官廳は労働省及び需要所管中央官廳と協議の上実施計画を策定し内閣訓令第三号指定配給物資配給手続規定に基き配給を行ふものとし実施計画反実施の結果を経済安定本部へ労働局へに報告するものとする。

三、物資配給地方廳は前号の実施計画に基き地方労働基準局と合議の上地方的実施計画を策定し労務用特配物資の割当を行う。此の際地方労働基準局に設置せる労務用物資対策地方協議会に諮詢又は報告し

だけ此ばならぬ。

四、労務用物資購入割当公文書へ消費者切符を労働者に交付するは労働基準監督署に限ることとする。但し基本計画又は法令に別段の定ある場合は此の限りではない。

五、労務用特配の合理的運営を期する為肉係廳は労働者数及稼動状況、工場事業場等の操業状況を常時的確に把握し、幽靈人員、二重特配等の廻然を計らねばならぬ。このため経営者及び労働組合等に対し常時労務特配の実情を明にし其の協力を求める必要がある。特に未端購入割当公文書交付廳たる労働基準監督署の適切な運営により配給の履正直確を期するものとする。

### 第三、監査

一、經濟安定本部（監査局）及びその地方機関は肉係廳並に重要工場等、業場等に對し必要有監査を実施する。

二、労働基準監督署其の他の第一線機関は常時監査の任にあたる。

三、監査に際しては浮動性の多い労務者及び移動性の多い事業場等に特に留意する。

### 第六、其の他

一、本要領は農林水産業に從事する労働者及び船員に対する労務用物資の特配については適用しない。

二、物資特配の際諮詢委員会の諮詢を要する旨の法令の規定を運用するに当つては労務用物費に関する限り本要領中の対策協議会を活用するものとする。

三、中央の計画方針と地方の取扱との間に齟齬を生じぬよう、特に末端に於ける事務上の組織により配給の差延する等により反覆く労働者の生産意欲の減退を未だが如きことなきやう嚴に注意する。

四、隠退藏物資、摘要物資等を經濟安定本部に於て確保し労務用特配として適當なるものは原則としてこれを労務用特配に織入する。

参考

計部会 九・一九

労務用物資の配当基本計画設定要領(案)

(生活物資局)

一 労務用物資の配当は労働力の再生産を可能ならしめ、労働の生産性を保持昂揚し実質賃金の充実及び労務者生活の安定を通じて産業の復興を目指として重要産業及び重要役務に従事する労働者に対して、物資の供給力の許す範囲内において、一般民生用の最低限確保との調整を行ふ。

二 労務用物資の配当の基本計画は、經濟安定本部において生活物資の総合的需給計画の一環としてこれを策定し、これを基準として当該物資の配給に關し權限のある主務官廳をして内閣訓令第三号指定配給物資配給手続規程に

基づ実施せしめる。

三 労務用物資の配当は原則として一般民生用の配当と區別し労務加配としてこれを行うものとし、衣業用品など物資の特性、配当上の便宜その他特別の事由あるものについては、これを一般民生用と合せて配当する。

四 勞務用物資の既当の対象は物資供給力の現状に鑑み、重要産業及び重要役務に従事する現場労務者及び現場職員であつて現場労務者と同程度の労働に従事するものとし、特例の場合の外その家族を含まないものとする。

五 勞務用物資の既当对象。産業役務の種類は、労務用物資の種類、然るに、産業役務の重要性、労務の種類などをにより物資ごとに定め、その区分はでき及ばずは指定生産

資材の割当に關する需要部門区分表へ産業区分表へ率  
じて取扱うものとする。

主要食糧の配当対象の範囲は概ね現行通りとし供給力の  
範囲内で若干の合理的変更を認めらる。

六

労務用物資の種類は原則としてつきのものとし物資  
の供給力、性質及び労務の種類により対象労務ごとにこ  
れを定め。必要に應じて配当する物資の種類を増減する。

- (一) 主要食糧 (二) 鮮魚介加工水産物、蔬菜へ資物 (三) 味  
噌、醤油、食用油脂、罐びん詰 (四) 糖 (五) 甘味品 (六)  
酒 (七) 煙草 (八) 作業衣、紳襪、軍手、軍足、グートル  
手拭、タオル (九) 地下足袋、ゴム靴 (十) 石けん

七

労務用物資の配当基率量は物資の供給力の許す範囲内

で既当対象の産業役務間の均衡に留意し労務者の労働力  
再生產に際し必要十分な勞務量を確保し作業上に生ずる  
作業用品の消耗度合を勘案するとともに生産能率の増進  
及ぶ当該重要産業役務に從事することに対する報償の意  
味を合せて最も生産、供給意欲の増進に有効なよう考  
慮してこれを定める。

基率量は原則として地域差を設けないが、一例へは米軍作  
地帶の某軍作農家に対する報償的な労務用配当に關する  
場合等別途別策決定するものについては合理的な地域差  
を例外として認める。

八 労務用物資の産業役務種類別配当量は右基率量と經濟  
安定本部において規定した産業役務別労務者数により

認めるも差当り労務者数は昭和二十一年四月内閣統計局人口調査及び二十二年七月内閣統計局年次労働統計を基としこれに二十一年末現在における各省の推定など参考として補正した經濟安定本部労働局の昭和二十二年十月一日現在推定数によるものとする。

配当対象の各産業服務内の職種による区分は、當分の内原則としてこれをなさないこととするも別途研究の上職種間にあける配当基準量の合理的な区分をするよう考慮する。

産業服務別の労務者数、職種別労務者数、稼働状況の実態把握に正確を期し經濟安定本部労働局、労働省、地方労働基準局、労働基準監督署は、經營者及び労働組合の協

力を得てその常時正確を把握をする措置をとるとともに幽靈人員、二重受配など不正受配の防止矯正を確実に行うものとする。特に浮動性の多いものについては特別の考慮をするものとする。

右つため毎月の受配數量、受配人員、受配者名、稼働状況を記載した帳簿などを工場・事業場に常時備へ付けて監査に遺憾ないよう措置する。

九、労務用物資の配当は、原則として定期制によるものとリンク制によるものとに分つも、流通秩序確立のため及び生産、販売に実效あらしめるため当面においては限りなくリンク制を拡大するものとする。

又定期によるものといえども、できるだけ稼働率、生

産量等に關係せしめ又報償的意味のものは受配者にその  
趣意を判然ならしめるよう工夫して有効を利用をはかる  
ようにする。  
特に重視をあいてリンク制を拡大強化するものについて  
は別途これを定めるも生活物資である労務用物資の配当  
についてリンク制をとる場合は同一対象産業役務の労務  
に対してリンク制により配当せられる生産資材と合せて  
その有效な実効をあげるものとする。

労務用物資（リンク物資である生活物資を含む。以下同じ。）の割当及び配給の手続に関する件

（経本第一、第二、第三。  
副長官 僅命通牒  
E.S.B.）

経済緊急対策に基づく流通秩序確立対策要綱中に於いて改めて総合的な生活物資の需給計画を策定するとともにその重要な一部である労務者用配当についではリンク制の拡大など走してこれを計画的に行なうことが決定され又配給手続に關しても内閣訓令第3号指定配給物資配給手續規程の改正実施を見たので、二社に基き労務者用に対する割当及び既給手續に関するは左より取扱は假りたい。

イハ

22  
9.15  
31d  
89

一、經濟安定本部は主要河川勞務用物資につき割当及び配給手續に關する基本方策及び基本計画を主要貿易消費部門で不る農産物の輸出、職種別につけて定め、その物資の配給の範囲に關し権限を有する中央任務官廳（中央割当廳）と以下同じ）に対してこれを指示する。

二、各の業種の区分は指定生産資材割当産業區分表に準じて物資毎に適宜合理的に之れを定める。

三、經濟安定本部では右計画の決定に當り原則として勞務用物資中央議會に諮り又は報告する。勞務用物資

### 中央對策協議会

に於ては右の外勞務用物資に關する一般的有要請及び調查を行うものとする。

- 二、中央割当廳は、經濟安定本部の定め、基本方策及び基本計画に基いて配当の実施計画を定める。又必要に應じ中央割当廳は、その定める配給に關し権限ある地方行政廳（地方割当廳）と以下同じ）に対して、定の基準を示して中央割当廳の定める方策及び計画の範圍内に於て、細業種別、細職種別、地域別又は事業場別の配当計画を定めさせ、ふとが出来る。
- 三、中央割当廳は、直接に受配者に対する最終の割当を行ふ場合又はその定めを基準に従つて地方割当廳をして受配者の種類別受配数量又はその基準に基づき經濟安定本部

の承認を受けることを要する。労務加算用主食糧その他特に必要あるものについては、經濟省が本邦は直接に石基準と定めることがある。

四 經濟安定本部は、一の労務用物資の既報基本計画及び三ツの既報数量又はその基準正労務用策に天應に準じる。

五 労働環境中天應は二項を労働環境地方廳に准じる。半只剣三種れども剣三種に対する基準至元もて細美種別、事業場別に起当割當と定めさせる場合は地方割當廳はテルクンク通用多種石炭礦業、農林畜水産業及び船員去除く一般工場、事業場へ以て一般工場、事業場といえ、この割當率は第しては同労務基準局リソク割適用

一業種の労務者に対してはその産業開保地方廳石炭礦業労務者に関する事は地方商工局、農林畜水産業開保労務者に關しては船員に關しては地方海運局等開保廳、農林畜水産業開保地方廳に關しては地方労働基準局に設置せらるていの労務物資対策地方協議会を活用するなど各開保方面の意見正聽くものとする。

六 購入券、購入通帳等の配当割當公文書の交付については中央割當廳の定める経路によつて行はれるが中央割當廳又は地方割當廳は、開保廳と打合せの上市、区町村の外別に定めるところにより一般工場事業所の労務者に関する事は労働基準監督署、石炭鉱業労務者に関する事は地方商工局開保廳、船員その他の海運開保の労務者に関する事は地方商

方海運局、農林省等をしてこれを行はしめることができるものとする。

七 各省その他經濟安定本部外部よりか經濟安定本部に对于の労務用物資の割当者證書は經濟安定本部生活物資に提出する外労働局に提出するものとする。但し、リンク資本その他の労務用物資であつて農林畜水産業労働組合、石炭鉱業労働者組合員用に充てられるものについでは、前項中労働局とあるは、それそれ該産業の担当局とする。

勞務用物資（リンク物資である生活物資を含む）の割当及び配給に関する経本部内事務處  
以下同じ。）の割当及び配給は、

理要領

勞務用物資の需要業種別割当及配給ノ基本計画及び基  
本方策は、生活物資の需給基本計画及び配給に関する基  
本方策の重要な一部として経本生活物資局において二以  
下により労働局と協議して立案し生産局、労力局、運輸  
局、その他の関係局と打合させてこれを決定するものと  
する。

経本内外於ける労務用物資に關する需要の要請は、これを労働局に於いて速かに整並調整して、生活必需品は

対レ行うものとする。

リシング物資及び他の労務用物資であつて、農林水  
畜産業労務者用、石炭礦業労務者用、船員用に於ける  
ものについては、前項中労働局とあるは、それそれ当  
該産業の担当局とする。

第二項の場合においても、その需要の要請につき労働  
局に速かに緊密な連絡をするものとする。

三 勞務用物資の割当及び配給に関する基本方策及び基本  
計画は、中央労務用物資対策協議会に講り又は報告  
する。但し緊急処理を要する場合並びにリンク物資及び  
農林水畜産業労務者用に充てられるものについては、これ

はよらないことがある。

中央労務用物資対策協議会においては、右の外労務用  
物資に関する一般的主要請及調査に関する事項を取り扱  
わざるものとする。

右に併せて右協議会の構成及び運営について必要と調  
整をするものとする。

四 各省との他経本外部よりの労務用物資の割当に関する  
要請書は、生活物資局に提出せしめる外、労働局に提出  
せしめるものとする。

リンク物資及びその他の労務用物資であつて農林畜水  
産業労務者用、石炭礦業労務者用、船員用に充てられるも  
のはつては、前項中労働局とあるは、それそれ当該産

業の担当局とする。

備

考

- 一、労務用物資の割当及び配給に関する基本計画及び基本方策が決定した場合は、物資の支勢廳に対する經本の指示は、生活物資局において行い、労働局その他の關係局は、生活物資局と共にそれぞれ労働主務廳又は関係満業役務の主務廳に通知するものとす。
- 二、この件は、昭和二十二年九月十九日經本幹部会の基本方針の決定と、二、事務処理要領は基キ經本沖一、沖二、沖三副議長連名により各省に付し労務用物資の割当及び配給の手続に関する依命通牒を発すること。

生活必需物資の産業労務者向配当に関する件

二二、九一九  
三〇物資司

この件についてはかねて生活物資の総合的の需給基本計画を経本において策定して各省の実施に対する基準となるため生活物資局において九分通り作業が進捗中であるので、更めて一般民生用と共に労務者用とも含めた各種の特別用途に対する配当計画についてもその策定要領案を作成すると共に計画を実行するための割当及び配給手続一配給規則の基準)について関係局及び関係省と打合せ実行に移す準備をしていゝのであるが労働局において若干の異論があり労働局の方希望に対しては生活物資局のからうず生産省

486-

効力局、運輸省及び商工省、農林省、運輸省等の物資担当廳に強い反対があるのでこの際先づ現状を述べ次いで労働局の見解に対する当局の意見を聞陳する。

現状は次の通りである。内閣令第十八号経済安定本部規程及び總務長官達第一号分課規程参照。

(一) 配給の手続等に關する基本方策については、内閣訓令第三号の制定その改正及びこれに基く各省の生活物資割当及び配給に関する計画及び規則に対する指示等は共に生活物資局が担当している。

(二) 内閣訓令第三号は、生活必需物資の割当は、その配給に關して権限を有する主務官廳がさしも行うものとし

ていい。

入そろでなければ運営が円滑にゆかない。

(三) 関令十八号では生活物資局がいかなる用途たるを問はず生活物資の割当を行うものとしている。

(四) 在關令においては、労働省と労務用物資の関係については、触ふくいないが、遠第一号に封いて、労働局が労政課が労務用物資の確保に関する事項を取扱うものとして割当に關する事項を取扱うものとせず労働局は生活物資局に対して要請を行ふ立場が明示されている。

経本の現機構を策定する際にも時に右の様に労働局労政課では「確保」に関する事務を取扱うこととして特に割当、配給はこれに関する計画中の方策に関する事務を取扱うよう規定したオフた経過に幾じても明かである。

である。

二 労働省（労働省、地方労働基準局）において一般工事場向へ農林、水産業用、運輸業用を除く意味のようである。）労務用物資の割当を行いたいという見解に対する実質意見

(一) 労働局が、割当権限をもつことは不適当である。

（理由）

①労務用としての生活物資の配当は一般配給量以外に労務用配り形で行われるものと作業用品など全量が労務用として配当されるものとあるが、最近では特に実質賃金の充実と勞作業に必要な物資の確保という見地からと共に生産輸送等の増強という生産政策的立場才

うもこれを行ふ必要があり、殊に物資供給力の限られた現在では重要産業に配給の重点を指向しなければならなくな、こと及び配給強化の決定は、そのあらわれである。この場合労働省は生産局、労働局、貿易局、運輸省と共に生活物資局に需要の要請をすべきものである。この場合生活物資局は見解としては、労作業の亟要物資の消耗度等を勘案した一般的な基準に関する要請や物資配給行政に關し労働政策からみた批判等を持て労働局に期待して十分その趣旨を察して生活物資局はこれに生産政策的見地から必要要請を加味勘案して割当計画を策定することとした。

④ 実質賃金の充実という点についても一般配給量と

3

労務配量との区別あるものは双方を考えて初めて施策し得るものであり実際の生産、配給の行政處及びその業界の組織並びにその統制法規について見ても需給計画の設定及び配給方策についても兩者を合わせて行う必要がある。

⑤ 一般民生と労務配量との關係は計画化的行われた後にあっても過渡の食糧緊急事態における措置についても明かにその実施上の補正が必要であり、二分して労務配の操作を労働局に委ねると事後の調整が困難となるおそれがある。

⑥ 地下足袋、作業衣等の作業用品についてはその全部が労務用に配当されるのであるが、労働局はおいて

業生産及び配給、消費を直じて勧業した割合計画を  
策定することは事務的に不可能である。

然つて関係各省反じ明様本界のことを今おもむきに  
に学務用物資の配当については専横して該事務の実施  
が到底にできぬであらう。

① 一般工場事業場に対する割当の内と勞働局にて行  
て行はたる希望を有しているが、これが物資の割当に  
關する一般的な取扱いとは甚しく異つて、などと云われ  
り、即ち本庄開にて生産局が、運輸局にて運  
輸局が、炭鉱局にて労働局がこれを強いて勞働局  
のような要請を有せず學務用物資の配当について生  
産物資局としてこれにて何れかの連携をとつて、多かると  
ある。

思應する、それが時勞働局の見解には同意でさぬと考へう。  
② 物資配給物資については指定生産資材り場合のよう  
く、本事務処理方法即ち需要官廳不割当でうち少とす  
ことは物資の性質上不可能である。

訓令第三号指定配給物資配給手續頃程を関係省と打合  
せり上決定したがその内容は、指定配給物資の割当は  
配給官廳が行うことと至つている所以であり、各労務  
用物資の配給規則は着々とこの訓令に基いて実施に移  
されつゝあり九月末には概ねこの作業が完了する見込  
である。

現在中央及び地方にあら劳務用物資対策協議会の機

（三）中天地方の配給に関して確認のため行政廳が引  
きで行うときの方々を一つの要望取締め機関又は専門  
政策に関する諮詢機関として活用します。

作業用衣料品 ルケン等についには既に生活物資局  
において策定実施してますが、それらを含め 生活性  
物資需給計画を総合化するため近く生活物資局にお  
いて、生活性物資の総合需給計画策定の委員会を幹事會に  
提出してその批審議を受けて後これに基いて目下九分  
通り作業追捲中の需給の數字計画を急速に取扱い終本  
及び閣議において正式に決定しこれを関係省に指示す  
るつもりで準備中である。

その計画策定委員会は一般民生用 労務用 妊産婦 引

揚者病人 学生生徒算の各用途に対する配当と供給の  
計画を含むがその一担当部門である労務用については  
計画物資の種類により程度は多少それ異なるけれども、  
経本において特徴として数量計画をする必要のある産業  
用一大体リンク側適用の重夫業種であるが労務加配米  
を（主に）はる数の業種に亘る）とその他の産業用に分ち、  
その他の産業用内訳の配当は各省にまかせらるようにな  
る。現在の供給力から見ても実際配当可能なものは  
右の程度の分類ができるな情勢にある

22  
9.30  
31d  
99

労務用物資の割当及び配給に関する  
経本部内事務処理要領

(二二、九、三〇)  
決 定

一、労務用物資の需要業種別割当及び配給の基本計画及び  
基本方策は、生活物資の需給基本計画及び配給に関する  
基本方策の重要な一部として、経本生活物資局と労働局  
協議して立案し、生産局、労働局、運輸局、その他の関係  
局と打合せしてこれを決定するものとする。

二、経本内に於ける労務用物資に関する需要の要請は、  
これで労働局において速かに整理調整して、生活物資局  
に対し行うものとする。

三、リンク物資及びその他の労務用物資であつて、農林畜水

産業労務者用、石炭鉱業労務者用、船員用に充てられる  
ものについては、前項中労働局とするは、それを専当該  
産業の担当局とする。

四、第二項の場合においても、その需要の要請につき、専門局  
に對し速かに緊密な連絡をするものとする。

五、労務用物資の割当及び配給に関する基本方策及び基本  
計画に関する事項は、生活物資局及び労働局において經  
本内における労務用物資対策中央協議会に諮り、又は報告  
する。但し緊急処理を要する場合並びにリンク物資反供  
環林畜水産業労務者用に充てられるものについてはこれ  
によらなければならぬこととする。

六、労務用物資計策中央協議会においては、右の外労務用物

者に関する一般的な要請及び調査に関する事項を照り概  
ねさせるものとする。

右に伴つて右協議会の構成及び運営について必要な調整  
をするものとする。

四、各省その他の経本外部よりの労務用物資の割当に關する  
要請書は、生活物資局に提出せしめる外、労働局に提出  
せしめるものとする。  
リシク物資及びその他の労務用物資であつて農林省水産  
業労務者用石炭鉱業労務者用、船員用に充てらるる主た  
にハニでは、前項中労働局とあるは、それそが当該主大  
の担当局とする。

## 備考

一、労務用物資の割当及び配給に関する基本計画及び基  
本方策が決定した場合その物資の主たるに對する然本  
の指示は生活物資局において行い、労働局その他の関  
係者は、生活物資局と共にそれを労働主務廳又は開  
保事業役務の主務廳に通知するものとする。

二、この件に関する昭和二十二年九月十九日経本幹部会  
の基本方針の決定とこの事務処理要領に基き経本第一  
第二第三副長官連名により各省に対し労務用物資の  
担当及び配給の手續に関する依命通牒すること。

68

経本第七八四号

昭和二十二年十月一日

経済安定本部第一副長官

第二副長官  
第三副長官

次官殿

労務用物資の割当及び配給の手続に関する件  
経済緊急対策に基づく流通秩序確立対策要綱中に於て改め  
て総合的な生活物資の需給計画を策定するとともにその重要なる一部である労務者用配当についてはリンク制の拡大などをしてこれを計画的に行うことが決定され又配給手続に關しても内閣訓令第三号指定配給物資配給手續規程の改

10-4

101

正実施を見たので、これに基き労務者用に對する割当及び配給手續に關しては左により取扱はれたい。尚地方關係廳に對する本件の周知徹底方について遺漏なきを期せられたる。

右命に依り通牒する。

左

一、經濟安定本部は主要な労務用物資につき割当及び配給手續に關する基本方策及び基本計画を主要な消費部門である業種及び職種別について定めて、その物資の配給に関し権限を有する中央主務官廳へ中央割当廳といふ。以下同じ。に對してこれを指示する。

その業種の区分は指定生産資材割当産業区分表に準じて

物資毎に適宜合理的にこれを定める。

必要ある場合は、經濟安定本部において主要な業種別及び職種別配当計画の外地、域別配当計画を定めることがあ

る。

經濟安定本部では右計画の決定に当たり原則として労務用物資対策中央協議会に諮り又は報告する。労務用物資対策中央協議会に於ては右の外労務用物資に關する一般的な要請及び調査を行うものとする。

二、中央割当廳は、經濟安定本部の定める基本方策及び基本計画に基づいて配当の実施計画を定めろ。又必要に応じ中央割当廳は、その定める配給に關し権限ある地方行政廳へ地方割当廳と/or/以下同じに對し一定の基準

と示して中央割当廳の定める方策及び計画の範囲内に於て、細業種別、細職種別、地域別又は事業場別に配当計画を定めさせることが出来る。

三 中央割当廳は、直接に受配者に対する最終の割合を行ふ場合又はその定める基準に従つて地方割当廳として受配者に対する最終の割当を行わせる場合における受配者の種類別受配数量又はその基準につき經濟安定本部の承認を受けることとする。労務用主要食糧その他特に必要あるものにつりては、經濟安定本部は、直接に右基準を定めることがある。

四 經濟安定本部は、一の労務用物資の配当基本計画及び三つの受配数量又はその基準を労働関係中央廳に通知す

労働関係中央廳はこれを労働関係地方廳に通知する。

五 中央割当廳が、地方割当廳に対し基準を示して細業種別、事業場別の配当計画を定めさせの場合は地方割当廳は、予めリンク制適用業種石炭鉱業、農林畜水産業及び船員を除く一般工場、事業場へ以下一般工場、事業場といふの労務者に對しては、関係労働基準局リンク制適用業種の労務者に對しては、その産業関係地方廳石炭鉱業労務者に關しては地方商工局、船員に關しては地方海運局、農林畜水産業関係労務者に關しては農林畜水産業関係地方廳等関係廳の要請を受けこれと協議して立案したる業種について、他に、關係地方廳のあると定めたこと打合せて決定する。地方割当廳は現に地方労働基準局へ設置せ

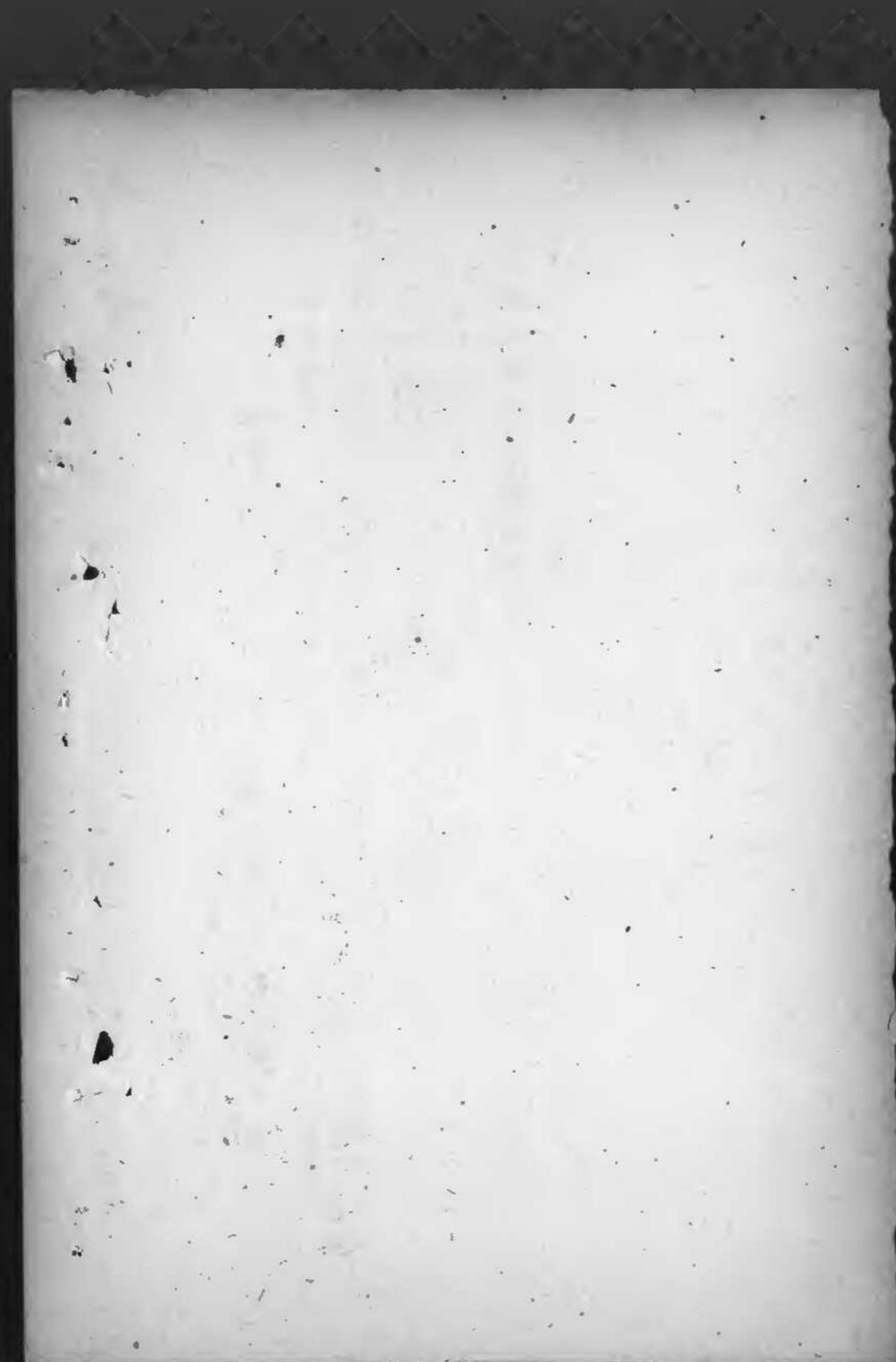
られて いる労務物資対策 地方協議会に委用するまゝ各関係方面の意見を聽くものとする。

六、購入券、購入通帳等の配当割当公文書の交付については中央割当廳の定めを経路によつて行はれますが中央割当廳又は地方割当廳は、関係廳と打合せの上市区町村以外に定めるところにより一般工場事業所の労務者に関する労働基準監督署、石炭鉱業労務者に關しては地方商工局関係廳、船員に關しては地方海運局関係廳等をしてこれを行はしめることができるものとする。

七、各省その他經濟安定本部外部よりの經濟安定本部に対する労務用物資の割当要請書は、經濟安定本部生活物資局に提出する外労働局に提出するものとする。

リンク物資及びその他の労務用物資であつて農林畜水産業労務者用、石炭鉱業労務者用船員用に充てらるるものについては、前項中労働局とあるは、それぞれ当該産業の担当局とする。

追而参考のため「労務用物資の割当及び配給に関する経本部内事務処理要領」を同封する。



極秘

炭鉱労務者用物資の供給確保及びこれに  
配給の計画化に関する措置要領（案）

炭鉱労務用物資の供給については、本年三月二十九日開設  
決定にかかる「炭鉱労務者所要物資供給確保対策」に基き  
万難を排しその最優先取扱の方針を堅持して今日に至つた  
のであるが、今回特に計画出炭確保のため特段の緊急施策  
が抜充強化せらるる機会にふいて、さきに決定された品目  
並びに数量につき全般の需給状況とにうみあわせて再検討。  
を加へ、特に勞働力再生産の根基を培養するとの物資の配給を合理  
る勤労による消耗を正当に補填するよう物資の配給を合理

10-4  
105

主要食糧	单位	第三四半期		第四四半期		計	備考
		石	貫	石	貫		
煙草	石貫	一四三〇〇		一四三〇〇			
水產物	石貫	九一八三四五		九一八三四五			
稻穀	石貫	一四五五		一四五五			
豆類	石貫	二二一		二二一			
薯蕷	石貫	一九〇五〇		一九〇五〇			
米	石貫	七七二〇〇		七七二〇〇			
魚介	石貫	二〇二五〇		二〇二五〇			
蔬菜	石貫	一二四二		一二四二			
油	石貫	四大五〇〇		四大五〇〇			
增味料	石貫	九三〇〇〇		九三〇〇〇			
醤	石貫	三七六八〇〇		三七六八〇〇			
鹽	石貫	九一八五四〇〇		九一八五四〇〇			
糖	石貫	一八六三〇〇		一八六三〇〇			
豆粉	石貫	二一三四〇〇		二一三四〇〇			
豆乳	石貫	二〇二五〇		二〇二五〇			
豆餅	石貫	一二四二		一二四二			
豆粕	石貫	一九〇五〇		一九〇五〇			
豆油	石貫	九三〇〇〇		九三〇〇〇			

被供給を含む北洋鐵道向  
下車用豆粕等の他資材の割当  
豆粕は第三四半期において  
更に保することに附れる。  
専用在人当月ニシテ度を保  
保するよう努める。  
加工用豆粕一大〇〇起(火鉛用  
火工産物用三〇〇起)の割当  
を必要とする。

化することに重視を指向し、さきに決定されたリンク側の拡大及び許可化に関する措置要綱に基づきその供給確保及二院会の許可化に関する措置を次の通り定める。

第一 配給すべき物資の種類及数量

配給すべき物資の品目及び数量はさきの開議決定によるものを極力確保することを目標としてこれにたり昭和二十一年十月以降同二十三年三月迄ハ間に炭鉱販売者用として優先的充てまつて之を次々と通りとする。但し右の確保目標数量は本年度炭鉄計画三千万噸未満の許可通り達成された場合に配給せらるる最高所要量とする。



一第九(問) 労務者用物資の供給

ハセキヨウ

(答)

重要生活物資全部門にわたり政、府、國、民協力して生産の  
増加を図り、少くとも現在の情勢下にておこなわれて居  
る昭和五十九年の水準まで國民生活をさしつける。また  
努力のるが、日下の國內的又は國際的の名謹の株主に割約  
されて本年度の見通しは好前の如き跡を除き總合四千六百  
年度に比して若干の程度なりしかと屏しない実情である。  
然しこの状況の下にあっても労務用物資の供給確保に  
ついては被災の考慮を拂ふことより、さうに因縁次第さ  
前段二十二年八生后物貿易統計表改定要領の中においく  
れに「重要生産業」、其の後所々然事なる則、専門に於して  
は、物資の供給の許す範圍内において一般民生用及ばざ  
り後の種別用との調整を図り、できるだけその労務用

配給を確保すること、労務用物資の配当は本表の作業用  
缶を除き原則として労務加配としてこれを行ふこと、  
務用物資は主要食糧その他の食料、医、衣料、作業用  
嗜好品の各々につき労務者に対するその状況する種類の  
重要性その事業の種度等を勘案してこれに配当すること  
等の旨を決定し目下本を中心に関係各省で本年度下  
半期の数量見通しへ速かに立てろべく努力すべし  
又その配当の仕方や配給方法も改善を加え試験大勤務に  
対してはできるだけ多くこれに較へるよう指道すべきこ  
とにしている。

二 主要な労務用物資の本年度特に下半期における供給の  
更遣しは生産輸入その他の諸條件についての見直しが困  
難であるが目下速かに一應の概算を立てておこうと努力中  
であり又改築後は開拓方面との打合せを了すことが必

要であるので正確には言へない、大至  
を申し上げると次のようである。

(1) 主要食糧

主要食糧事情につれて簡単にてと上字前回於り  
食糧事務は一時極度に逼迫したが八月以降事態  
司令部の特別の厚意により輸入食糧の大量追加放送  
があり又国民の努力により焼失地の食糧危機は考

いながらも一先ず過ぎた感である。

十一月より初まる新米數年皮の食糧車積は幾大の破  
れ力である国内產米の生産がその生産時期の天候に  
遇まつて一時は相当の豊作を侮えられたり再度  
之を水害により六〇〇千石以上を減少か予想さ  
れ六七諸々昨年より不振だが半年度以上と思われる  
本實況を察するに運営は大變であることは食糧操縱上から

の困難を表してゐることに留意せらるべ。

地方世界の食糧事情は、米國の玉局麥の凶作及び歐洲の旱害等により上半期に於る過去の一年に先しては置かれ隔約事情が悪化してゐる模様であつて且つ食糧の自力輸入力は全くない貿易國の我が國への輸入見込は本年度以下となる度が多くから目下急いで開原方圓と折角努力中であるが、赤堀穀大名見込はつゝである。

三食継続としては結局昨年夏及ぶ本年夏上半期の運搬状況を併め考察すると現行取扱基準量により運搬をなからしめるこれ万全をうくす本筋泛生消を持続する外は度いと思われるが、特に運送量の特別の考慮より外國食糧の輸入を確保する事が可能で、只少年に附する販賣量は若干これが増加する

外務省加農の確保に直轄をおいて現在加農本部となつてゐる重要産業役筋については、その沿革を人及省如き考慮し更に供給力の許す範囲内外にて必要な及加農対象の増加及び重要産業における抜本的効勞に対する消耗の抑制しその努力に較いろよう苗条しながら基準量の均衡を図りたいと考えてゐる。

然し開入食糧をやがてとして目下の從來元本量のこ

とか多く又開原方面との關係もあり十月中には下半期迄は十五度の計画の決定をするが既に九月ノ又所くしては外務加農の重要性を察え第一の現行基準量の実現を絶対的に行ふことを第一の目的として決定すべきと大いに其の此をよりすぐり確実すかよう

全力を傾注するといふことができるに止まる段階で

(二) 調味食筋

調味食筋である醤油、味噌、油脂、這是原料大豆、  
豆、油糧原料など開拓が極めて遅れし且つ輸入その  
他の關係上貿易しが困難であるが、勞働の性質と強  
度、產業の重要度等を勘案し、當分の内は特定期間  
産業労所有れぞしてださる勞働加賃をすらこと止め  
るヒ失れ候給力の増加を図り逐次加賃の範囲を拡げ  
たいと思う。

物資別に述へねば

(1) 醬油

炭鉱労務者に對し一人当一ヶ月家庭配給を令の最  
高正金との家族に對し同じく家庭配給を令め最高

二倍の支給を因ると言ふ

(2) 味噌

味噌

炭鉱勞務者一人当一ヶ月家夷配給を含め最高一八〇匁と目盛りし  
口及その家夷配給を含め最高一八〇匁と目盛りし

て貰給する。

(3) 油一脂

主食勿配の粉食化に然度し人造バタートとして限ら  
用瓦供給量のほか下牛期特に六〇疋を一般家夷一

頭船上より寄き、重要志業部門である重次ハ一人當

人当一五〇匁の勞務者に料給すとことこれにてい  
る、(因みに炭鉱勞務者に於くは上牛期一人當  
口五〇匁の精米、副食を充てしてゐる)

四

炭鉱營業

然櫛業

製瓦等を販賣する者

者に於て是處を以てし様るよう計画していふが、

その最初の大割合を輸入額に依存しなければならぬ  
が現状において、而も輸入見通しは必ずしもよく  
ないので、場合によつては配当量を仄縮すること  
もやむない措置である。

(三) 生鮮食品

(1) 野菜の需給状況に鑑み増産及正常出荷配給の確保

を圖るための各種の努力をしているが、これを以て

してもせりせい一般家庭に対する基準配給を確保し

得るに過ぎない。従つて労務者用としては現在の炭

鉱労務者一人当一日六。又その家族一人当一日三。

又程度を目標とした配給に極力努力することとし、

その他産業部門労務者に対する配給は今大わかつで

きない事情である。

(2) 鮮魚介の需給状況から推して炭鉱労務者に対する

現在程度の配給へ労務者一人一日當り三。又、家族

一人一日當り一。又程度を目標とする）を維持する

之外に其の配給の範囲及び数量の増加は不可能

である。

(3)

### 加工水産物及び罐燻詰

各日買等の補給の一助として加工水産物及び罐燻詰類の配給於出方を圖るよう努めた。然し加工水產物については燃料としての石炭（年所要量一大〇〇セ）の割当状況により又罐燻詰については容易用石炭その他資材の割当状況及び輸出關係により配給範囲及び数量については確約はしかねる状況である。

### 衣料品

一本年度衣料需給計画においては、總供給量の凡や四分の一（約三七一六千封度）を割いて、一般民生活用とノアの基準配給の外に労務特配用として供給することとしている。労務者各個人に対する実際の特配量は、實定等によって多少の差があるが、一人當平均の見込量は、本の八着及び手袋の八双に相當するものであ

る。この内上半期に割當でられたものは約二二〇〇千  
封度であり、下半期には約三三九〇〇千封度が割當で  
られる見込である。

註の因みに一一封度とは作業衣上下の約三分の一を指す。  
(2) 上半期割当数量が少なかつたのは、衣料切替制の  
關係である。尚上半期においての方の割當の外前年  
度からの繰越品が約九三〇〇千封度配給された。  
下半期割當分中その約六分の一は既に製品として現物  
化しているから、残りは關係經營者及び労働者の特別

の努力によつて配給を完遂したい。

#### (五) 日用品

(1) 地下足袋については各需要部門から特に望むる所  
もあるので、極力その増産を図ると共に全重要業務  
者だけに配當する方針をとつてゐるが、遺憾ながら

今の大産は輸入品であるガム、鐵錐等の原材料に制  
約されて本年度の生産は昨年度生産実績約一四八五

万足の六割程度で、需要見込の約一八名を充し得るに過ぎない見込である。これを炭鉱労務者、主要食糧生産者、リソク的配給をすると他の産業労務と對しては重要産業につけても甚だ窮屈にならざりを得ない実情であるのは誠に殘念に思つてゐる。

(2) 石鹼は原料油脂の輸入關係でその生産は昨年の三分の一程度を確保し得るに過ぎない見込である。よ

くてその配給割当は一般家庭配給に一人当一年一個の予定とするに廻りを勞務用と重複を置き特に炭鉱及び船員大對し最低需要量の配給を確保することに努めると共に一般工場方面等に對しては油性洗剤をできるだけ供給することとしているが、到底需要を充分満足し得ない状況である。

嗜好品

嗜好品である酒、煙草及び人工甘味料は、その嗜好的性質の故に、必ずしも一般家庭配給を重視すべきなく寧ろ労務者配給・リンク物資としての配給と全く置き、本年度下半期にはその対象範囲を大幅に拡大し、供給力及び財政上の許す限り勞務用としての貯営量の増加を図り、労務者の勤労意欲の昂揚と生産出力の輸送等の増強に資するよう使用しれ。

財政上の要請上最後の次良とて、いをいか勞務用大吟いたいと考えて、いとこうは概畧次の通りである。

(2)

酒

約二〇〇〇万人の成年男子勤務者に対する業種による十の差があるが概ね一人當一ヶ月一〇〇本か六二三、本程度の配給をすることを目途とした。

約一二〇〇万人の成年男子労務者を対象とし業種  
より若干の差があるが概ね一人一ヶ月当たり平均四  
合から七合程度の配給することを目途とした」と  
考へている。

(3) 人工甘味料

鉱工業等においては未成年男子及び女子労務者へ  
重めに置き約一〇〇万人を対象とし下半期一人当平  
均約一。瓦の特配をする外農林畜産業從事者へ付し  
りんク物資として配給するものとし下半期合計約二  
〇噸を夫々予定している。

炭鉱労務者用物資の供給確保及びこれが  
配給の計画化に関する措置要綱（案）

二二二二五

5  
炭鉱労務用物資の供給については、本年三月二十九日閣議決定にかかる「炭  
鉱労務者所要物資供給確保対策」に基き万難を排しその最優先取扱の方針  
を堅持して今日に至つたのであるが、今相特に計画的炭確保のため特段の  
緊急施策が強化せらるる機会において、さきに決定された品目並びに  
数量につき全般の需給状況とにうふあわせて再検討を加へ、特に労働力再  
生産の根基を培養すると共に誠実なる勤労による消耗を正当事補償するよ  
う物資の配給を合理化することに重点を向し、さきに決定されたリンク  
制の拡大及び計画化に関する措置要綱に基づきそつ伏給確保及び配給の計  
画化に関する措置を次の通り定める。

#### 第一 配給すべき物資の種類及び数量

配給すべき物資の種類及び数量はさきの閣議決定によるものを極力確保  
することを母標とし、これがため昭和二十二年十月以降同二十三年三月  
迄の間に炭鉱労務者用として優先的に充てるものを炭鉱労務者及び現場  
職員総計四十五万人を基準として次通りとする。但し右の確保目標數  
量は本年度三千万噸出炭計画に即應する名月生産計画が完遂された場合  
の配給可能数量とする。

#### 第二 配給方法

一、配給方法は基礎保有量の範囲内において食糧の一部について労務者  
及びその家族に対し一律に定額の加配配給（一部一戦配給を含む）す  
る外は、できるだけ職種による勤労消耗度を勘案した合理的配分を考  
慮すると共に稼働日数又は出炭の成績にリンクした方法により配給す  
ることとする。

二、在庫保有量の範囲における配給の具体的実施細目は概ね左の基準に  
基づき工大臣の要請により当該物資の配給に関する権限がある主務大

10.4  
121

臣が炭鉱毎に以此を定めるとのとづ

商工大臣が右の要請を有す場合及び各炭鉱における物資の配給の実施に際しては、その炭鉱における経営者及び労務者が代表を以て組織する協議体を活用する。

三 前項の実施細目が決定又は変更された場合は各該地において此を公表する。

第一 酸化すへき 物質の種類及び数量  
附表

原料入豆の輸入状況により数量に変更を加へることがある  
一般基準配給を含む

備考  
一、基準配給を含む北海道向下半期は第三四半期において配給確保することに努め、  
労務者一人当二月三四〇日程度を自達として別途倍額する。  
一般基準配給を含む

「上記は米糀を以て甘味品を製造して販売する」ことを考慮する

配給基準

物質名	配給基準	備考
味噌	労務者に対し一人当一月三六。上記の基準は昭和二十二年十二月及労務者家族に対し家族一人当一月一八。又を一般基準配給につけては原料大豆の輸入状況に始に相当する分を除き当該労務者の稼働日数にリンクして加配配給する。	(四) 本表において家族とは同一世帯内に居住する家族のみをいう。
油	労務者に対し一人当一月五合労務者家族に対し家族一人当一月三分を一般基準配給に相当する分を除き当該労務日数にリンクして加配配給する。	(四) 坑内夫及び坑内現場職員並びに坑外夫の家族に対し家族一人当一日五勺を当該労務者の稼働日数にリンクして加配配給する。
醤	労務者に対し一人当一月五合労務者家族に対し家族一人当一月三分を一般基準配給に相	りの方式をとる場合における坑内直接夫及び坑内保員にして所定時間まで勤務した場合業種別一人一日当最高加配牧量を業種別配当数量の範囲内に於て五五合迄にすることができる。
主要食糧		における所定一日の効勤時間を稼働した場合を稼働日一日として計算する。

漬物	漬物販賣者	漬物販賣基準	備考
漬魚介類	労務者に対し一人当三〇匁程度 度、労務者家族に対し家族一人 人当二四一〇匁程度一一般基 準配給を含むて配給する。	労務者に対し一人当一日六五 匁程度労務者家族に対し家族 一人当一日三五匁程度一一般 基準配給を含むて配給する。	(一) 坑内労務者一人当一月二四〇〇 瓦坑外労務者一人当一日 一〇〇匁を稼働日数にリン クして加配配給する。
加工水産物	労務者一人当一日一五〇匁程 度又加配配給する。		(二) 高熱炭鉱の坑内労務者に対 しては別に一人当一日二〇 匁を特別に加配配給する。
生塙詰物	労務者一人当一月二封度を加 配記給する。として別途措置する。		

酒

坑内労務者一人当一月一九升、  
坑外労務者一人当一月五合に  
相当する数量につきその全量  
の七〇%は労務者の稼働日数  
にリンクして配給し、残  
り三〇%は各炭鉱につき地方  
商工局長の定める基準により  
その出炭成績にリンクして配  
給する。

煙草  
坑内労務者一人当一日七〇本、  
坑外労務者一人当一日三〇本  
に相当する数量につき酒の場  
合と同様の方法により配給する。

物貢名 配給基準

備考

(一) カ子及び未灰年春男子の労  
務者に対し一人当一月五瓦  
の甘味料又はこれに代るべ  
き甘味品を酒、煙草に代え  
てこれと同様の方法により  
加配給する。

労務者に付し一人当一年作業  
灰六玉巻、軍手四双、寝具一  
着、タオル二本、外に  
男子労務者に付し一人当一年  
ケートル一及、襪ニ本、並び  
にゴム靴使用を必要とする者

依 葉用品  
の綿維製品

に對し下半期總計三二万尺を  
稼働日数ベリンクして配給す  
る。

(2) 地下足袋

労務者一人当一年當づ均八足  
程度を基準として鐵錐製品と  
同様の方法により配給する。  
石  
炭  
坑内労務者一人当一月五個。  
坑外労務者一人当一月二個を  
作業用品に準じた方法により  
リハラして配給する。

備考、右の外

(一) ゴム長へ半長を含む軋一二万尺、ゴム炭鉱軋五万尺を中心として  
北海道向に配給する。この場合これに相当する地下足袋の配給は削  
減することがある。

(二) 人造バターを労務者一人当一年一封度加配配給する既定計画はそ  
の計画全量は手配済みにつき本要領から除くこととする。

四 リンク物資の種類及び数量は本要領に定めたものの外更に増加する  
ことを努めるものとする。

第三 炭鉱労務用物資の適確なる配給を期するため、当該物資の配給経路  
により各炭鉱労務者においてできるだけ一括して荷役賃貸せしめる方法  
をとる。

右の購買事業を行うため、炭鉱毎に職域協同組合へ購買会を含む反  
びその組合会を通じ組織するものとす。

第四、労務者数、稼働日数並びに工炭量を正確に把握するため、地方商工局の指導の下に各炭鉱における諸記録及び詰帳簿の整備を行ひ、特に物資受配簿を備え付けしめる等の措置を講じ、労務用物資の適正な配給に遺憾のないようとする。

第五、本要領によるリンク制実施の推進及び監査については、~~一月~~に決定されたりリンク制の拡大及び計画化に関する措置を網の三反四の各項によりそれぞれ措置するものとし、地方においても既に設置されてゐる炭鉱労務用物資配給協議会を整備してその活用を図るものとする。

19

炭鉱労務者、鉱物等の支給確保及び配給

計画化の計画の適用範囲へ(大一)

(生生活物資)

(二二、一二、九)

炭鉱労務者向物資の供給について、本年二月一日より閣議決定にかかる  
「炭鉱労務者所要物資供給確保法」に基き、並びにその最優先順次  
の方針を堅持して今日に至つたのであるが、余猶存に計画出炭確保のため  
時々の緊急施策が抜光強化せらるる機会ニ最適とする物資供給力の許す  
限りにおいて特に労動力再生産の根基を培養して誠実なる勤労による消耗  
を正當に補填すること、更に生産怠懶の昂揚の資するよう物資の運営を合  
理化することとし、さきに決定されたランク制の拡大及び計画化に因する  
措置要綱ハ、つゞくその概略研討並び配給の解説に関する措置を次の通り  
定める。

### 第一 配給方法

一、配給方法は、できるだけ職種による勤労消耗度を勘案した合理的な配

10.129

分を考慮すると、天職の日数より二つ少ない方法と、過により誠実な勤労に応じた配給をすることが最も次の四点の方法となる。

#### 1. 稼働日数リソク

食糧の一歩で階級別についてでは原則として労働者の前月にちける稼働日数にリソクして当月の配給を行ふ。

#### 2. 固定標準制

時に出炭成績の優良であると認めて商工省が證書安定本部總務長官の承認を要りて定めた炭鉱の勞務者等について經濟安定本部總務長官が定める報賞計画に従い通煙率等の他の報奨加配を行う。

#### 3. 個人報奨制

各炭鉱の成績優良なる労務者に対しては商工省が、經濟安定本部總務長官の承認を受けて定めた個人報奨計画に対応して經濟安定本部總務長官が定めることにより報奨加配を行ふ。

#### 4. 定額制

主要食糧の一般基準配給分、生鮮食糧その他の食糧等についてはこれヨリソク制、販賣制によらずに所定の配給を行ふ。

二、配給の具体的実施項目は該に付する基準に従ふべき商工大臣の要請により当該物資の配給、因も難點がある未精火原火工機を定めるものとする。

商工大臣が能力実績を有する場合又各炭鉱における物質の配給の実施に際しては、その度にあける經營者及く労務者の代表を以て組織する協議体を活用する。

三、前項の実施細目が次定义は変更された場合は主務大臣は各炭鉱においてこれと公表する。

#### 第二、配当基準等

一、稼働日数リソクによる物質及び既當基準

(一) 坑内夫一人現場職員を含む。以下同。(二) 一人当一口平約三、四合。坑外夫とあわく筋肉分働く又はこれに準する労働に該當する后へ現場職員を含む。以下坑外夫といふ。一人当一日平均二、五合をその職勤日数にリンクして加算配当する。

(二) 石炭非常増産十箇要綱第二の(二)の方式をとる炭鉱における坑内夫に付てまぬか、一人当一日平均同一令に相当する現場給食用食糧の配当をす。

(三) 本表において職勤日数は各炭鉱における所定一日の労働時間を職勤した場合を職勤日一日として換算する。本表において職勤日数にリンクするとは、一定の方法をもつて配当本数を計算する。  
すなはち、前月の実勤日数と義務日数との比を乗じて算定する。

(三) 坑内夫の生活手当は、一人一日五勺をそのものの稼働にリンクして加算配当する。  
新規の稼働にリンクするためには夫にありては職勤日数が立正期間中の場合三日、七日週連続の場合五日に達しないときは、其夫過々家族加配を行わないものとする。

前項の職勤日数の算定にあたつては、五日週間に就き、採算する炭鉱に当つては実勤日数に割増(五倍)するものとす。

(六) 織維製品	(五) 煙草	(四) 酒		
坑内労務者一人当一月二〇日 平均作業衣一五着、軍手四双、寝具 一組・タオル三本、肌着一束、之 にゴム靴便用を必要とする者に対	坑内労務者一人当一月二〇日 坑外労務者一人当一月四合、 を基準とし、その稼働日数にリンク して加配配当する。	坑内労務者一人当一月二〇日 坑外労務者一人当一月二合、 を基準とし、その稼働日数にリンク して加配配当する。	当する。	

(三) 塩

(二) 味噌

(一) 坪内夫一人当一日二〇・〇瓦  
坪外夫一人当一月一〇・〇瓦と、  
該勤日数にリンクして加配配当す  
る。

(四) 高烈炭鉱の坪内夫に対する配当は別に、  
一人当一日二〇瓦を特別に加配配  
当する。

昭和十三年一月分以降  
につけては原料大豆の輸入状況によ  
り変更を加え  
ることがある。

(四) 加工水産物	坑内夫及坑外夫一人当一月三封度 程度。	坑内夫及坑外夫一人当一月三封度 程度。	坑内夫及坑外夫一人当一月三封度 程度。
(五) 出穀筋	坑内夫及坑外夫共に一人當一月五合 そな家族に対し家政一人當一月三合。	坑内夫及坑外夫共に一人當一月五合 六五分程度、その家族に対し一人當 一日三五分程度。	坑内夫及坑外夫共に一人當一月五合 六五分程度、その家族に対し家政一人當 一日一〇六分程度。
(三) 鮮魚介	坑内夫及坑外夫に対し一人當三〇分 程度、そな家族に対し家政一人當一 日一〇六分程度。	坑内夫及坑外夫共に一人當一月五合 六五分程度、その家族に対し一人當 一日三五分程度。	坑内夫及坑外夫共に一人當一月五合 六五分程度、その家族に対し家政一人當 一日三五分程度。
(二) 蔬菜	坑内夫及坑外夫共に一人當一月五合 六五分程度、その家族に対し一人當 一日三五分程度。	坑内夫及坑外夫共に一人當一月五合 六五分程度、その家族に対し一人當 一日三五分程度。	坑内夫及坑外夫共に一人當一月五合 六五分程度、その家族に対し家政一人當 一日三五分程度。

物費物	當			備 考
	糧	薪	準	
(一) 醤油	内外夫、坑外夫共に一人當一月五合 そな家族に対し家政一人當一月三合。	内外夫、坑外夫共に一人當一月五合 そな家族に対し家政一人當一月三合。	内外夫、坑外夫共に一人當一月五合 そな家族に対し家政一人當一月三合。	本表における配当基準故 量は一飯基準配当分を含む。

## 二、定額制の場合の標準

下記下二足、外に男子坑内夫及坑外夫  
夫夫、打シケートル一双をそのもの  
の稼働にリンクして相当する。  
前項の稼働にリンクするとは前上大  
臣の定める期間外における実物日数  
を勘案して適當することをいい)。

物	地下足袋 その他の ゴム類等	坑内 夫及び坑外夫一人当一月二四ヶ 双程度。
石鹼	坑内夫一人当一月平均七足程度坑外夫一人当一年平均三足程度。	但し、リンク配給に準じた取扱いすることがある。
甘味料	女子又は未成年男子の坑外夫及び坑外夫に付し一人当一月五至六度の甘味料又は之類に代るヘーゼル品。	

第三、炭鉱労務者向物資の適確なる配給を期するため、各炭鉱労務者においてできるだけ一括して荷受購買せしめることを勧奨する。

- 右の購買手帳を行うため、炭鉱等の職業協同組合へ購入金を支出し及びその連合会のほか全組合を賄給する。
- 第四、労務者数、稼動日数並びに出炭量を正確に把握するため、地方商工局の指導の下に各炭鉱くおける諸記録及び経営案の整備を行ひ特に物資受配窓口備え付けしめる等の措置を講じ労務者向物資の適正な配給に盡意の企しようとする。
- 物資の配給は各炭鉱が労務者の職種、年令、階級等による手帳の算出、差額として必要金額を記載した労務者名簿を作成し、地方商工局長の認証を受けたものを基礎として配給所管轄が調査へ検査の上記名添印する配給割当公文書と引換えに配給所管轄の定めた経路により行はれるものとする。
- 第五、本要領によるリンク制実施の推進及び監査については、さきに決定されたりニク制の拡大及び計画化に関する措置等の三段の各項によりそれぞれ措置するものとし地方においても既に設置されている炭鉱労

務用物資配給協議会を整備し、その活用を図るものとする。

第六、本要領による物資の配給において、境内天、境外天及び境内外の現場職員の範囲についての不正実査を厳重取締るものとする。

第七、配給すべき物資の種類及び最高供給数量

前各項の措置に基いて昭和二十二年十月以降同二十三年三月迄の間に配給すべき物資の種類及び該府において確保すべき最高供給数量は次の通りとする。

但しこれは年度三十万噸出米計画に即応する各月生産計画が完遂以此の場合の最高供給数量とする。

物資名 單位

第三四半期 第三四四半期

計

備考

主要食糧 石

一四三、〇〇〇

一四三、〇〇〇

一八六、〇〇〇

味噌 貢

九一八、三四五

九一八、三四五

八三六、六九〇

豆粕

一四五、〇〇〇

一四五、〇〇〇

一四五、〇〇〇

加工水産物 貢

一四二、五九〇

一四二、五九〇

一四二、五九〇

甘味料 貢

一四六、九〇〇

一四六、九〇〇

一四六、九〇〇

酒石

一一七、〇〇〇

一一七、〇〇〇

一一七、〇〇〇

醤油

一一七、〇〇〇

一一七、〇〇〇

一一七、〇〇〇

蜜餞

一一七、〇〇〇

一一七、〇〇〇

一一七、〇〇〇

餅菓子

一一七、〇〇〇

一一七、〇〇〇

一一七、〇〇〇

豆類

一一七、〇〇〇

一一七、〇〇〇

一一七、〇〇〇</



重要労務者用品需要量調査実施要項

ニニ、一二、一九  
E.S.B 日用品課

題 首

11 30 16

資料、一作業用品等労働力の再生産及び效率發揮に絶対不可能の物資の供給が不円滑なため生産、出荷、輸送等が現実に相当阻害されてしまうの少なく、従業者の労働意慾低下の大原因と分つてゐる。殊にゴム履物、石けん等長期間にわたつて直空状態を続けていた物資については、この際相当大幅に増産しなければ増大した需要を充すことは不可能である。地方現在の配分状況は各産業部門間で相当不均衡を示してゐて、これを是正する事が重要。配給実施上の急務である。然るにこれらの増産、配分の諸計畫の基礎をすべき部門別の正常の需要量は現在まで適確に把握されて居らず科学的に算定された資料が甚しく不備の状態にある。よって重要労務者用品について關係官廳の協力の下に徹底調査を実施し昭和二十三年度以降の需給計画策定上の基礎資料を急速に整備するものとし、今後の具体的配分は本調査によることとする。

正常需要量に對し現実の生産状況、部門毎の重複度等をにうみ合せ公正な査定を加へて決定するものとす。

## 二、実施方法

### (一) 調査物資の範囲

- (1) 務務加配食料及び嗜好品
- (2) 作業用品

### (二) 調査部門

- (1) プラ製品、地下足袋、総ゴム靴、布靴、自転車タイヤ、千エード
- (2) コム引製品、ゴム手袋、修理用生地

### (三) 調査項目

#### い 石けん

需要部門中主要なものから着手し順次至るべく細別部門に及ぼすものとす。

### (四) 調査事項

#### (1) 職種別へ事務職員及び現場職員を含めなくべく細別

- (1) 性別、年令別の人員数へ調査期日現在の就業数、実働数、別明書面増減の見込、事業及兼業の別
- (2) 職種別、性別、年令別の作業内容、労働強度、作業場所の状況
- (3) 需要品目別、職種別、性別、年令別の需要数量、消耗度へ作業内容による需要の特殊性、地域差、季節変動その他の特殊事情を併記
- (4) 需要品目別の供給実績へ不足量の充足状況、修理の実施状況、所要修理資材を併記へ及び作業に付する障礙の具体的事実
- (5) 職場の配給協議会等で現に適用してゐる配給基準の実例へ乍らべく多數

### (四) 調査方法

#### (1) 組織

E.S.B の務務用物資計策委員会を中心として各需要部門の主務官廳及びその推薦する労務者代表地方経済安定局員並に調査物資に關す

3業界の経験者について臨時に專門調査員を委嘱して需要部門毎に調査班を編成する(別表)

各班は主査一名及び調査員数名を以て編成する。主査は原則として当該部門の調査員をこれに充て調査員は適當な他の需要部門の調査員を交へて配置する。業界の経験者以外の調査員の旅費は夫々の前屈又は推薦官廳の負担とする。

(2) 調書の作成及び整理

各班の主査は資料調査及び実地調査により最終決定を行ふものとし、これをE.S.B.に提出する。実地調査は事情によりこれを省略することができる。調書にはなるべく各調査員個々の意見を明記するものとする。

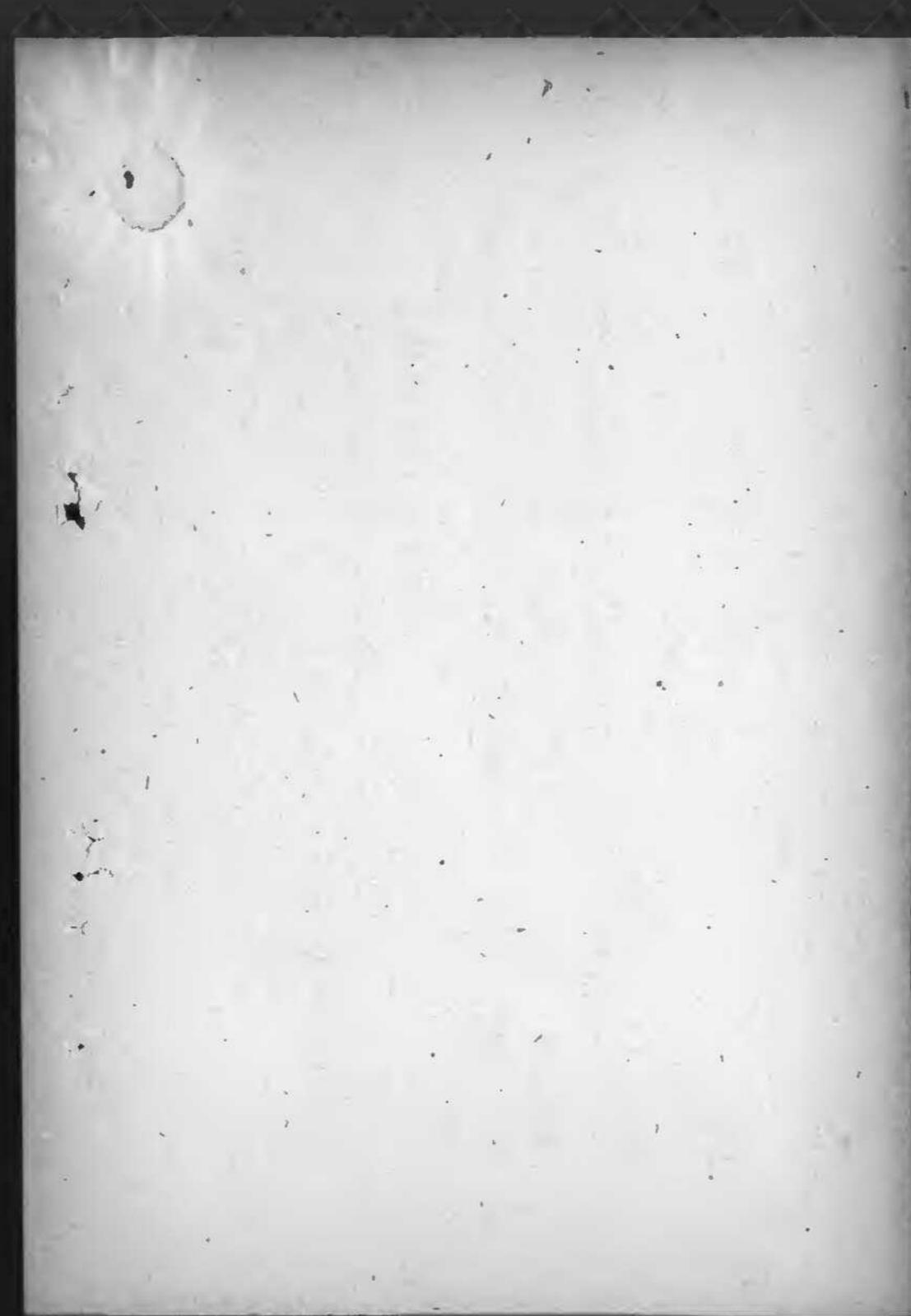
調書は各班の調査員全員の合議により最終決定を行ふものとし、特に必要のある場合は再調査をも行つて完璧を期す。

調書の整理及び調査に關する庶務はE.S.B.労働局がこれに當る。

調査期日	十二月末迄
準備期間	昭和二十三年一月一日—二月十日
実施期間	昭和二十三年一月一日—二月十日
調査提出期日	二月十五日
最終決定期日	二月末日

三 事後措置

調査実施後も調査の内容については常時補正を加へるに努めるものとし、各主務官廳が調査の變更を要するに認めたときはその都度資料を添えてE.S.B.に申出るものとする。



271 3-1-a 労務用物資対策に関する件

首題の件に関しては別紙案年一月二十九日閣議決定「労務用物資対策に関する事」に依り基本方針が定められたので、此が運営に関しては概ね左記に依り適宜貴管下の実情に即応する様その万全を期せられたい。

記

一 中央に於ける労務用物資対策協議会の例に倣ひ地方に於ける労務用物資配給の円滑適正を期すため労務用物資

対策地方協議会を設置すること。

二 同一地方に右協議会が二以上設置せられてゐるときへ例

都道府県間の他に地方鉄道局、地方通信局関係等のも

のあるときは互に関連性が深いので関係主務官廳間に

緊密な連絡を保持するべし。

三、労務加配方象事業所へ工場、事業場等に対する最終割当は直接加配及中天指定分を除き都道府県に於て決定するものとし地方商工局その他関係官廳に開通する業種については当該關係官廳と協議の上決定するべし。

四、都道府県に於ける本業務実施については左の諸点に留意するべし。

(一) 本業務はへ賃廉食糧課、商工課、労政課、勤労課等各課に開通を持つ故關係各部課間に常に緊密なる連絡を保持するため適当なる機關(例幹事会等)を持つこと。

而石機関の庶務は勞政課又は給与主務課として担当

せしめるべし。

(二) 勞務用物資配分については労務用物資対策地方協議会に諮り配分要領へ別添参照へ定めて確實適正な配給実施を期し特に加配範囲の逸脱、横流(又は二重配給)の起らぬ様にするべし。

(三) 労務加配は本兼労働生産性の保持昇揚を期するためのものであるから労働者の勤怠生産能率等に即応して勘案さるべきで、この点の監査励行を図ること。

(四) 事業所に於ける不端配給については經營協議会、労働組合又は使用者側及過半数の労働者側による配給協議会等適当なる機関に諮りその公正を期する様指導すること。

(五) 本業務遂行のため特に勤労署の活用を図ること。

(六) 管内事所に於ける配分方法、受配人員、加配数量その他本施策上必要な具体的諸事項に関しては、労政課又は給与主務課に於て常時把握しておくこと。

備考一、労務用物資対策中天協議会に關しては追つて近々参考通牒する。

二、直配関係業種（例：石炭鉱業、肥料、國鉄、通信等）についても既收右に準じて考慮運営せらるべきものとする。

経本四第

号

昭和二十二年一月

日

都道府縣長官殿  
(写) 地方商工局長殿  
地方鐵道局長殿  
地方海運局長殿  
地方並官局長殿

經濟安定本部第四部長  
厚生省勞政局長  
農林省總務局長  
商工省總務局長  
運輸省陸軍監理局長  
運輸省海運總務局長  
通信省總務局長

昭和二十二年一月一日

經濟安定本部第四部長

厚生省労務局長

農林省総務局長

商工省総務局長

運輸省陸運監理局長

運輸省海運監理局長

並信省総務局長

労務用物資対策地方運営に関する件

労務用物資対策に関しては昭年十一月二十九日閣議決定

労務用物資対策に関する件に依り基本方針が定められた

が、此が地方運営に關し実施主官廳たる都道府縣に於ては  
關係各省出先機關と密接なる関連を有するから、この際開  
係各省連名通牒を發して以て本事務の円滑適正を期したい



## 第二号（補助事業）

Subsidy 補助額	Estimated date of receipt of report - 期初支出发額	Material 資材使用状況			Quantity 今期使用量	Quantity Carried 前期經銷量	Demand for next quarter 次期需用額	Labor 労務者使用状況	Economic effects 経済効果	Remarks 備考
		Name of Material 資材名	Date of Report 報告書提出日	Total 計						
		Steel	1945. 1. 15							
		Cement	1945. 1. 15							
		Timber	1945. 1. 15							
		Steel	1945. 1. 15							
		Cement	1945. 1. 15							
		Timber	1945. 1. 15							
		Steel	1945. 1. 15							
		Cement	1945. 1. 15							
		Timber	1945. 1. 15							
		Steel	1945. 1. 15							
		Cement	1945. 1. 15							
		Timber	1945. 1. 15							
		Steel	1945. 1. 15							
		Cement	1945. 1. 15							
		Timber	1945. 1. 15							

## 通牒案

一月九日 生活物資局

労務用物資の割当及び配給の手続に關する件  
主要な生活物資の需給に關する基本方策及び基本計画は  
他の諸計画と照應して、必要に應じ經濟安定本部において  
定めて来たが、流通秩序確立対策要綱中に於いて改めて統  
合的な生活物資の需給計画を策定するとともにその労務用  
配當についてもリンク制の拡大などをしてこれを計画的に  
行うことを決定され又配給手續に關しても内閣訓令第三号、  
指定配給物資配給手續規定の改正実施を見たので、これに  
基き特に實質賃金の充実及び産業復興上直接に重要性がある  
る労務用物資の割当及び配當手續の基本方策及び基本計画  
の策定並に開原各廳における割当及び配給の実施は、左に  
より取扱うものとする。

- 一 經濟安定本部は主要な労務用物資につき割当及び配給  
手續に關する基本方策及び基本計画を主要な消費部門で  
ある産業業種及び職種別について定めて、その物資の配  
給に關し権限を有する中央主務官廳へ中央割当廳といふ。  
以下同じ。」に対してこれを指示する。  
その業種又区分は物資毎に適宜合理的にこれを定める。  
必要ある場合は、經濟安定本部において主要な産業業種、  
別及び職種別配當計画の外地域別配當計画を定めること  
である。
- 二 中央割当廳は、經濟安定本部の定める基本方策及び基  
本計画に基づいて配當の実施計画を定める。又必要に應  
じ中央割当廳は、その定める配給に關し権限ある地方行

政廳へ地方割当廳といふ。以下同じ。に付し一定の基準を示して中央割当廳の定める方策及び計画の範囲内に於て、細業種別、細職種別、地域別、又は事業場別の配当計画を定めさせることが出来る。

三、中央割当廳は、直接に又はその定める基準に従つて地方割当廳をして受配者に対する最終の割当を行はせる場合における受配者の種類別受配数量又はその基準につき經濟安定本部の承認を受けることを要する。労務加配用主要食糧その他特に必要あるものについては、經濟安定本部は、直接に右基準を定めることがある。

四、經濟安定本部は、一の労務用物資の配当基本計画及び

三の受配数量又はその基準を労働関係中央廳に通知する。

労働関係中央廳は、適宜これを労働関係地方廳に通知する。

五、中央割当廳が、地方割当廳に対し基準を示して細業種別、事業場別の配当計画を定めさせる場合は地方割当廳は、予め関係労働基準局、地方商工局、農林省地方資材調整事務所、地方海運局等関係廳の要請を受けこれを協議して定める。地方割当廳は関係地方労働基準局と協同して右配当計画の決定につき必要に應じ、既に地方労働基準局に設置せられている労務物資対策地方協議会を活用するなど適當な諮詢委員会の設置を考慮し各関係方面の意見を聽くものとする。

六、購入券、購入通帳等の配給割当公文書の交付について

は、中央割当廳の定める経路によつて行はれるが中央割当廳又は地方割当廳は、関原廳と打合せの上必要に應じ市、区、町、村の外、労働基率監督署、公共職業安定所又は公共労働安定所、地方商工局、同出張所、地方海運局、同支局、出張所、地方海運監理部、同支部、出張所等をしてこれを行はしめることをできるものとする。

### 備

### 考

一 昭和二十二年四月二十八日附經濟安定本部第三、第四部長他各省各局長等連名通牒労働及び職業行政整備に伴う労務用物資対策に関する件件目次を發出し、

本通牒の実施上の措置に關する件は別に関原廳において

二 三種用物資を需要する産業を所管する中央行政廳において特別の需要について申請をするときは、經濟安定本部生活物資局長のほか必ず同労働局長、生産局長、商工局長との他関係各局長に申請書を提出すること

定める。

100

57

労務用物資の割当及配給の手続大變す  
新聞表題稿

經本生·若物資局

勞動用物資の割当及公配給の手続に関する件  
經濟緊急対策に基づく流通秩序確立対策要綱中にあって改  
めて総合的な生活物資の需給計画を策定するとともにその  
重要な一部である労務者用配当につけてはリンク制の拡大  
などをしてこれ迄計畫的に行うことが決定され又配給手続に  
關しても内閣訓令第三号指定期間物資配給手続規程の改正  
実施を見たのでこれに基き労務者用に対する割当及び配給  
手続に関する別紙の通り取扱は取ることなつた。

37d

尚祐和二十二年夏需給計画においては労務用物資に開し概ね次のよくな方針によりその確保を圖る手次である。  
一、国内産業の維持の上からも輸出産業の振興のためにもその基本的な經濟基盤となる國民生活の活動力の源泉であり食糧の生産者と労働力源としての石炭を生産する炭礦労務者との二大産業従事者に対する生活物資配当の実を置く外、進駐軍及労務者に対するは特別の配慮をする。

二、右以外にも重要産業、鉄鋼業、化學肥料工業、造船業、農耕業、林木業その他の重要な工業及び重要役所に従事する労務者に対する、物資の供給力が許す範囲内におして一般民生用の衆生需要に對する調整を因りてきるだけ

その労務用配当を確保する。労務用物資の配当は原則として一般民生用の配当と區別し労務用配当としてこれを行ふものとし、作業用道具など物資の特性配当上の便宜、その他特例の事由あるものについではこれを労務用配当とその外に区別せずに配当する。

労務用物資の配当の対象は、鐵鋼、火、生産、資本の別當に関する産業区分表に準じて区別し物資供給力の現状に鑑み、経本大における總經濟計画の遂行上特に重要と認めらるる産業及び技術工從事する現場労務者及び特に被災な現場職員に限るものとし、炭鉱労務者及び主要食糧生産者の場合以外にはその家族を含まないものとする。終本においては物資ごとに必要に對象たつてその產

農牧務の労働業の重要性及びその強度をその配当基準量を定める。

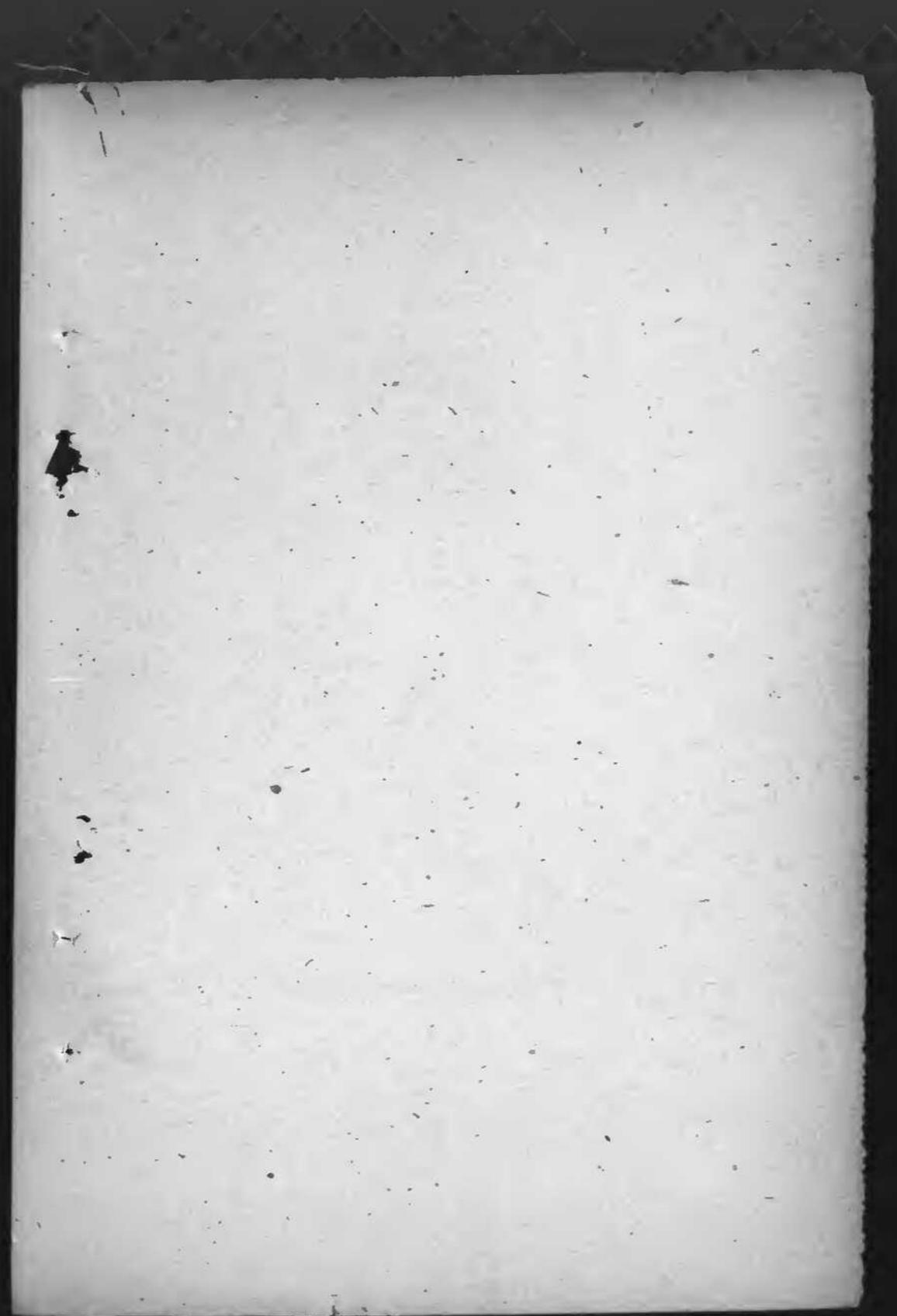
配当基準量は職種別に差異をつけ得るものはできるだけこれによろ。

三、勞務用物資は、主要食糧、その他の食料局、衣料局、衣着用局、嗜好品の各につき重複的につきを配当しその配当に當つては生産資材と共にリンク制によることがある。

四、特に主要食糧についで、一般農耕との調整をはかりつつ、労務用加農の確保と合理化を期しその配当量につけては、被災した労働による消耗を正當に補填し經濟再建のための努力大綱からよう配給を合理化する指道を求まつ

る。専務用物資配当に関する一概要履歴による外配当対象である産業技術の勞働業の重要性及びその強度を考慮して、对象をできるだけ細分してその名々に対する配当基準量を決定する。

五、廐、生活、せ味食局、衣着用衣料局及び地下足袋局についても労務用の確保に努める。



# 極秘

## 主食の労務加配制度について

主食品課

一二六

我が國現在の食糧需給状況より推定すると、主食の一般配給基準量二五合を維持し且副食物等の配給計画量を完遂するも論一概國民一人一日当たり約五五〇カロリーの耐乏を余儀なくされる状態である。他而我が國經濟の再建への歩度を急速且強力に推進せんが爲には資材、動力、資金及勞働秩序等に対する別途適切な施策との調和均衡を圖りつゝ、重要産業労務者に対する主食加配制度についても、供給力の許容する範囲に於て産業の重要度、労務者の職種による労働の輕重、稼動の実態に即応する合理的改善を行て可及的に労務者の所要カロリーの充足に努め以て健全な労働力の維持を圖らなければならぬ。

- 一、主食加配対象の意義と置き方  
A、傾斜配給をするもの 国家経済運転上の根柢を爲す動力・因保産業

B. 準領斜配給をするもの

基礎的資材又は物資の生産及重要輸送因保

産業

C. 一般労務配給をするもの

一般重要産業

D. 臨時労務配給をするもの

官公勞務へ既に実施中のものを除く

其の他必要ある場合臨時に実施する。

## 二、配給期間

傾斜配給及準傾斜配給は当該業種の傾斜生産（運載）実施期間とし、右終了後は一般労務配給に転化するものとする。一般労務配給は常に継続的に行い臨時労務配給は必要ある場合臨時に行う。

## 三、配給基準量

主食の労務加配は一般基準配給量の維持を前提とするが故に、その配給基準量の設定は食糧需給事情の推移と関連せざるを得ないから概ね三ヶ月乃至六ヶ月毎に改訂するを適當と認められるが当面左の基準量を目指すとする。

即普通國民一般は一日約五四七カロリーを耐えずに対比し

A 傾斜配給するもの 一人一日平均耐えカロリー 約一〇〇カロリー

約三〇〇カロリー

B 準傾斜配給するもの

約五〇〇カロリー

C 一般労務配給するもの

約五〇〇カロリー

D 臨時労務配給するもの 供給力の範囲内において臨時配給する

配給すべき加配主食は操作技術の許す限り米、麦、小麦粉等を重視的に考慮するも、必要な場合はカロリー充足の見地から砂糖等を以て代替配給するものとする。

#### 四、配給條件

1、國家緊要の産業業務に從事する筋肉労務者であつて別に定める職種に該当するものとする。

但しその他の労働者であつても國家が必要と認めた場合はこの限りではない。

2、各職種に應じ誠実勤勉な労働に從事した稼動日数にリンクして加配する。

但し農林水產物等にして別にリンク方式を定めるものは、その條件による。

#### 五、配給方法

主食供給行政官廳の発給する個人別喫配通帳によつて各労務者に配給するこゝゝするを、現物の荷受等については各職場毎に一括措置して才反的業務の簡素化に努めるこゝゝし、尚職場給食を有利とする場合は右の給食方法を探りしめるこゝゝする。

六

監査及処罰

主食配給所管行政官廳は関係廳の協力を得て労務加配主食の受配試験に付監査を実施し不正受配及受配食糧の不當なる使用の事実を発見した場合は、当該職場全體に対する一定期間の加配停止を行ふべとする。

# 本稿

## 主食労務加配制度の改善について

主食部課 一一二

一、一月二十二日總理大臣は國会にあつた施政方針演説にあつて「重要産業等において働く眞面目な勤労者が安定した賃金で眞面目に働くれば食へる所到達実現する方針の下に実質賃金の一層の充実を図るため主食の労務加配制度に対し新き見地から根本的に検討し、配給基準の合理化及配給方法の刷新を行い、収入実稼働考慮する効率的な運用を図つて、労働の過重に應ずる過量の配給を確保する地配給操作技術の許す限り米、麦、小麦粉、重夫主食などとの加配三倍の質及量の合理化を行ふと共に苟も運配・欠配の生ずることのないよう配給を確保したい」と宣言された。

二、右の宣言の中、重要産業の範囲、總務半量の合理化、実稼働不灰する効率的運用及労働の過重に応する必要量の配給確保の諸点は主食の

扶助力に端的に達る最も中心問題であり爾後の請求は配給技術上の問題である。體で宣言の目標を理想的に達成せんが爲には最初から加配供給数量に対する制約を解消して癌まなければならない。

三、然し乍ら、労働加配は國民一般の基準受配量である二・五合の配給が確保せらるべき上に於て始めてその意義と効果があるのであつて、國民一般の全生活を現在以上の不足状態に陥れ、社会不安が更に深刻化するような環境下では重要産業と雖も生産活動の振興は期せられまいから寧ろ現実の問題としては、規制せられた一定の枠内に於て最大の効果を収めるよう如何に加配するかに帰着する。

四、現在における七・六月の食糧輸入の見込は約一・八〇千石であり労務加配用は二・二九七千石であつて二日以降六月迄に重要産業労務の配可能量は一・三一八千石、月平均約二・六三千石と推定される。又重要産業労務者は約七・七五干人である。

五、現在我國の一級國民の一人一日当所要カロリーは一・八九四カロリーへ

厚生省研究所國民栄養部發表一七〇一六。オ経労作男女平均してあるが地方本年度下期の成人一人一日受取カロリーは一・三〇七カロリーの見込であるから其の差五・四七カロリー（主食換算一一合弱）を耐乏すること、有る。

六、今重要産業労務者七・七五干人が該実勤続なる労働に從事した場合、上期一級國民の耐乏量を受けたとして、残余の不足カロリーを主食にて補填せんが爲には月間約三・四〇千石を必要とする（一級國民の耐乏量をも補填せんとすれば月間約五・一万石を要する。）

従つて月間供給見込量二・六三千石に對比して約七・七千石の不足であり、このことは働く程益、耐乏と余儀なくされる事即一級國民の耐乏量一一合に対しても重要産業労務失業平均に於て **約一・六** 合を耐乏せざるを得ない矛盾を生ずる。

右の矛盾は本質的には月間七・七千石の新在供給力増加のない限り解決しないが故に一般國民の耐乏との均衡をあけて解決するとすれば、一級國民

は月間約〇・六日の足りず甘受しなければならぬ。

七・七・六月の輸入量一八〇、〇千石 労務加配可能量三、二九七千石とした場合取扱改善量は次の如くである。

A 労務加配可能数量

(一) 七・一・六月 労務加配可能数量

(二) 七・一・一月 労務加配実施数量

内訳 七・一・〇月

一二月

一一月

一〇月

九月

八月

七月

六月

五月

四月

三月

二月

一月

（見込）

三、二九七千石

一、六五五千石

九一七千石

二、三一千石

二、五二千石

一、六四二千石

一、六四二千石中より

一、六四二千石

四四千石

B 労務加配可能数量

(一) 七・一・六月 労務加配可能数量

(二) 七・一・一月 労務加配実施数量

伐木リンク用

薪炭リンク用

計 三一四千石

支給除し残一、三二八千石を重要産業労務者用加配可能数量とした。

組し緊急加配、加配対象労務者の増加、稼働日数の増加、地方均一化等を考慮して月間三千石程度を保留した。

穀子重要産業労務者用加配可能数量月間二六三千石

業種はA業と同様とし加配対象人員はA業を基礎として補正を加えた七〇七五千人とした。

(三) 家勤日数は各業種共從未通りとする。

(四) 各業種は現在の國家經濟運轉上における重要度を勘案し A・B・C・D の四階級とする。(別紙一)

(五) 一人一日平均基準量は次の如くした(別紙二)

A 属する業種 業種内の各職種労務者總平均一人一日当必要力の<sup>り</sup>を充足出来る数量 但し石炭玄葉につけては從未通りとする。

B 属する業種 業種内の各職種労務者總平均一人一日当必要力の<sup>り</sup>より普通一般國民が耐受する力の<sup>り</sup>を除した力の<sup>り</sup>を充足出来る数量

C 属する業種 全業種の労務者が必要とする力の<sup>り</sup>を充足するため要する主食数量(一般配給二主食を含む)八九二千石と一般配給主食数量三四五千石と加算可能数量二六三千石との和六〇八千石との比

D 属する業種 平六八名を以て、各業種の必要力の<sup>り</sup>を充足出来る数量を規制した数量

A・B・C の業種に對し上記の基準量によつて同様に飯と同様に規正された場合を要とする数量大一千石との比率七八%を以て C 級の場合と

八・別紙二へ頗斜々は上記の基準に於て理論的に計算せるものであるが公衆衛生事業、病院開設労務者に対しては加配不可能の結果となる、從て既得権を侵害すとすれば別途を觀察から調整を必要とする。

九、労務加配主食の月間供給量が二六二千石なるとき、七五千人の労務者が必要力<sup>り</sup>を充足すためには月間約二八、四千石の不足がある。之を砂糖の加配にて充さんとすれば、砂糖一〇〇反約三八〇カ<sup>リ</sup>としめて、砂糖月間約三万七千も必要とする。

今勞働者のカロリー耐久量を一般國民の耐久量である算四七カロリーに  
達压缩せんべすれば、之た必要な主食は、月間約七千石であり、砂糖  
に換算すれば、月間約一万多キ要する。

經濟統制

20—22年

5. 隱匿物資

裏面白紙

( )

隠)

匿

物

資

経 濟 企 画 序

(1号・23行)

159

裏面白紙



## 隱匿物資管理令要調案

商務局 二一二四

方針  
終戰時、混亂ニ致シ運送ヨリ不當ニ物資ノ拂下ミ受ケ又ハ其ノ後、インフレーション及財産税ニ見越シ不當ニ物資ヲ買滿メ之ヲ隱匿シタル者ヨリ物資ヲ供出セシメニテ國正ニ配給ミ就中食糧供出ノ見返リニ充ツル為左ノ要領ニ依リ積置スルモノトス。

### 要領措置

#### (一) 対象物資

各種石油製品、鐵製製品(衆、鐵物、服、軍手、軍足、及足袋)、生ゴム及ゴム製品(地下足袋、ニム長靴及タイヤ、カーブ)原皮、革及革靴、油脂(原料油脂、硬化油及脂肪酸)、鐵鋼(普通鋼・材、特殊鋼・材、普通銑鋸及特定鐵鋼製品)、電氣銅、電線、傳銅、アルミニウム、チニカルミン、モーター、變圧器、電球(以上三ハ据付シアルモノ除)、軸受、自動車及全主要部品、自轉車及全主要部品。

#### (二) 在庫調査

一定期日ヲ期シ該家物資ノ在庫ニ於シ告義務者ヨリ必要ナル事項ヲ申告セ

シムルモノトス。尙申告ノ餘後ニ於テ行政官房及買上機関ニ於テ必要ニ應ジ趣  
意検査ヲ導入モ、トス。

#### (1) 申告義務者

該家物資(以下物資ト稱ス)ノ製造業者ニシテ一定數量以上ノ物資ヲ所有スル人、人物資ノ販賣業者(ブローカー、露天商、農業会等含ム)、物資ヲ業務上原材料トシテ使用スル者ニシテ一定數量以上ノ物資ヲ所有スルモノ、其、他一定數量以上ノ物資ノ所有者(一般消費者、含ム)並ニ物資ヲ保管スル倉庫業者、運送業者等、他他人、委託ヲ受ケ一定數量以上ノ物資ヲ保管スル者。

#### (2) 申告事項

所有者又ハ保管者ハ氏名、名稱及住所、物資、種類、所有又ハ保管數量、所有又ハ保管場所、保管、場合ハ所有者、氏名、名稱及住所、所有又ハ保管人、始期、受入価格、最近四月間、使用又ハ販賣數量、天、地必至アル事項。

#### (八) 申告手續

施行ノ日より二週間内ニ物資所在ノ地方面經由ノ上商工大臣宛申告セシムルを  
商工大臣ノ申告受理事務ハ便宜地方商工局ニ委託シ之ヲ行ハシム。

(六) 勘定調査

近隣同業者、從業員等ミリ、風評モ参考ノ上勘定於テ(四)ノ(1)ニ依リ可度約額度  
給金ヲ施行スルモノトス。  
販賣監督

(三) 買上

商工大臣又バ地方長官ハ物資、所有者ニ對シ不當ト認タル其ノ所有數量ニ付  
額上機関ニ指定シタル価格ヲ以テ譲過スベニキヲ命ズルコトニ得ルモノトス。

(1) 強制買上、限度

ブローカー及露店商、企業許可受領タル者(陳)ノ所有入モノハ物資ヲ業務上  
原材料トシテ使用スル者ニ付テハ運輸工必要ト認スタルル數量(鉄鋼等ハ最  
近四月間ハ使用量、概不三倍)ヲ超エル數量、物資ヲ消費材トシテ消費スル者及其ノ  
固体等ニ付テヘ一差限度(例ヘベ織物類ニ付テハ一セ帯内平均一人当五匹)ヲ超エル  
數量莫ハ他地支店等ニ於テ買上ナルヲ道當ト認タルモノニ付強制買上ヲ行フ。

(四) 買上機関

(販賣監督委託の意願用紙)

原則トシテ物資別統括機関トシ商工大臣之ヲ指定ス。

(八) 買上価格

原則トシテ物資ノ所有者ニ買入価格ヲ參照シタル直正価格ニ値ルモノトス。但シ  
買入価格不当ナルエヌ付テハ又買上機関ニ於テ地方長官ノ認可ヲ受ケ置タル  
基準価格ニ値ルモノトス。

(九) 買上諸問委員会・設置

(1) 及(2)其他必要事項の決定ニ當リテハ地方長官ハ關係有識者ヲ以テ組織スル  
諸問委員会ニ原則トシテ諮詢シテ決定スルモノトス。

(10) 魚荷及配給

此ニ地域的ニ偏在甚シキ物資ヲ除キ成ルベク所在地方、就中最寄農村ニ至ルヲ

置工配給スルヲ當トシ、地方商工局ニ於テ速ニ配給計畫ヲ樹立スルモノトシ右ニ基キ府県庁ニ於テ龜荷及配給ヲ為久毛ノトス、此ノ場合保管前ニ就テハ個人保管ヲ禁止シ原則トシテ營業倉庫工場倉庫等ニ保管セシム。

(八) 物資・譲渡及移動ノ制限

本措置ノ実効ヲ確保入シ届出毎期日後一定期間(概不二週間)ヲ限り左ニ掲タル場合ヲ除キ物資ノ譲渡及移動ヲ制限スルト共ニ爾後可及的速ニ輸入、生産配給統制ヲ強化スル様措置スルモノトス。

(1) 他ノ法令ノ規定ニ基キ所定ノ経路及方法ニ依リ物資ノ譲渡又ハ移動ヲ為スト。

(2) 本令ニ依リ商工大臣ノ釐定シタル経路及方法ニ依リ物資ノ譲渡又ハ移動ヲ為スト。

(四) 其ノ他ノ事項

(1) 調査及買上ニ伴フ關係官庁買上機關人事、職員、权限

商工大臣及地方長官ニガラ以降ナル权限ヲ行使スルノ也買上機關ニ其ノ权限一  
部ヲ行使セシムルト共ニ開費官吏買上機關ノ特定職員(官、職員トス)、前シ而後  
被征用又必要ナル場合ニ於ケル譲或命令ヲ賦子ス。

(2) 買上ニ至スル資金ノ融通並ニ賣上ニ伴フ賃貸契約ノ猶失負担

販賣機關ニ於ケル買上ニ至スル資金、融通ヲナシト共ニ賣上ニ伴フ買上機關ノ經営  
表現、損失負擔ニ就キテ人國庫ニ於テ負担スル係争等の措置ヲ構セルモノトス。  
尚物資ノ所有者、更アニタリ賣上代金の流イイハ一ヶ月間(被征用状況迄)  
原則トシテ之ヲ封鎖スル措置ヲ構セルモノトス。

(三) 罰則法規

該該款八条ノ基ツノ緊急命令トス

(二) 罰則

本令ニ違反スル行為ヲ烏シタルモノニ於シテハ當該物件ヲ沒收スルノ外併罰又ハ  
罰金ヲ科スルモノトス。

賃物調査告程令(寒)

(三二二、七)

第一條 本令施行ノ際視ニ別表ニ掲タル物資(以下「查物資ト謂ス」)ヲ所有シ又ハ占有スル者ハ、令施行ノ日ニ於ケル其ノ所有又ハ占有ニ係ル調査物資ニ付左ニ掲タル事項ヲ記載シタル調査書(三種)ヲ昭和二十一年一月一日迄ニ當該調査物資ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ由シ申下大臣ニ提出スペシ但シ商工大臣ノ指定スル數量ヲ超エザル數量ヲ調査物資ナ所有シ又ハ占有スル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

一、所有者及占有者ノ氏名又ハ名稱及住所並ニ其ノ職業又ハ事業

二、所有者ノ名稱、職業及所在ノ場所

三、所有又ハ占有ノ目的

四、所有又ハ占有ノ始期

五、入手ノ原因

六、最近 月間ノ使用又ハ販賣數量

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ世帯主同シタル家族ノ所有フル體充物並ニ村子ハ之ニ世帯主ノ

所有ニ附スルモノも看做シ世帯主ヨリ報告書ヲ提出スルモノトス

第一項ノ規定ハ昭和二十年勅令第五百四十二號「ボツタム」宣言ノ受託ニ伴ヒ發スル命令ニ附スル件ニ基ク生絲等數量報告等ニ付スル件ノ規定ノ適用ヲ受クル者ニ付テハ當該物資(生絲、絹竹絲、柞鬚絲又ハ絹製品)ニ付之ヲ適用セズ

第二條 前項ノ規定ニ依リ報告書ヲ提出スペキ調査物資ヲ所有シ又ハ占有スル者ハ本令施行日より昭和二十一年一月一日ニ至ル期間當該物資ヲ護送シ、不當ニ形質變更シ又ハ毀損ノ目的ヲ以テ移動スルコトヲ得ズ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一、國家準備法又ハ昭和十二年法律第十九十二號ノ規定ニ依ル命令ニ定ムル記念品等ニ付ヒ又ハ此等ノ命令ニ基ク處分ニ依リ調査物資ヲ調達スル場合

二、國家準備法ニ基ク重要產業開發令ニ依ル本令命令ノ本規定义ハ同上合併ニ基ク統制綱合ノ確立規定ニ定ムル記念品等ニ從ヒ調査物資ヲ調達スル場合

三、苗工大臣ノ指定スル者(以下「調査官ト謂ス」)が調査物資ヲ調達スル場合

四、統制機關ニ對シ調査物資ヲ調達スル場合

五、統制機關・指示ニ基キ開拓物資ヲ調達スル場合

- 六 小賣業者又ハ營利者ニシテ不動産子の賣スル場合  
七 豊澤税法ニ依ル鑿井物又ハ苗木對其人地ノ公共財物ガ調査物資ヲ計量スル場合  
八 事業主ガ其ノ従業員ニ對シ於上必要ト認メラル具慶ノ數量ニ付利本物者子該資ス  
九 前二項又ハ地方長官ノ指示ニ甚ク引給系略ニ依リ調査物資ヲ計量スル場合  
十 税則上既往ニ依リ源工大臣又ハ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合

前項第3項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ適用ス

第三條 主計大臣又ハ地方長官物資ノ積モル配給又ハ價格ノ安定ヲ圖ル爲必要アリト認メタルモキハ、同衣物資又ハ穀物等以外ノ民セ安定期上必要ト認ムル物資ニシテ主計大臣ノ指定期モノ（以下地定物資ト解ス）ヲ調査又ハ測量スル者其ノ他此等ノ物資モ時ニ多量ニ所有スル者ニ對シ物資渡ノ時期、價格、相互通其ノ價格與ナル事項ヲ指定シテ當該物資ノ引渡ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ主計大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ前項ニ掲タル者ニ對シ期間其ノ供給額ナル事項ヲ指定シ當該物資ヲ保管スベキコトヲ命スルコトヲ得

主務大臣又ハ地方長官第一項ノ規定ニ依ル認定セシムスル命令ヲ爲シタル場合又ハ調査物資若ハ指定物資ノ所有者知レザル等ノ爲シタル又ハ前項ノ規定ニ依ル命令ヲ爲スコト有ハザル場合は於テ必要アリト認ムルトキハ當該生态物資又ハ指定物資ヲ占有ズル者ニ對シ引渡ノ時期、相手方其ノ備必要ナル事項ヲ指定シテ之ガ引渡ヲ命シ又ハ期限其ノ備必要ナル事項ヲ指定シ之ガ保管ヲ命ズルコトヲ得

主務大臣又ハ地方長官同衣物資又ハ苗木物資ノ所有者知レザル等ノ爲シタル又ハ第二項ノ規定ニ依ル命令ヲ爲スコト有ハザル場合は於テ前項ノ規定ニ依ル引渡ニ付スル命令ヲ爲シタルトキハ當該生态物資又ハ指定物資ノ引渡ノ相手方ヲシテ其ノ對價ヲ供託セシムベシ此ノ場合ニ於テハ當該生态物資又ハ指定物資ノ引渡ノ相手方其ノ供託ヲ爲シタル時當該生态物資又ハ指定物資ノ引渡ヲ受ケタルモト看做ス

第四條 調査物資又ハ指定物資、所有者主務大臣又ハ地方長官ニ指定スル者が譲渡、受クベ  
チ調査物資又ハ指定物資、種類、数量及價格、譲渡、時期真シ他必要ナル事項ニ付主務大臣  
又ハ地方長官、認可、受ク之ガ譲渡ヲ蒙メタル場合ニ於テハ之ヲ拒ハコトヲ得ズ但シ特別、  
場所アル場合、於テ玉旨天官ノ二所に受ケタルトキハ此、限ニ在ラズ主務大臣又ハ地方長官  
前項、認可ヲ蒙シタルトキハ其ノ旨ヲ告示スベシ

調査物資又ハ指定物資、所有者ハ申請の規定ニ依リ調査物資又ハ指定物資、譲渡ヲ受ケ  
ケル場合又ハ當該物資、所有者知レセル等、為同様、規定ニ依ル譲渡ヲ蒙ムルコト無ハザル、  
場合ニ於テ引渡タモ當該物資、種類及數量、引渡、時期真ツ他必要ナル事項ニ付主務大  
臣、認可ヲ蒙セタカ引渡ナシタル場合ニ於テハ之ヲ拒ムコトヲ得ズ但シ特別、審議アル場  
合ニ於テ主務大臣又ハ地方長官、許可ヲ蒙ケタル場合ハ此、限ニ在ラズ、

前條第二項、規定ハ前項、場合ニ乙フ適用ス

第一項、規定ニ依リ主務大臣又ハ地方長官、指定スル者が調査物資又ハ指定物資、所有者知  
レザル等、為同様、規定ニ依ル譲渡ヲ蒙ムルコト能ハザル場合ニ於テ前條、規定ニ依リ調査  
物資又ハ指定物資、引渡タモ當クルトキハ其ノ對價ヲ供託スベシ

第二條第三項後段、規定ハ前項、場合ニ乙フ適用ス

第五條 調査物資又ハ指定物資ニ關シ荷物競賣手續、開標競取法ニ依ル強制競取手續其ノ他財  
物ニ附ズベキモノ、進行中ナルトキハ其ノ進行中ニ限り當該調査物資又ハ指定物資ニ關シテ  
ハ第二條及第四條、規定ハ乙シ得ルモノニ

第六條 第二條及第四條、規定ニ依ル調査物資又ハ指定物資、譲渡ハ總、法令ニ拘ラズ其ノ效  
力ヲ有ス

前條、規定ニ依リ譲渡ヲ命セテレタル調査物資又ハ指定物資が知レタル擔保権、目的タル場  
合ニ附テハ當該物資、譲渡ヲ受クル者ハ其ノ對價ヲ供託スベシ

前條、規定ニ依ル調査物資又ハ指定物資、譲渡又ハ引渡アリタル場合ニ於テハ當該物資ニ付  
年シタル擔保権ハ拂、法令ニ拘ラズ所有權移轉、時ヨリ乙テ行フコトヲ得ズ

前條、規定ニ依リ譲渡又ハ引渡、命セテレタル調査物資又ハ指定物資ニ付担保権、有シタル

第七條 主務大臣又ハ地方長官調査物資又ハ指定物資ニ付第三條、規定ニ依リ譲渡、保管又ハ  
引渡ニ關スル命令ヲ爲シタル場合ニ於テ當該指定物資又ハ調査物資、所有者又ハ占有者其ノ

命令ニ違反シタルトキハ當該官吏ヲシテ當該指定物資又ハ調査物資ヲ無償ニテ放去マシムルコトヲ得

第八條 主務大臣又ハ都道府長官ハ調査物資又ハ指定物資ニ付必要ナル報告ヲ備シ又ハ當該官吏ノシテ工場、事業場、店舗、貯貯庫、他ノ場所ニ臨検シ業務、狀況若ハ調査物資、指定物資、書類、帳簿等ヲ検査マシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ゾシテ臨檢検査マシムル場合ニ於テハ其ノ身分フ示ス帶票ヲ持參マシムベシ

前項ノ帶票ノ様式ハ主務大臣乙フ定ム

第九條 主務大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ法人其ノ他ノ團體ノ職員ヲシテ前項ノ規定ニ依ル検査ニ關スル事務ヲ取扱ハジムルコトヲ得

前條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ乙ク準用ス

第一項ノ規定ニ依リ検査ニ關スル事務ヲ取扱フ職員ハ乙フ法令ニ依リ公務ニ從事スル職員ト同様

者也ス

第十條 主務大臣又ハ地方長官ハ必要アリト認ムルトキハ市町村長又ハ乙ニ准ズベキモノノブシ

テ本令ニ依ル調査物資ニ關スル調査ノ實施上必要ナル事務フ行ハシムルコトヲ得

前項ノ事務ニ關スル費用ハ市町村又ハ乙ニ準ズベキモノノブシテ乙ナ負擔マシムルコトヲ得

第十一條 第一條ノ規定ニ違反シ報告ヲ怠リ又ハ虚偽ノ報告書ヲ提出シタル者ハ一年以下ノ禁

役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十二條 第二條ノ規定ニ違反シタル者ハ二年以下ノ禁役又ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス

第十三條 第三條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者ハ五年以下ノ禁役又ハ五萬圓以下ノ罰金ニ

處ス

第十四條 前二條ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情狀ニ因リ従役後罰金ヲ併科スルコトヲ得

第十五條 第五條又ハ第六條ノ規定ニ係ル當該官吏又ハ職員ノ検査ヲ拒ミ妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十六條 法人、代表者又ハ法人ノ代理人、使用人其他ノ從業者其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ第十一條乃至第十二條ノ違反行為ヲ爲シタル佳ハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ同條ノ罰金刑ヲ科ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ乙フ施行ス

別表

- 一 石油製品（新物性 植奶油、奶油、軽油、機械油及重油）フ謂フ、
- 二 糸（糸織紡糸製品第一條ニ掲タルモノ）及麻糸フ謂フ、報告  
中古品ヲ除ク
- 三 石ニ松グル織維製品中古品ヲ除ク  
昭和二十年十一月一日、農林省令第十一號牛糸等改訂等ニ關スル件第十一號
- （特定ニ依リ許可不付モノ及中古品ヲ除ク）
- 化繊物（綿維製品製造販賣規則第一條、規定ニ依リ指定アラレタルモノ）フ謂フ、
- 四 手布
- ハ外套（婦人子供用フ除ク、  
ニ江豚（婦人子供用フ除ク、  
ハ化繊服
- シヤツ
- トスボン下
- ト軍手
- ト靴下
- 五 足袋
- 六 卷脚紳
- 七 離足袋
- 八 鍍鋼（鍍鉄、普通鋼々材及特殊鋼々材）謂フ、及鍍錫板（釘、鉗子及亞銅板）フ謂フ、鍍
- 九 電氣抵抗合金
- 十 鉛錫、黃錫、青銅及真鍮（此等ノ板、等、棒及條）及此等  
十一 アルミニウム、ジュラルミン（此等ノ板、等、棒及條）及此等ノ屑
- 十二 重動機（現ニ据付シアルモノ）フ除ク、
- 十三 變速器（現ニ据付シアルモノ）フ除ク、
- 十四 電球（現ニ使用中ノモノ）フ除ク、
- 十五 訓令

内閣訓令第二号

經濟安定本部令第一條第三項の規定により、不累要物品  
製造販賣制限規程を次のようにて定め。三

昭和二十二年一月一日

内閣總理大臣 吉田 爰

不累要物品製造販賣制限規程

第一條 重要資材の借用とその重要部門との供給確保に資  
するため、本規程に従つて、不累要物品の製造販賣を制  
限する。

第二條 不累要物品の製造販賣制限は、臨時物資需給調整

法に基づいて、此を実施する。

第三條 下累要物品の製造販賣制限に關し権限ある主務官  
廳は、本規程に基いて、この訓令を施行する日から十五

日以内に、次の規則を定め、此を施行することを要す  
る。

六、別表製造品目の欄にかかる物品の製造業者は、別  
表製造品目の欄にかかる物品を製造するため、別表  
使用禁止資材の欄にかかる貨材を使用し又はこれを  
加工することをさけい。但し、左にかかる場合に  
この限りでない。

(一) 經濟安定本部總裁の定むる基準に基づく貿易廳長  
官の指令又は之に基く正当な註文により輸出用とし

て製造する場合

- (1) 連合國占領軍第八軍の発行する調達要求書により  
要求された物品にして經濟守定本部總裁の定むる基  
準に基づく主務大臣の指令により製造する場合
- (2) 医療衛生上の必要により經濟守定本部總裁の定む  
る基準に基づく主務大臣の許可を受けて製造する場  
合
- (3) (4) 技術研究用として經濟守定本部總裁の定むる基準  
に基づく主務大臣の許可を受けて製造する場合
- (5) 中古品を修理する場合
- (6) 規則施行の際現に製造中のもの未完成する場合
- 六 前項の規定によつて製造することができない物品の

製造業者又は販賣業者は、その所有する手持品及び仕  
出品につき、規則施行の日から一日以内に左にかゝげ  
る事項を地方長官に届け出ることを要する。

(1) 手持在庫品については種類別数量

(2) 仕掛品については生産予定期間及びこれに要する  
原材料の手持数量

三 第一項の規定によつて製造することべきない物品  
の製造業者又は販賣業者はその物品を規則施行の日か  
うれ十日以降これを販売することができない。但し、  
特別の事情により主務大臣、地方商工局長又は地方長  
官の許可を要した場合はこの限りではないが、規則施  
行後百八十日を経るとときは、右但し書の許可は効力さ

失う。

四、第一項の(1)及至(4)により製造した物品及び中古品についでは、第三項の規定は通用されない。但し、第一項の(1)及び(4)により製造した物品であつて、不正格差の他の事情により本末の目的以外に販売しようとする場合は、其の都度主務大臣の許可を要する。

五、第三項の但し書及第四項の但し書の規定によつて販賣が許可された物質には地方長官の定めた印草又は證票を附さなければならぬ。

この訓令は、公布の日から、これを施行する。

附則

別表

製造品目

使用禁止實體

ブムマート、化粧品、接着アヒード、オーバー  
シヌード、海水用袋、ラバータイル

牛革、馬革、豚革、山羊革、綿羊革、  
ヌコ革

香料入鞄、泥鞄、トランク、木ストンバッグ  
ハニーティース、ランドセル、リュックサック、圓錠  
グラドストン

牛革、馬革、豚革、山羊革、及ぶ綿羊革  
ヌコ革

帽子、手袋（手袋用を除く）バンド、脚裸外套、  
マント、上着、大ボン、座箱、クッション

牛革、馬革、豚革、山羊革、及ぶ綿羊革

ハンドバック、煙草入、菓入、その他  
の袋物

牛革、馬革、豚革、山羊革、及ぶ綿羊革

帽子、手袋、机、火鉢、帽子掛、飾棚、  
鏡台、トランク

牛革、馬革、豚革、山羊革、及ぶ綿羊革

椅子、卓子、机、火鉢、帽子掛、飾棚、  
鏡台、トランク

牛革、馬革、豚革、山羊革、及ぶ綿羊革

椅子、卓子、机、火鉢、帽子掛、飾棚、  
鏡台、トランク

牛革、馬革、豚革、山羊革、及ぶ綿羊革

弁当箱、水筒、コップ、瓶、スパン、匙  
シヤウチ、卸金、オムレツ返し

牛革、馬革、豚革、山羊革、及ぶ綿羊革

茶器、酒器、菓子器、その他八以外の  
飲食用器具

牛革、馬革、豚革、山羊革、及ぶ綿羊革

ルミニアム合金

八	九	十	十一
弁当箱、水筒、コップ、瓶、スパン、匙 シヤウチ、卸金、オムレツ返し	牛革、馬革、豚革、山羊革、及ぶ綿羊革	牛革、馬革、豚革、山羊革、及ぶ綿羊革	牛革、馬革、豚革、山羊革、及ぶ綿羊革
茶器、酒器、菓子器、その他八以外の 飲食用器具	牛革、馬革、豚革、山羊革、及ぶ綿羊革	牛革、馬革、豚革、山羊革、及ぶ綿羊革	牛革、馬革、豚革、山羊革、及ぶ綿羊革
	ルミニアム合金		

		錫、金、銀器皿、鏡、う、光面器	錫、錫又はアンチモン及び、銅の合金(半日 を除く)並びにアルミニウム又はアルミニウム合 金の板
十		錫器、茶器以外の厨房用器具	
		蓋物、花器、賞盃、賞牌、その他の 装飾品	
十一		紙、その他の燃焼用器具、煙草セット、 シガレットケース	
十二		化粧用具、化粧品容器	
十三		鎗師、帶止、ブローチ、和其他の装身具及 其附属器具(毛差及か毛止を除く)	
十四		大鎌(製図用を除く)、イニクス、ソンド、裁切 そつたの文房具(鉛筆削、ペン先、绘具)	
十五			
十六		工作用接着剤入ナード、製図器 機械鉛筆、萬年筆、水墨及び計算尺(除く)	
十七		手摺、把手、蝶番、その他の建築用附属 金具	錫又はアンチモン及び、銅の合金(半 日を除く)並びにアルミニウム又はアルミニウムの板
十八		キビシート、ワッカー、盤、搭載、調理台	錫(器具ヒート使用する場合を除く)
十九	六日半	綱又付人綱	

備考 第三項乃至第五項に掲げる生産品目は、總革製のものに限る。

102  
一 隱退資物等廩卷處理要領

(昭二二年一月)  
閣議決定)

一 經濟安定本部は隠退資物及余剰在庫物資の全面的活用を圖る爲之徹底的調査を行いその買上、配給の方策を実施する。

二 前項の調査事務を推進するため經濟安定本部に隠退資物資等処理委員会をおく。

三 委員会は委員長、副委員長各一人、委員及専門委員若干人等にて組織する。

委員長は經濟安定本部總務長官を以てこれに充て副委員長及委員は關係各廳官吏及學識經驗者中より、専門委員は當該事項に關し特別の知識經驗を有する者の中より經濟安定本部總裁がこれを委嘱する。

10-4  
173

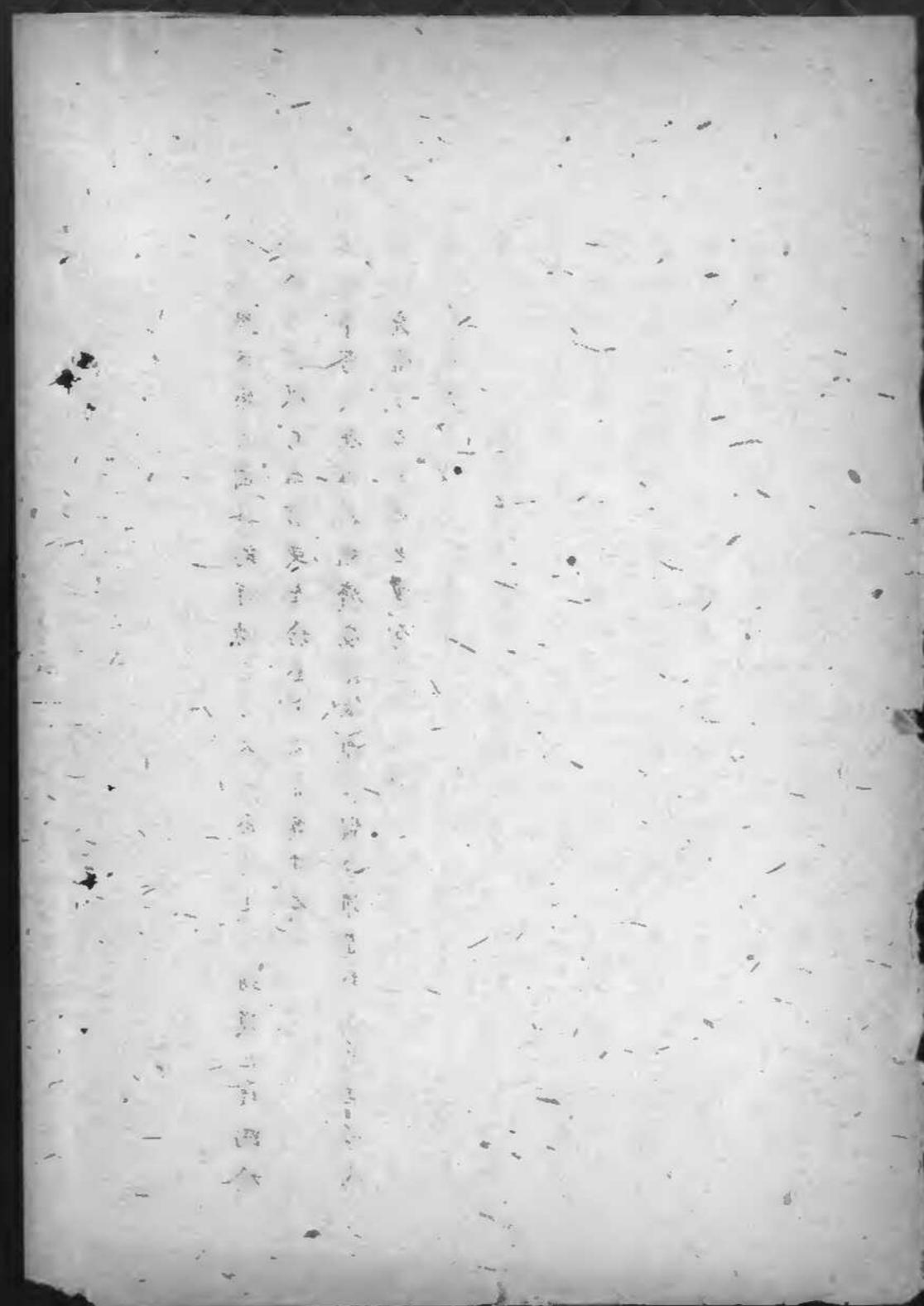
四、委員会は必要に應じ隠退蔵物資調査班を組織し隠退蔵物資等の實地調査及摘発を行ラ。

五、調査班は委員、専門委員及関係官吏を以てこれを組織し、関係官吏の協力の下に所要の場所に臨時検査し、隠退蔵物資等と認められるものを封印し又はその保管、又は移動を命じ得ル。

六、摘発された隠退蔵物資等は經濟安定本部の指示により産業復興監査團其の他の機関に買上げ又は接收せしも、買上げ機関は經濟安定本部並に主務官廳の割當指示に従ひこれを配給する。但し主務大臣は經濟安定本部の承認を得て割當証明書を提出する者に対して之を譲渡すべきことを命ずることができる。

七、調査班は常に團体的行動をとるものとし、一班員には臨檢検査の權限ある官吏を含むことを要する。

八、本件事務処理の為經濟安定本部に監査部をおき所要の人員を充當するものとする。



隠匿物資等緊急措置令（昭和二十二年二月十七日勅令六八八號）

22  
2.17  
3-1  
175

45  
第一條 一本令施行ノ除現ニ別表ニ掲タル物資（以下調査物資ト称ス）ヲ所有シスハ占有スル者ハ本令施行ノ日ニ於テ所有シスハ占有スル調査物資ニ付左ニ掲ケル事項の記載シタル報告書三通ヲ昭和二十二年三月十日迄當該物資ニ所有シタル報告書三通ヲ昭和二十二年三月十日迄ヨリ大邑ニ掲古人ベシ相シ商工大臣、指定久ル数量ニ端タアル数量、調査物資ヲ所有シスハ占有スル者ニ付ハ此ノ限ニ在ラバ。

一、所有シスハ占有スル本人、氏名又ハ名稱、住所及職業又ハ事業

二、當該物資ニ付本人以外、所有者又ハ占有者、有入居場合ニ於テハ其ノ居ノ氏名又ハ名稱、住所及職業スハ事業

三、當該物資、名称、數量及所在、易所並ニ本令施行前一年間ニ入手シタルモノ、ニ付テハ其ノ旨

四、所有久ハ占有、句約

五、入手、經路

六、最近四ヶ月、使用又ハ販売八数量及今後四ヶ月内使用又ハ販売、更込数量

其ノ他必要ト認ムル事項

調査物資ニシテモ全ジクスル戸主及家族、所有シスハ占有スルモノ、戸主及家族、業務上所有シス

ハ占有スルモノヲ除ク以下合計一二付テハ前項ニ属  
タル事項ヲ全一ノ報告書ニ取締又記載シ之ヲ提出入  
ベシ此ノ場合ニ於テハ同項目書、規定ハ調査物資ニ  
シテ占帯ヲ全ジタルアリ及家族ノ所有シ又ハ占有  
スルモノハ合計数量ニ付之ヲ適用ス。  
其等ヲ全ジタルアリ及家族ニシテ占帯主以外ノモ  
ハ其所有シ又ハ占有スル調査物資ニ用スル記載  
ニ付前項ノ規定ニ依ル占帯主、報告書、作成ニ付シ  
協力スベシ。第一項ノ規定ハ昭和二十一年商工農林省  
令第一号第一條ノ規定ニ適用ヲ受ケル者、所有ニ係  
ル経営未又ハ経営品ニ付テハニラ通用セズ。

(2)

第二條 前項ノ規定ニ依リ報告書ヲ提出スベキ調査物資  
ヲ所持シ又ハ占有スル者ハ本令施行ノ日ヨリ昭和二十  
一年四月二十日ニ至ル期間当該物資ヲ譲渡シ又ハ譲渡  
若ハ運搬、目的ヲ以テ其形質ヲ變更シ若シ之ヲ移動  
ナルコトヲ得乍但シ左ノ各号ノ一一該当スル場合ハ此  
限リニ在テだ。  
一物資統制令又ハ昭和十二年法律第九十二号ニ基キ  
テ登記スル命令ノ定ハル所ニ從ヒ又ハ比等ノ命令ニ  
ケ処分ニ依ル調査物資ヲ譲渡スル場合  
二重要産業団体令ニ依ル協議会、統制規程又ハ商工  
組合法ニ依ル統制組合、統制規程、定ハル所ニ從ヒ  
調査物資ヲ譲渡スル場合

- 二、前ニ大臣又ハ地方長官、指示スル配給経路ニ從ニ  
調査物資ヲ譲渡スル場合  
四、商工大臣、指定スル者ヘ以下施用機関ト称久一ダ  
調査物資ヲ譲渡スル場合  
五、統制機内ニ付シ調査物資ヲ譲渡久ル場合  
六、統制機用、指示ニ基テ調査物資ヲ譲渡久ル場合  
七、農業園林法ニ依ル農業園林、水産業園林、水產園林  
水產園林、森林法ニ依ル森林組合又ハ市町村其ノ代  
人公共團体が調査物資ヲ譲渡久ル場合  
八、工場又ハ事業場ニ於テ其、從業者ニ付シ其、業務  
上必要トスル数量、調査物資ヲ譲渡久ル場合  
九、小売業者又ハ消費者ニ付シ調査物資ヲ譲渡久ル場合  
十、特別、事情ニ依リ商工大臣又ハ地方長官、許可コ  
3

### 受ケ譲渡久ル場合

前項、規定ニ依リ調査物資、譲渡ノ禁止セラレタル  
場合ニ於テハ当該物質ハ之ヲ譲受クルコトヲ得ズ。  
**第二條** 主務大臣又ハ地方長官調査物資又ハ調査物資以外  
、國民生活、安定ヲ確保スル為必要ナル物資ニシテ主務  
大臣、指定スルモノハ以下指定物資ト称久、配給、適  
正又ハ価格、安定其、他口民經濟、正常ナル運行ヲ圖ル  
為必要アリト認ムルトキハ調査物資又ハ指定物資ヲ應達  
シ又ハ退職久ト認メラル時所有者其、他比等、物資ヲ多  
量ニ所有スル者ニ對ニ期間其、他必要ナル事項ヲ指定シ  
テ當該物資、譲渡其、他、处分ヲ禁止シ又ハ譲渡ノ時期

西格、相手方其、也必要アル事項ヲ指定シテ當該物  
資、讓渡ヲ命ナルコトヲ得  
三務大臣之ハ地方長官前項、規定ニ依ル讓渡其、代  
处分、禁止、命令ヲ為シタル場合又ハ調查物資若クハ  
指定物資、所有者知レサシ場合、也所有者ニ對シ當該  
物資ニ付合環、確定ニ依ル讓渡其、代、处分、禁止、  
命令ヲ為スコト着シク困難ナル場合ニ於テ必要スリト  
認ムルトキハ、當該物資ヲ占有スル者ニ對シ期間其、代  
必要アル事項ヲ指定シテ當該物資、引渡其、代、处分  
ヲ禁止久ルコトヲ得

至弊大臣又ハ地方長官第一項、確定ニ依ル讓渡、命令  
ヲ為シタル場合又ハ調查物資若クハ指定物資、所有者知

レタル場合其、也所有者ニ對シ合環、規定ニ依ル讓渡  
ノ命令ヲ為スコト着シク困難ナル場合ニ於テ必要アリ  
ト認ムルトキハ、當該物資ヲ占有スル者ニ對シ引渡ノ時  
期、相手方其、代必要アル事項ヲ指定シテ之を引取ラ  
命ナルコトヲ得

三務大臣又ハ地方長官調查物資又ハ指定物資、所有者  
为レタル場合其、也所有者ニ對シ第一項、規定ニ依ル  
讓渡命令ヲ為スコト着シク困難ナル場合ニ於テ前項、  
規定ニ依ル引渡、命令ヲ為シタルトキハ當該物資、引  
渡、相手方ヨシテ其、対価ヲ供託セシムベシ此、場合  
ニ於テハ當該物資、引渡、相手方其、供託ヲ為シタル  
時、當該物資、讓渡ヲ受ケタルモ、ト看做久

第四條

調査物資又ハ指定物資ヲ隠匿シ又ハ通藏スト  
認メラル時所有者其ノ地此等物資ヲ多量ニ所有人  
ル者ハ主務大臣又ハ地方長官、指定スル者ガ讓渡ヲ  
受クベキ調査物資又ハ指定物資、名稱、数量及価格  
、所耳者、讓渡、時期其、地必要ナル事項ニ付主務  
大臣又ハ地方長官、許可ヲ受ケ之が讓渡ヲ衣メタル  
トキハ之ヲ拒ムコトヲ得べ但シ特別、平由アル場合  
ニ於テ主務大臣又ハ地方長官、許可ヲ受ケタルトキ  
ハ比、限りニ在ラバ。

調査物資又ハ指定物資ヲ占有入ル者ハ前項、規定ニ  
依リ主務大臣又ハ地方長官ノ指定スル者ガ同項、規  
定ニ依リ当該物資、讓渡ヲ受ケタル場合又ハ當該物

資、所有者知レタル場合其、地所有者ニ対シ同  
項、規定ニ依ル讓渡ヲ拒ムコト著シ又困難ナ  
ル場合ニ於テ引渡ヲ受クル当該物資、名稱及數  
量、占有者、引渡、時期其、地必要ナル事項ニ  
付主務大臣又ハ地方長官ノ認可ヲ受ケタルトキハ  
申衣ダルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得べ但シ特別  
許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限りニ在ラズ前ニ  
、規定ニ依ル主務大臣又ハ地方長官、認可ハ別  
查物資又ハ指定物資、配給、通正スハ価格、  
定其、地國民經濟、正常アル運行ヲ圖ル為必  
アリト認ムル場合ニ於テ之ヲ海久毛ノトシ主  
務安調項」

大臣文八郎方長官ハ其ノ認可ヲ得シタルトキハ其ノ旨ヲ告  
示スベシ

第一項、規定ニ依リ主務大臣又ハ地方長官、指定スル者ガ  
調査物資ヘハ指定物資ハ所有者知レサル場合其、或所有者  
ニ対シ同項、規定ニ依ル讓渡ヲ衣ムルコト署シク困難ナル  
場合ニ於テ算ニ項、規定ニ依リ當該物資ノ引渡ヲ受フルト  
キハ其ノ対価ヲ併託久シ

前條第四條後段、規定八前項、場合ニ之ヲ準用シ  
第五條 調査物資又ハ指定物資ニ關シ強制競売手続、國稅  
徵收法ニ依ル強制手續、要本物資使用令ニ依ル使用又ハ  
收用、手続其、地此等ニ準心ベキモ、進行ナ、ナルトキ  
ハ其、進行中ニ限り当該物資ニ關シハ前二條、規定八

第六條 之二適用乙六  
第三條

八指定期物資、譲渡ハ他ノ法令ニ拘ラバ其、初回ヲ  
有ス  
第三條又ハ第四條、規定ニ依リ譲渡スベキ調査物  
資又ハ指定物資ヲ知レタル租保庫ノ目的カル場合  
ニ於テハ当該物資、譲渡ヲ受ケル者ハ其ノ付添ヲ  
供託スベシ  
第三條又ハ第四條、規定ニ依リ譲渡又ハ引渡フ命  
セラレタル調査物資又ハ指定物資ニ付租保庫ヲ有  
シタル者ハ第ニ條第四項、第ニ條第三項又ハ第一項  
ニ規定ニ依ル供託金ニ対シ其ノ権利ヲ行フコトヲ得

第七條 主務大臣又ハ地方長官ハ調査物資若ハ指定期間内付開保者ヨリ必要トシテ報告ヲ蒙シ又ハ当該官吏ヲシテ工場、事業場、店舗、倉庫、其ノ代、場所ニ臨検シ業勢、状況若ハ調査物資、指定期間内書類、帳簿等ヲ検査セシムルコトヲ得。前項、規定ニ依リ当該官吏ヲシテ臨検検査でシタル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス詔票ヲ携帯セシムベシ。

前項、詔票、杯式ハ主務大臣之ヲ定ム。  
第八條 地勢大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ開保アル法人其ノ代、固体、職員ヲシテ前條規定ニ依ル検査ニ用スル事務ニ從事セシムルコト。

前條第二項及第三項ノ規定ハ前項、場合ニ之ヲ準用ス。

第一項、規定ニ依リ検査ニ用スル事務ニ從事スル職員ハ之ヲ法令ニ依リ公務ニ從事スル職員ト看做ス。第九條 主務大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ市町村長又ハ之ニ準べキモラシテ本令ニ依ル調査物資ニ用スル調査、実施上必要ナル事務ヲ行ハシムルコトヲ得。

第十條 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ三年以下、徵収又ハ一ヶ月以下、罰金ニ處ス。  
第十一條 確定、違反シ報告書ハ提出ヲ怠リ、虚

トヲ得

偽、報告書ヲ假心シ又ハせ帶主、報告書ノ作成ニ協力セサル者

第十一條 第三條第一項乃至第三項、規定ニ依ル処分又ハ第4條第一項若ハ第ニ項、規定ニ違反シタル者

人五年以下、懲役又ハ五万円以下、罰金ニ處入第十二條 前二條、罪ヲ犯シタル者ニハ情狀ニ因リ懲役又罰金ヲ併科スルコトヲ得第十三條 第七條又ハ第八條、規定ニ依ル當該官吏又ハ職員、検査ヲ拒ミ、妨害又ハ忌避シタル者ハ五百以下、罰金ニ處入

第十四條 法人、代表者又ハ法人若ハ代理人使用

人其ノ他、從業者其ノ法人又ハ人、業務ニ關レ第十八條人等ノ一途、違反行為ヲ為シタルトキハ行多者コト罰ナル、外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑ヲ科ス

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

別表

一 石油製品ハ鉱物性、揮發油、燈油、輕油、機械油

及重油ヲ謂フ

二 石=鴉片、鐵性製品(中古品ヲ除ク)  
イ 織物ハ長サ半セール以上ノ布ヲ謂フ

- 八、毛布  
外套ハ婦人子供用ノモノヲ除ク  
洋服ハ婦人子供用モノヲ除ク  
木作業服  
ヘンメシ及ズボン下  
大トトヘ  
九、革  
革腰带  
足袋  
靴下  
軍手  
卷脚  
スリーブ  
四、革  
革腰带  
足袋  
靴  
五、生小山一肩コム及コム製品  
以下足袋、終ゴム靴  
タインベヌルテニーフラ謂ヒ中古品ヲ兼ク  
六、革及革靴  
牛、馬、山羊、綿羊及豚、革及比等ヲ三  
メル材料トスル靴ヲ謂ヒ中古品ヲ除ク  
七、硬化油及脂肪酸  
八、鉄鋼ハ鐵鋼、普通鋼之材及特殊鋼之材ヲ謂フ  
鋼製品ハ釘、鋼索及鉄銅板ヲ謂フ  
九、電気抵抗合金  
電気抵抗合金  
十、錫ハ板、管、棒及條之金ノ一並ニ其、屑及故  
アルミニウム及シリカジミンハ此等、板、管、棒  
及條ヲ含ヘ一並ニ此等、屑及故  
十一、電動機ハ板付ケタルモノヲ除ク

便道物資緊急措置令第一條但書の規定に依り左の通  
達定丁

地圖二十一  
二月十七日

有

1

1

物資の名稱	運送	有り
機械油	製造業 若又は其 の團体	有り
石鹼製品	販売業 若又は其 の團体	有り
揮発油	事務の運行 上當需要者 若又は其 の團体	有り
燈油	農業園林公 共事業團 所水産業團 森林業團 水產業團 市森林業團 合會	有り
油	事業經營上 其の從業者 の運送費均 支拂ひ必要と 考へる者三 等の團體	有り
潤滑油	荷物に非 回付に非 回付	有り
機油	田園地 もつゝ もつゝ	有り
機油	君蓮	有り

十四、変圧器（ハザードモード）  
十五、電球へ使用中、モード変換



工 鍛 正 其 及 故 士 アルミニ 及 ジニン 並 其 肩	鉄 鋼 素 金 銅 及 青 銅 生 じ 其 リ 肩 及 放	九 毫 瓦 破 金 亞 鋁 板	銅 鑄 釘	展 所 改 座 幕
五 二	五 一 〇 〇	五 一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇
五 二	五 一 〇 〇	五 一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇
五 二	五 一 〇 〇	五 一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇
二 一	二 一 〇 〇	二 一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇
二 一	二 一 〇 〇	二 一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇
二 一	二 一 〇 〇	二 一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇
五 二	五 一 〇 〇	五 一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇

元 革 及 革 靴	革 革 靴	革 革 靴	革 革 靴	足 一 舟
五 一 〇 〇	五 一 〇 〇	五 一 〇 〇	五 一 〇 〇	一 〇 〇
二 一 〇 〇	二 一 〇 〇	二 一 〇 〇	二 一 〇 〇	一 〇 〇
五 一 〇 〇	五 一 〇 〇	五 一 〇 〇	五 一 〇 〇	一 〇 〇
二 一 〇 〇	二 一 〇 〇	二 一 〇 〇	二 一 〇 〇	一 〇 〇
二 一 〇 〇	二 一 〇 〇	二 一 〇 〇	二 一 〇 〇	一 〇 〇
二 一 〇 〇	二 一 〇 〇	二 一 〇 〇	二 一 〇 〇	一 〇 〇
五 一 〇 〇	五 一 〇 〇	五 一 〇 〇	五 一 〇 〇	一 〇 〇

十二、電動機	高壓圧縮機	直電球	火薬受	註
台数 五	台数 二	台数 五	台数 五	製造業者と當該物資の製造 加工又は修理を業 と丁寧者と謂う。
三	三	三	一	事業の遂行上當該物資を使用する者は當該物資
五	五	五	一	正業勢上原料又は材料として使用し其の代事業遂 行上當該物資を使用する者と謂う。
三	三	一	一	其の代の所有者は當該物資を所有する者にして 此の各欄に該当せざるもの即ち一般消費者等と謂い 合計数量とす。
五	三	一	一	所有する者は當該物資を他人に委託又は貯蔵する 者其の代當該物資占有する者と謂う。
三	三	一	一	13

五 織物とは裁断したるものとを含み、二幅及三幅のものに在りては長さ六碼を以て一反と看做し四幅のものに在りては長さ三碼を以て一反と看做す。  
六 服とは婦人子供服を除きたる外套、洋服及作業服を謂い洋服三揃は三両とし、作業服上下は二両として算う。

七 シャツ及ズボン下は各一両として算う。

八 数量の計算の基準は工場及事業場にては各工場及事業場別とする。

隠匿物資等緊急措置令に依り当該物資を譲渡し得る統制機関指定

(昭和二十一年二月十七日  
商工省告示第34号)

(沿革) 昭和二十一年二月商工省告示第45号改正  
隠匿物資等緊急措置令第ニ條但書第4号の規定による統

制機関の通り定む  
ゴム統制組合  
皮革統制組合  
鉄鋼販売統制株式会社  
電気抵抗合金統制組合  
金属回収統制株式会社  
金属取扱統制株式会社

軽金属統制会

日本電気機械配給統制株式会社

日本造船工業統制組合

関東配電株式会社

北海道配電株式会社

東北配電株式会社

北陸配電株式会社

中部配電株式会社

関西配電株式会社

中國配電株式会社

四國配電株式会社

九州配電株式会社

日本ベアリン協会

交易營團

軽金属圧延工業

仲銅工業会

標準委員會協力会

兵庫處理委員會

隠造物資等緊急措置令第3條に依り指定

(昭和二十一年二月十七日  
商工省告示第35号)

(沿革)

昭和二十一年三月商工省告示第49号四月第  
五八号五月第64号六月第73号

七四号七月第76号改正

隠造物資等緊急措置令第3條の規定に依り左の通り指定す  
棉花、羊毛、獸毛を含む一麻類、綿短、鐵維、ステーパルフ  
アイバー、婦人子供服、肌着(シヤツ及ズボン下を除く)  
布団及蚊帳、網(トワイン及岩糸を含む)及綢、紙(洋  
紙和紙及板紙を謂う)ベルブ、鐵製(法郷引を含む)又  
は輕金属製の鋸、釜、湯沸、弁当箱(組立式のものを除  
く)、飯蒸器、洗面器及バケツ、石鹼、ローション、陳寸(和  
(16) 和)

傘及洋傘、縫糸針(ミシン用のものを含む)手引鋸、工具  
類(超硬工具、切工具、測定工具、ダイヤモンド工具機  
械及物及作業用具を謂う)自動車(リヤカーを含む)及  
其の部品、自動車及其の部品、電線、鉛(板及管を含む)  
並に其の屑及故、亜鉛(板を含む)並に其の屑及故、ア  
ンテモン、水銀、ニッケル、コバルト、タンゲステン、モ  
リブデン、鉄鋼製品(針金、鐵線、ドラム罐、置具の故  
並に五ガロン罐及其の故を謂う)アルコール、ソーダ  
灰及苛性ソーダ、ベンゾール、トリオール、フタルマ  
リン、板ガラス、石炭、ユーフクス、黒船、セメント、  
ソーフィング、ミシン及同部分品、松脂、セロファン、  
塗料、配線器具、錫引銅板、タンニン、重極、耐火煉瓦、要

母 フエロアロイ 黒鉛 ルツ木 硬質ガラス アニリ  
ン 合成樹脂 電力用碍子 碓管 鋳鉄管 クラフト紙  
袋 木毛セメント板 コンクリートベイブレンジ 室内  
暖房器 ワ斯又は電気温水器へ但し以上三者は据附せる  
ものを除く 陶管 タイル 反へ卓型スレートを含む  
バルブコック 繼手 放熱器ワイヤーラス 防虫網  
ノリウム アスファルト

二進駐軍住宅建設の為時に必要な原材料及製品

(昭和二十一年四月二十七日)  
農林省告示第八十六号

隠匿物資等緊急措置令第3條に基いて次のように定める  
米穀 大麦 裸麦 小麦 雜穀 谷粉 甘薯及馬鈴薯並  
に其の加工品たる食糧 麵類 パン 濃粉 食糧品 罐

(昭和二十一年五月十三日)

(農林省告示オハ八十八号)

隠匿物資緊急措置令オ三條に基いて次のよう指定する  
家畜原皮(牛、馬、山羊、綿羊及び豚の皮を謂う)

(昭和二十一年五月二十三日)

(農林省告示オハ十八号)

隠匿物資緊急措置令オ三條に基いて次のように指定する  
味噌、醤油、煉粉乳、食用油

(昭和二十一年七月十二日)

(農林省告示オハ十号)

隠匿物資等緊急措置令オ三條の規定に基いて次の物資を  
指定する。

一、硫酸アムモニア

二、石炭窒素

三、過磷酸石灰

四、硫酸カリ  
五、塩化カリ  
六、硝酸カリ

七、硝酸曹連

八、硝酸アムモニア

九、化成肥料

十、トウマス焼肥

十一、苦汁カリ塩

十二、焼成カリ明バニ石粉末  
(三、焼成カリ石英粗面岩粉末  
十四、植物油粕(大豆油粕を含む)  
十五、水産動物質肥料  
十六、骨粉類  
十七、以上の外これらのもとを主として配合したもの)

潜在物資處理方策

三二、二

113 200  
一、昭和二十二年二月十四日附閣議決定に基く潜在物資の処理は本方策によつて行う。

二、本方策の対象とする物資は大口に潜在するものであつて、急遽物資等緊急措置令の調査物資及指定物資並びに指定生産資材在庫調整規則の別表に掲げる物資とする。

三、潜在物資とは左の如きものをいい。保有目的、数量、事業の実体、其の地に基き判定する。

1、終戦直後の混亂を利用して放出された旧軍需物件等で不正入手保有するもの

2、所有者、保管者の不明を物資で埋蔵其の地隠匿せられたもの

1

3、形式上正規の機関の保有する物資で無籍のもの。  
4、急遽物資緊急措置令、不急物品製造販売制限規則、指定生産資材在庫調整規則等に基く申告義務者が故意又は過失で申告せず保有する物資及申告数量以上に保有する物資。

5、配給統制物資で正規の途路によらないで入手保有するもの

6、正規の機関が保有する物資で割当先が決定してみても眞に乞むを得ない理由がなくして決定後六ヶ月以上経過してゐるに拘らず引取のないもの  
7、事業者の保有する物資で当該事業用として六ヶ月以内に使用する数量を超えるもの

8. 林廃止工場、事業場等の保有する物資で用途の決定がないもの。

9. 終戦直後の緊急放出物件で合法的に保有する物資であるが数量過大と認められるもの。

10. 其の他保有者に於て差当り活用の見込みがない状態に在る物資。

四、潛在物資に関する情報は經濟安定本部監査部に連絡する。  
五、經濟安定本部監査部に於て潛在物資に関する情報を受理した場合はその内容を検討し委員会の調査班を現地に派遣して実地調査を行う。必要に応じ地方支部をして之を行はしめその結果を報告せしめる。

六、実地調査に際しては警察検察当局の立会を求むるものとする。

七、実地調査に際して潛在物資と認定し得る物資又はその疑濃厚な物資を発見したときは保管請書を徵して保管せしめる等移動禁止其の他の措置を講ずる。

八、移動禁止其の他の措置を講じた物資については開原官廳開原機関と連絡し当該物資の入手時期、入手経路、潛在物資と認定する数量、物資の性格、保有目的等を明水にする。

九、地方官廳に於て調査したものは直ちに經濟安定本部に報告するものとする。

10. 潛在物資として判定すること困難なもの、認定、その買上範囲は委員会で決定する。

二、物資の買上は原則として勵賞による必要すれども強制手段を講ずる。

三、民間人の情報により潜在物資を発見した時は必要により情報提供者に報償金を交付することを得るものとする。

三、在物資の買上價格及情報提供者に対する報償金の交付については別に定むる處による。

四、潜在物資の買上、引取、輸送、保管、運搬等の実務は原則として産業復興官団に行はしめる。

その為官団に特別の部及地方支部を設けしめ經理は特別会計とせしめる。

五、經濟安定本部監査局より調査班を現地に派遣することが出来ないときは地方廳警察部へ警視廳を含むて調査室

依頼し其の結果の報告を求める。

20

啓在物資口閱有否情報提供者口  
付有否報償金口閱事及件(案)

三三

一民間人の情報により潜在物資を発見した者は情報提供者に報償金を交付する二とが出来る。

二 賃借金の額は滑石物資確定の時の当該物資の最終段階の  
統制額の二割以内に相当する額とし隠退戻物資等処理委  
員会にて決定する。

四、産業復興学園の報償金の支出の爲必要な資金については

書在物貿買取資金と共に融資に付特に考慮する。  
五報賞金の財源は産業復興當局の差益金を以て之に充て不

足する分は國庫の負擔とする。

10-40

参考物資の買上價格の基準(案)

一、旧軍需物資等で、不正又は不当に取得し在物資

(1) 無償下取得し在ものについては、倉敷料、運賃等の諸  
掛は相当する額とする。

(2) 取得當時の統制額は商石ない價格で取得し在ものにつ  
いては、その取得價格に金利、倉敷料、運賃等の諸掛  
を加算し在額とする。但し昭和二十二年三月三十一日  
現在の統制額を超えることはできない。

(3) 取得當時の統制額を起える價格で取得し在ものについ  
ては、取得當時の統制額に金利、倉敷料、運賃等の諸  
掛を加算し在額とする。但し昭和二十二年三月三十一  
日現在の統制額を超えることはできない。

二、正当に取得した物資

(1) 昭和二十二年三月三十一日現在の統制額とする。

(2) 昭和二十二年三月三十一日現在の統制額決定後は取得  
したもの下、同日以後は統制額の改正のあつたものにつ  
いては、新統制額の範囲内に金利、倉敷料、運賃等  
の諸掛を加算することができる。

（3）昭和二十二年三月一日以後に統制額の改訂があつたもの  
の下、新統制額決定後は入手し在ものについては新統  
制額とする。

(4) 前各号の統制額とは、保有者の業態に応じ在統制額を  
いう

備考

(4) 取得方法の正当であります。不正又は不完全な場合の鑑定は、隠退義物資処理委員会が二本立てます。

以前各号により難い場合は、隠退義物資事処理委員会に附議する。

(5) 統制額を超える場合は物價統制令による手續を経るものとします。

總理廳令、法務廳令、外務省令、大藏省令、文部省令、厚生省令、農林省令、商工省令、運輸省令、通信省令、勞働省令、臨時物資需給調整法に基いて、遊休物資適用手續要領は次  
左單活用規則を次のように定める。  
第一編

昭和二十三年三月  
日

水三北水波一底粟芦片  
多  
溪木村谷野松广炳田水山  
满武德长足反对義  
太三  
荒天郎朗鼎言男大场男哲

過剰物資等在庫活用規則

第一條 この命令で不正保有物資とは、物資の入手、所有又は占有に関する、臨時物資需給調整法その他物資の需給調整若しくは物資の需給調整のための調査報告に關する法令又は連合國最高司令官から政府に直達される旧軍閥保有物資の拂下げに關して定められた正規の手続に違反する事実の認められたすべての物資をいう。

この命令で過剰物資とは、当該物資の生産又は販賣を禁とする者以外の者が所有する財務第一乃至第五に掲げる物資で、所支第一ノ至第三ノに掲げる保有限度の超える数量又相当量の（不正保有物資を除く）ことをいう。

前項の保有限度は、特別の必要があるときは、当該物資の所有者が当該物資を自己の現行行つてする事業に關して使用する者へ以下事業者といふ。）である場合にはその事業の所管官廳へ以下主務官廳といふ。）が、又、事業者以外の者である場合には当該物資の所管官廳が經濟安定本部

總裁の定める方策に従つて行う許可を受け、これに変更することがで  
きる。

第二條 不正保有物資の所有者又は占有者は、産業復興公團へ当該物資に  
つき特定の取扱公團又は政府特別会計とする。以下單に公團といふ。此れ  
搬り渡し又は引き渡す場合の外、当該物資を他に搬り渡し、引き渡し、又  
はその形質を変更してはならぬ。但し、特別の必要により、經濟安定  
本部總裁の定める方策に従い当該物資の所管官廳が行う許可を受け反場  
合及び第四條第一項の規定により公團以外の者に搬り渡し又は引き渡す  
場合にはこの限りでない。

第三條 不正保有物資の所有者は、公團が当該物資の搬り渡しを求めたときは  
は、当該物資の入手價格又は入手當時の鐵鋼類のうちハブリク然い價格  
へ法令違反と認められた事実が当該物資の入手後において発生したもの  
であるときは、その違反の事実が発生したと認めら段疎ときにおける當  
該物資の搬出願とする。以てこれを搬り渡さなければならぬ。

不正保有物資の占有者は、公團が当該物資の引渡しを求めたときは、  
これを引き受けなければならぬ。

公團は、不正保有物資の所有者に対し第一項の規定による搬出しを求  
めることが著しく困難な場合において、前項の規定により当該物資の引  
渡しを受けたときは、その対價を供託しなければならぬ。この場合  
においては、公團がその供託を行なったとき当該物資の搬出しを受けたもの  
とみなす。

第四條 物資の所管官廳は、不正保有物資の所有者又は占有者たる、期  
間、時期、價格その他必要な事項を指定して、当該物資を保管し又は  
國その他の者に搬り渡し若しくは引き渡すこと命令することができる。  
前項の規定による命令を受けた者は、これに服わなければならぬ。  
物資の所管官廳は、不正保有物資の所有者に対し第一項の規定による  
搬渡しの命令を發すところが著しく困難な場合において、同項の規定に  
よる引渡しの命令を發したときは、公團その他の当該物資の引渡しの相手

方をして当該物資の対價を候紙させなければ根拠存らぬ。

前縣第三環後改為環，又將、前縣的管子比之限在專用土名。

第五旅 遺棄物資の所有者は、左に掲げる旨に譲り渡す場合の外、当該物資を此に譲り渡してはなりな。但し、第九條第一項の規定により公團以外の者に譲り渡す場合には、この限りでなし。

別會計

前号以外の物資については、公園又は当該物資の割当若しくは配給に關する法令に基いて施行された割当證明書その他の割当若しくは割り廻する公文書へ以下割当公文書といふ。)と引換えて当該物資の譲受けの申込をしたる。

第六節 過剰物資の所有者は、その所有する過剰物資の定義は一部につき、前條に掲げた者が販賣業者、販賣業者、鑑別業者へ小賣業者、輸出業者が所持する場合に限

小賣業者就別頭とする」を以てその譲受けの申込をしたときは、この點を  
把めることができない。

第七條：前條の場合において、当該物資が過剰物資であるか否かにつけて  
争いを生じたときは、開採者は、その争いの生じた日から一週間以内に、  
主務官廳へ事業者以外の者につれては物資の所管官廳へ申し出てその  
認定を求めることができる。

当該物質の所有者は、前項の申出を知つた場合には、その認定が得られまで、譲受けの申込を受けた日より半保有限度を越えて所有する数量にについて、使用その他の処分を行つてはならぬ。

第八條 第五條第一号に掲げるもの以外の公園は、第十一條第二項に規定する公示後大十日を経過するまでは、過剰物資を譲り受けなければならぬ。但し、特別の必要により主務官廳へ事業者以外の者につけては物資の所管官廳の許可を受けた場合及び第八條の場合には、この限りでない。

一者に付し、期間、屬於その地盤要な事項を指定して、当該物資を保管し又は公園その他の者に譲り渡すことと命ずることができる。

前項の規定による命令を受けた者は、これに従わなければならぬ。  
第十族 第二保証書又は第六族の規定に於て割当公文書と引換にて不正保有物資又は過剰物資を譲り渡す場合には、当該物資の割当公文書による譲受けたときはその相手方又は購入地域の制限に關する他の命令の規定は、これを適用しな。

第二保証書又は第六族の規定に於て割当公文書と引換にて不正保有物資又は過剰物資を譲り渡した者は、当該割当公文書を遅滞なくその飛行機に差し出すと共に、その旨を主務官廳及び物資の所管官廳に報告しなければならぬ。

公園が、この命令の定めどおりに於て不正保有物資又は過剰物資を譲り受けた場合は、他の命令の規定にかゝらず、割当公文書は、これを要しないものとする。

過剰物資又は不正保有物資の所有者は、当該物資の割当公文書と引換えて入手した過剰物資又は不正保有物資を当該割当公文書に記載され反用送の制限その他の譲渡しの制限に関する他の命令の規定にかゝらず、この命令に定めるところに於て譲り渡すことができる。

第十一族 過剰物資の所有者又は不正保有物資の所有者若しくは占有者は、別れ定めるところに於て、提出しなければならない。

主務官廳又は物資の所管官廳は、物資の所在を知つたときは、遅滞なくこれを公示しなければならぬ。

第十二族 第四族もしくは第六族に規定する場合、譲渡し若しくは引渡しの命令又は第七族に規定する認定に關して不服がある者は、当該命令又は認定があつた日から十日以内に、地方經濟安定局に申し立て、公正な裁決を求めることができる。この場合においては、その者は、その文書の写しを、保管、譲渡若しくは引渡しを命じた官廳又は認定を行つた官廳に提出しなければならぬ。

当該物資の所有者は、前項の申出を知つた場合には、その裁決を受けるまで、保管、譲渡し若しくは引渡しの命令を受けた数量又は数量を受けて過剰数量につき使用その他の处分を行つてはならない。

第十三條 この命令の規定により譲り渡すべき不正保有物資又は過剰物資が担保の目的であることが知れていたときは、当該物資を譲渡しを受ける者は、その財産を供託しなければならぬ。

この命令の規定による不正保有物資又は過剰物資の譲渡し又は引渡しがあつた場合においては、当該物資につけて存した担保は、他の法令に従へ、わらず、所有移轉のときから、当該物資についてはこれを行うことができる。

この命令の規定により譲渡し又は引渡しを命ぜられた不正保有物資又は過剰物資について担保を有する者は、第三條第二項、第四條第三項又は第一項の規定による供託金に対し、その権利を行使うことができる。

#### 第十四條 過剰物資又は不正保有物資は、左に掲げる命令の規定の適用を

排除して、この命令の定めるところにより、これを譲り渡し又は譲り受けることができる。

臨時炭鉱販賣者住宅等建設規則第三條

指定生産費計測当規則第十四條

臨時運賃等割賦規則第十ニ項及ハ第十八條

石油類販賣規則第一條及ハ第三條

石炭等貿易規則第一條及ハ第三條

衣料石炭給付規則第四條

食糧管理法施行規則第十條

又そ、しよう油、アミノ酸需給調整規則第二十六條

砂糖需給調整規則第二十八條

新炭肥約統制規則第十條及び第十一條

#### 附 則

この命令は、公布の日から、これを施行する。

指定生産資材在庫調整規則は、このを廢止する。但し、指定生産資材在庫調整規則第四條の規定により、主務大臣がこの命令施行前に発行した規則を證明書、輸入切符、購入通帳その他の公文書は、この命令施行の日から二箇月間は、なおその效力を有する。

この命令施行前にした行為に対する罰則の適用に關しては、指定生産資材在庫調整規則の規定は、この命令施行後も、なおその效力を有する。

## 附表 第一

物 資 名	株	限	付
	所有者が事業者の場合	所有者が事業者でない場合	
○ 一、石炭（暖房用及工事用）	過去四十五日間の使用量	所有者が乍然大審日以前の事実又は当該割当量の四十五日分に相当する数量の二倍	
イ、原 煤 炭		所有者が乍然大審日以後内にあつて直接自らの使用に供する目的へ設けしの目的でなく、	
ロ、卷 生 灼 用 炭		を以て所有する数量	
ハ、一 般 用 炭			
ニ、無煙炭及ぶ褐石炭			
三、コ ー フ ト 料			
四、原 油			
五、石 油 製 制 油			
六、櫻 卷			

附表 第二

物 資 名	所持者	有 用	所持者	有 用
	所有者が事業者の場合	所持者が事業者の場合	所有者が事業者の場合	所持者が事業者の場合
一、鐵 索 鋼 板	過去三箇月間の使用量	所有者が今後大箇月以	過去三箇月間の使用量	所有者が今後大箇月以
① 二、鐵 鋼 二 次 製 品	續又は当該四半期の副	内にあつて直接自己の	續又は当該四半期の副	内にあつて直接自己の
1. 鉄 1. 鉄	当量の二分之一が大なる	使用に供する目的（被	当量の二分之一が大なる	使用に供する目的（被
2. 鋼 2. 鋼	万の数量、但し所有者が	被の目的を除く。）と	万の数量、但し所有者が	被の目的を除く。）と
3. 鋼 3. 鋼	が土木建築業者の場合	以て所有する数量。	が土木建築業者の場合	以て所有する数量。
4. 鋼 4. 鋼	には、過去三箇月間の		には、過去三箇月間の	
5. 鋼 5. 鋼	使用実績又は既に契約		使用実績又は既に契約	
6. 鋼 6. 鋼	済の工事のため今後大		済の工事のため今後大	
7. 鋼 7. 鋼	箇月以内に使用する目		箇月以内に使用する目	
8. 鋼 8. 鋼	的を以て所有する数量		的を以て所有する数量	
9. 鋼 9. 鋼	のハゴメの大なる方の		のハゴメの大なる方の	
10. 鋼 10. 鋼	数量とする。		数量とする。	

イ生コム (イデイアラバ、ララ  
ララタスシドン  
ララタスシドン)

コ 灯  
ハ 燈  
ミ 燈  
木、機械油及火牛油  
ヘアス、タルト  
ト、石油ヒンチ  
チハラフイ  
ン

油油油

久異  
可熟  
變綠材  
料  
1炭化ニルク坂  
2生  
3壓榨ニルク坂  
八岩  
備

八、肩コムヘエタナイト宣葉  
セ、テ 反 ハセラチ  
八、紙

1. 紙

1. 新 鋼 用 紙  
2. クラフト 紙  
3. 一般用 紙

只 枝  
八、和  
ニクラフト紙  
木コール三号紙  
木

財政 第三

物 品 名	保 有 者	所 有 者 が 事 業 者 の 務 業
物 品 名	保 有 者	所 有 者 が 事 業 者 の 務 業
一、純 鉄	過去六箇月間の使用実績又は当該四半期の開	所有者が事業者の務業
二、純 鉄、管	當量の二倍の数量の、	内にあって直接自己の
1. 鉄	つ北か大名各万の数量。	使用に供する目的へ搬
2. 半 純 鉄	運送者に依り、	送し、所有者が土木施
3. 正 純 鉄	業者の場所には、過	設又は既に契約済の工事
4. 鋼	去三箇月間の伊用実績	のため今後六箇月以内に使用する目的を以て
5. 厚 鋼 (三ミリ以上)	所有する数量の、	所有する数量を以て
6. 薄 鋼 (三ミリ未満)	又は既に契約済の工事	所有者が事業者であつて、
7. ブ リ キ 鋼	のため今後六箇月以内に使用する目的を以て	使用に供する目的へ搬
8. 商 品 鋼 及 鋼 板	所有する数量の、	送し、所有者が土木施

五、純 鉄	ス 唐
六、圓 鋼	ス 唐
七、鋼 管	ス 唐
八、一級用 鋼 管	ス 唐
九、その他の鋼 管	ス 唐
10. 規格及ぶその販賣品	ス 唐
11. 形 線	ス 唐
12. 構 造	ス 唐
13. 純 鋼	ス 唐
14. その他の純 鋼	ス 唐
○ 四、純 鋼 二 次 製 造	ス 唐

か大手の方の数量とす  
る。

イ、鹽及び同類單物

1. 鹽(食料用を除く。)
2. ソーダ 灰
3. か性ソーダ
4. 重要タル製品
5. 錫ベンゾール
6. ナトリウム
7. トルオール
8. ワレオソート油
9. フエノール 調
10. 成形料
11. カーボンフラック

大、然  
不普通のもの  
只特殊鋼々材  
七、重要非鉄金属  
不銹  
六、船  
八、鐵  
二、錫  
本四ニチモニ  
ヘ、アルミニウム  
ト、（アルミニウムの開発と  
開拓の歴史）  
足、電  
八、鐵  
此  
銀  
肩

二、皮	
○ 1. 屋皮 (アガマヒ)	人皮
2. 羊皮	人皮
3. 山羊めん羊皮	皮皮
4. 牛皮	皮皮
5. 鹿皮	皮皮
6. 獐皮	皮皮
7. 犀牛皮	皮皮
8. 山羊めん羊皮 (合皮)	皮皮

二、油肥及び蠻夷油肥製造	
1. 二、豚用油	脂
2. 豚毛油	脂
3. 猪油	脂
4. 猪油	脂
5. 指油	グリセリン



ア、綿 紡 織 糸  
大、亞 絨 糸  
テ、カ よ 糸  
シ、黃 糸  
ウ、大 糸  
エ、肩 糸  
八、綿 糸  
13、右に揚げる糸は繊維  
いもので不是楊花有  
良用しき糸

八、綿 糸  
1. 綿 糸  
2. ス、フ 糸  
3. 毛 糸  
4. 大 糸  
5. 人 糸

ム	旅	械	物
ノ	肩	荷	械
ハ	口	は	易
ル	レ	シ	する
パ	リ	ト	を
ル	マ	テ	使
ス	ス	シ	用
ス	ス	ト	じ
ス	ス	ス	た
ス	ス	ス	機
ス	ス	ス	械
ス	ス	ス	物

附表 第四

物資名	物資名	所有者有無
一衣料品	二衣料品	三
○日服	○日服	四
学生制服運送折合支助	学生制服運送折合支助	五
被服被服被服被服被廣	被服被服被服被服被廣	六
八丙第(イコートを含む)	九訓練服	七
10外務省車輛幼子婦人理生務	11勞動農業被服	八
12被服	13被服	九
14被服	15被服	十
16被服	17被服	十一
18被服	19被服	十二
20被服	21被服	十三
22被服	23被服	十四
24被服	25被服	十五
26被服	27被服	十六
28被服	29被服	十七
30被服	31被服	十八
32被服	33被服	十九
34被服	35被服	二十
36被服	37被服	二十一
38被服	39被服	二十二
40被服	41被服	二十三
42被服	43被服	二十四
44被服	45被服	二十五
46被服	47被服	二十六
48被服	49被服	二十七
50被服	51被服	二十八
52被服	53被服	二十九
54被服	55被服	三十
56被服	57被服	三十一
58被服	59被服	三十二
60被服	61被服	三十三
62被服	63被服	三十四
64被服	65被服	三十五
66被服	67被服	三十六
68被服	69被服	三十七
70被服	71被服	三十八
72被服	73被服	三十九
74被服	75被服	四十
76被服	77被服	四十一
78被服	79被服	四十二
80被服	81被服	四十三
82被服	83被服	四十四
84被服	85被服	四十五
86被服	87被服	四十六
88被服	89被服	四十七
90被服	91被服	四十八
92被服	93被服	四十九
94被服	95被服	五十
96被服	97被服	五十一
98被服	99被服	五十二
100被服	101被服	五十三
102被服	103被服	五十四
104被服	105被服	五十五
106被服	107被服	五十六
108被服	109被服	五十七
110被服	111被服	五十八
112被服	113被服	五十九
114被服	115被服	六十
116被服	117被服	六十一
118被服	119被服	六十二
120被服	121被服	六十三
122被服	123被服	六十四
124被服	125被服	六十五
126被服	127被服	六十六
128被服	129被服	六十七
130被服	131被服	六十八
132被服	133被服	六十九
134被服	135被服	七十
136被服	137被服	七十一
138被服	139被服	七十二
140被服	141被服	七十三
142被服	143被服	七十四
144被服	145被服	七十五
146被服	147被服	七十六
148被服	149被服	七十七
150被服	151被服	七十八
152被服	153被服	七十九
154被服	155被服	八十
156被服	157被服	八十一
158被服	159被服	八十二
160被服	161被服	八十三
162被服	163被服	八十四
164被服	165被服	八十五
166被服	167被服	八十六
168被服	169被服	八十七
170被服	171被服	八十八
172被服	173被服	八十九
174被服	175被服	九十
176被服	177被服	九十一
178被服	179被服	九十二
180被服	181被服	九十三
182被服	183被服	九十四
184被服	185被服	九十五
186被服	187被服	九十六
188被服	189被服	九十七
190被服	191被服	九十八
192被服	193被服	九十九
194被服	195被服	一百
196被服	197被服	一百零一
198被服	199被服	一百零二
200被服	201被服	一百零三
202被服	203被服	一百零四
204被服	205被服	一百零五
206被服	207被服	一百零六
208被服	209被服	一百零七
210被服	211被服	一百零八
212被服	213被服	一百零九
214被服	215被服	一百一十
216被服	217被服	一百一十一
218被服	219被服	一百一十二
220被服	221被服	一百一十三
222被服	223被服	一百一十四
224被服	225被服	一百一十五
226被服	227被服	一百一十六
228被服	229被服	一百一十七
230被服	231被服	一百一十八
232被服	233被服	一百一十九
234被服	235被服	一百二十
236被服	237被服	一百二十一
238被服	239被服	一百二十二
240被服	241被服	一百二十三
242被服	243被服	一百二十四
244被服	245被服	一百二十五
246被服	247被服	一百二十六
248被服	249被服	一百二十七
250被服	251被服	一百二十八
252被服	253被服	一百二十九
254被服	255被服	一百三十
256被服	257被服	一百三十一
258被服	259被服	一百三十二
260被服	261被服	一百三十三
262被服	263被服	一百三十四
264被服	265被服	一百三十五
266被服	267被服	一百三十六
268被服	269被服	一百三十七
270被服	271被服	一百三十八
272被服	273被服	一百三十九
274被服	275被服	一百四十
276被服	277被服	一百四十一
278被服	279被服	一百四十二
280被服	281被服	一百四十三
282被服	283被服	一百四十四
284被服	285被服	一百四十五
286被服	287被服	一百四十六
288被服	289被服	一百四十七
290被服	291被服	一百四十八
292被服	293被服	一百四十九
294被服	295被服	一百五十
296被服	297被服	一百五十一
298被服	299被服	一百五十二
300被服	301被服	一百五十三
302被服	303被服	一百五十四
304被服	305被服	一百五十五
306被服	307被服	一百五十六
308被服	309被服	一百五十七
310被服	311被服	一百五十八
312被服	313被服	一百五十九
314被服	315被服	一百六十
316被服	317被服	一百六十一
318被服	319被服	一百六十二
320被服	321被服	一百六十三
322被服	323被服	一百六十四
324被服	325被服	一百六十五
326被服	327被服	一百六十六
328被服	329被服	一百六十七
330被服	331被服	一百六十八
332被服	333被服	一百六十九
334被服	335被服	一百七十
336被服	337被服	一百七十一
338被服	339被服	一百七十二
340被服	341被服	一百七十三
342被服	343被服	一百七十四
344被服	345被服	一百七十五
346被服	347被服	一百七十六
348被服	349被服	一百七十七
350被服	351被服	一百七十八
352被服	353被服	一百七十九
354被服	355被服	一百八十
356被服	357被服	一百八十一
358被服	359被服	一百八十二
360被服	361被服	一百八十三
362被服	363被服	一百八十四
364被服	365被服	一百八十五
366被服	367被服	一百八十六
368被服	369被服	一百八十七
370被服	371被服	一百八十八
372被服	373被服	一百八十九
374被服	375被服	一百九十
376被服	377被服	一百九十一
378被服	379被服	一百九十二
380被服	381被服	一百九十三
382被服	383被服	一百九十四
384被服	385被服	一百九十五
386被服	387被服	一百九十六
388被服	389被服	一百九十七
390被服	391被服	一百九十八
392被服	393被服	一百九十九
394被服	395被服	二百
396被服	397被服	二百零一
398被服	399被服	二百零二
400被服	401被服	二百零三
402被服	403被服	二百零四
404被服	405被服	二百零五
406被服	407被服	二百零六
408被服	409被服	二百零七
410被服	411被服	二百零八
412被服	413被服	二百零九
414被服	415被服	二百一十
416被服	417被服	二百一十一
418被服	419被服	二百一十二
420被服	421被服	二百一十三
422被服	423被服	二百一十四
424被服	425被服	二百一十五
426被服	427被服	二百一十六
428被服	429被服	二百一十七
430被服	431被服	二百一十八
432被服	433被服	二百一十九
434被服	435被服	二百二十
436被服	437被服	二百二十一
438被服	439被服	二百二十二
440被服	441被服	二百二十三
442被服	443被服	二百二十四
444被服	445被服	二百二十五
446被服	447被服	二百二十六
448被服	449被服	二百二十七
450被服	451被服	二百二十八
452被服	453被服	二百二十九
454被服	455被服	二百三十
456被服	457被服	二百三十一
458被服	459被服	二百三十二
460被服	461被服	二百三十三
462被服	463被服	二百三十四
464被服	465被服	二百三十五
466被服	467被服	二百三十六
468被服	469被服	二百三十七
470被服	471被服	二百三十八
472被服	473被服	二百三十九
474被服	475被服	二百四十
476被服	477被服	二百四十一
478被服	479被服	二百四十二
480被服	481被服	二百四十三
482被服	483被服	二百四十四
484被服	485被服	二百四十五
486被服	487被服	二百四十六
488被服	489被服	二百四十七
490被服	491被服	二百四十八
492被服	493被服	二百四十九
494被服	495被服	二百五十
496被服	497被服	二百五十一
498被服	499被服	二百五十二
500被服	501被服	二百五十三
502被服	503被服	二百五十四
504被服	505被服	二百五十五
506被服	507被服	二百五十六
508被服	509被服	二百五十七
510被服	511被服	二百五十八
512被服	513被服	二百五十九
514被服	51	

二、脚絆及びゲートル

ホーリツ(フイシタッ脚絆ラソ)

(及ぶ運動シヤドウ合ふ)

ヘズボン

下

トジヤンバ

キ

ミ

ヌ

タ

ミ、靴

レ、手袋

オ

スル

下

火薬系

(薬用薬系勿れ及  
火薬系を除く。)

火薬

火手

輪

具

財表 第五

物、資、名	物、資、名	保有量
一、米		
二、大		
三、小		
四、裸	麦 粟	
五、甘藷 (その加工品を含む)		
六、馬		
七、穀	麥 粟	
八、小麥粉		
九、大豆 (臘脂大豆を含む)		
一〇、みそ		
一一、グルタミン酸・ソーテグ		
	三、油脂 (油脂而絶縁又は潤滑 塗く脂及油脂原料を 含み工業用油脂を除く)	過去三箇月間の使用実績又は最 近の割当量の二つから大きな方の 数量
	四、砂糖 (主食代替品除外)	過去三箇月間の使用実績又は最 近の割当量の二つから大きな方の 数量
	五、鹽 (財表第三、四ノイノ以外のもの)	過去三箇月間の使用実績又は最 近の割当量の二つから大きな方の 数量
	六、水	過去三箇月間の使用実績又は最 近の割当量の二つから大きな方の數 量とする。

備考

一、過剰物資の搬渡しの場合はにおける過剰数量の算定は、財表第一刀至第五に掲げる物資の小分類へ小分類のないものは中分類、中分類のないものは大分類へごと又はの印を附して物資の分類ごとにこれを打つものとし、且つ、当該物資の所有者がその帳受けの申込又は保管者とは搬渡しの命令を受けた日現在よりおいて所有する数量から当該日を基準として算定して財表第一刀至第五に掲げる保有限度を控除して計算によるものとする。

二、第一條第二項に規定する保有限度の数量は、財表第一刀至第五に掲げる物資中の印を附したものについては、酒類、煙草等の異なるものがある場合においても印を附した物資の範囲内において一括り併せて算定するものとし、いかなる品種規格等の物資を自己の保有限度の範囲内に入れるかは、当該物資の所有者がこれを定めるものとする。

三、過剰数量の算定は、事業者につけては二場、事業場別に二段を算定

するものとする。

四、附表第一乃至第五に掲げる物資は、当該附表において特段指定しない限り、肩又は攻を含まず、すべて新規に限るものとする。

五、附表第四及び第五に掲げる物資の保有限度は事業者に対しての適用する。

六、以上の附表で事業者は、当該物資の生産又は販賣を兼とする者以外の者で、当該物資を自宅の契約を行つてある事業に開して使用する者をいう。

(昭和二、四、二二)

不緊要物及製造販賣制限規程について

六二一年十二月四日アンテトラスト銀から不緊要物及の  
製造制限をするやうにとの勧告により、二十二年一月二  
十二日別冊の通り内閣訓令第二号により不緊要物及製造  
販賣規程を公布し、商工省は之に基き二月十五日省令を  
公布した。

二、差当り重要資材として、生ゴム、葉酸、錫、アンチモ  
ン及びニッケル等の合金へ半田を除く並アルミニウム及  
びアルミニウム合金の板、鉄鋼として、ニッケル等を材料と  
して製造される不良と認められる品目八十余種につき製

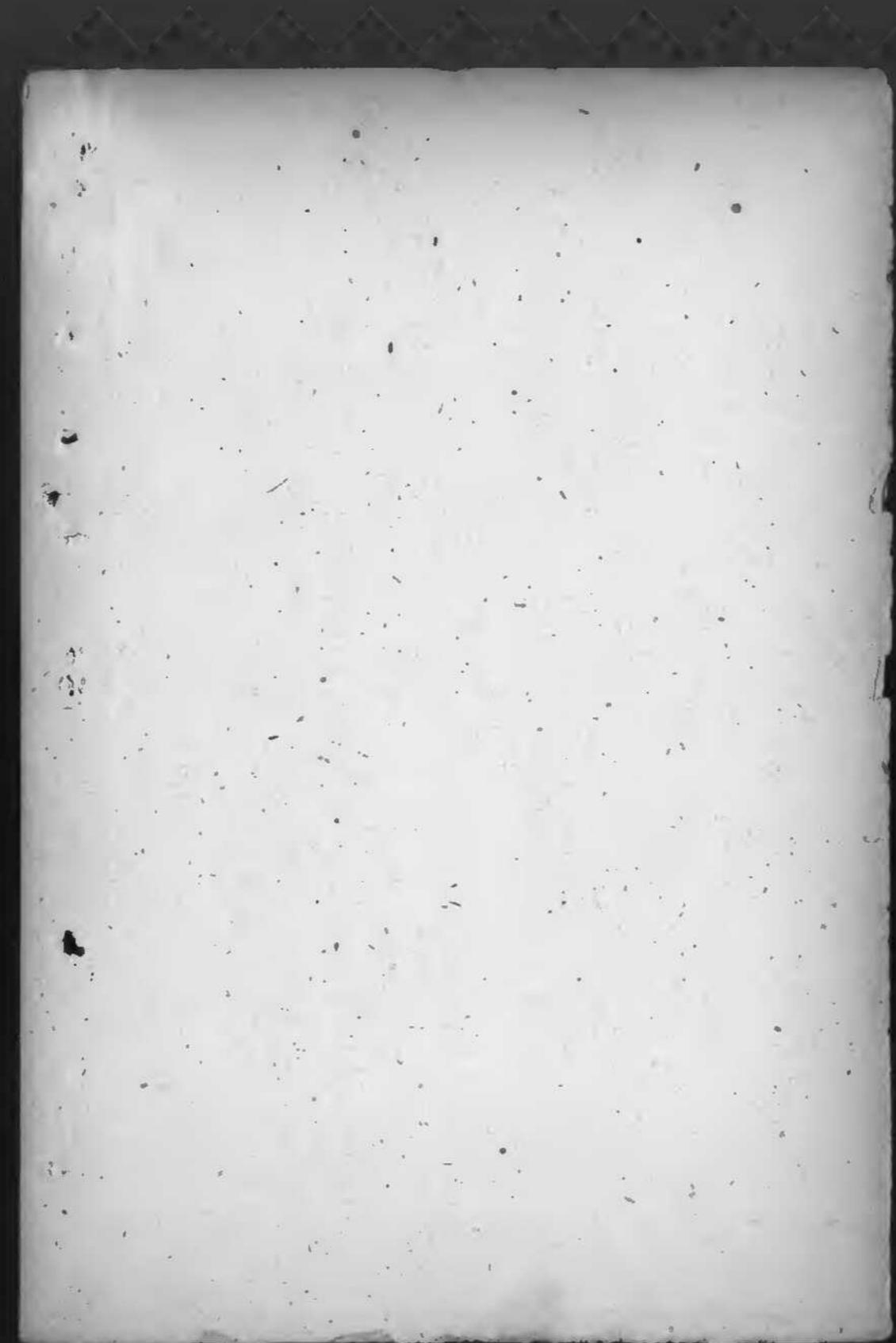
造並びに販賣の禁止をした。尚絅及人絹については酸縫  
品の製造販賣につき同様の趣旨の現行規程があるので、  
そらく跡から見てゐる日傘のみをとりあげることとした。  
三、而して本令の特色は第三條の(一)乃至(四)の特別の場合を除  
き省令公布後三ヶ月後は特別の許可がなければ販賣が出来  
ない。しかも六ヶ月を経るとさば許可も效力を失うこ  
とになるから原則として八月十五日以降市中に二枚等

制服物資は姿を見せぬといふこととなる。

四、其の後本令施行の実效状況を見ると、發令當時日本の  
現実の經濟相と餘りにひか離れた極端な趣求を仰合した  
不良日用品に對し政府が強力な統制措置をとつたものと  
して期待され業者自歎も緊張したやうだが、其の後地方

によつては規程による届出も特別の許可手續もとづくま  
ないという実情である。

全國的に本令の実施状況を查察すると共に、実情に即應  
し乍新しい措置とする必要があると考へる。



IV-②

## 隠退藏物資摘要実績調

(自昭和二年四月  
至二年八月)

經濟安定本部監查局在庫品課

經濟安定本部情報受理件數 三七七件  
經濟安定本部調查件數 一六七件

產業復興公團に対する引取指令件數 三四一件へ本部七一  
其他二七〇

品名	数量	金額
鐵維織物	二六〇一八反	五五〇七三〇
"	一七一一四疋	一二五四五〇
"	四二七五尋	八三五〇
衣、服、類	一六五八八枚	一三五五一〇

其他鐵維製品	一九五九二九一束	二七三七九〇〇四
"	二〇七六七三封度	一八七一二〇
大五九二五籽	三五七八〇	
九六一五五一封度	二一九三一三〇〇	
一二二七二六大	三二九五四〇〇	
二大八九六封	五三〇〇〇	
二〇一大八本	大三二三〇〇	
一五四大六点	大九六一〇〇	
五〇〇	五〇〇〇〇	
大二五一	一〇八〇〇	
一七四	三四八〇〇	
五五九〇板	八九三〇〇	
皮革原皮	"	
皮屑	"	
皮革	"	
生ゴム	"	
紙糸綿	"	
タイヤ、チュー	"	
ゴム製品	"	
ヘドム板	"	

皮革製品	一四〇三二点	一一四〇〇円
重輕油	大八六〇立	一一〇〇〇
アルコール	大八四六〇	五六四〇〇
各種油類	一二五九〇升	三九六〇〇
アルミウム材	一七九七八ヶ	四五八〇〇
鐵鋼、金屬製品	二三五〇一立	一大四〇〇
アルミニウム材	九七二一三升	四八一五八〇
鐵鋼材	一〇〇〇一立	一三〇三〇〇
アルミニウム材	九九三九七太升	一二三八一〇〇
電線	二八〇四ヶ	三五二〇〇
アルミニウム材	三八〇四ヶ	六一六〇〇
アルミニウム製品	一三〇〇点	五二〇〇〇円
電動機	八大台	九四五〇〇
電球真空管	八三二五個	一七六〇〇
電球	一三八台	二一九五三〇〇
塗装機	一一〇〇〇	三三六三〇〇
化學器具	二二ヶ	一〇〇〇〇
アルゼル機	二二ヶ	五一二五三〇〇
トバールト	二二ヶ	三六二九八〇〇
アルゼル機	二二ヶ	三九三八四〇〇
羊革	二二ヶ	三四九七〇〇
セメント	二二ヶ	一一二五〇〇
トバールト	二二ヶ	七八七六九封度
トバールト	二二ヶ	四九九一七封
トバールト	二二ヶ	三七五〇〇

合 食 碗  
計 庫 砂 炭 瓦 反 材

三〇八〇	耐火	鉛木	木耐	木耐	木耐
八七四三	煉	本	火	火	火
一〇〇〇	本	本	煉	煉	煉
四〇〇〇	故	故	一〇四九	一〇四九	一〇四九
一一四	依	依	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇
九八〇	斤	斤	二九六〇	二九六〇	二九六〇
一八七五〇	袋	袋	一七九〇	一七九〇	一七九〇
二五〇〇	袋	袋	一二七〇	一二七〇	一二七〇
二五〇〇	好	好	一七六〇	一七六〇	一七六〇
七一、二五二、五〇〇			一七六〇	一七六〇	一七六〇

裏面白紙

一一二總第一八九号

昭和二十二年五月十三日

各商工局長 殿

商

士

次

官

隠匿物資等緊急措置令の運用方針の変更について

83

應置物資等緊急措置令の公布施行以来既に一年有余を経過  
して於て、終末同令の運用について、主として各地方取扱  
において屢々退職物資の所在確認を行ひ、讓渡命令を發して、こ  
れを各物資別の統制機關に買上させしめ、買上並大物資に  
ついては特別の旨種とか或は大量有る所、物資需給計画大  
爆入札を必要とする特に中央處理委員会も以外は事  
べて物資輸送計畫外の取扱い、各分配権を地方に委ね、  
各地方商工局及び地方廳間の協議により、物資分種別或は  
数量の限度を定めて各々が配分権を握りし、各地方の実情  
に応じて如理を実施して来たのであつて、既に買上及公庫  
介も相当進捗して而自然大變受け可取るのであるが、そり  
後の經濟情勢の変化に伴公庫の活用の一層徹底的且普偏  
化の傾向

的実施する必要生じ、去る二月十四日閣議にて、  
1. 應置物資等措置処理要領し、如來定せられ、經濟安本  
筋りがて一元内にこの處理が當ることとせしめ。並措置  
は經濟安本筋に在物資処理方策にて定められ、適用方  
式により実施せらるるものであるが、これは從來の運用方針  
と目著しく異つて居り、且又この大体の臨時物資需給調整  
法による能耕方式の実現との關係も加はつて、より多く  
の切りかへたつゝに若干の困難を予想せらるゝ所である  
が、左記要領は附上、且首段の總務處方略裏と照合して運営  
をとつて實地大々を実行せしめられ。

記

(1) 應置物資緊急措置令長蓋急緊急措置令書第1号物資入

実上機関大未引取のものと含む。)の中、指定生産資材割  
当量則に附表第一に掲げた資材へ以下指定生産資材と  
の方へいたへば、現在不正に配分指令を認めてある  
ものは、從来の販賣の配分権を取り止め全般へ商工  
省所管需要部門以外の部門へ有る配分につけても、商  
工局において配分するとして、商工局が營業物資を需  
要者大配分するとき同一指定生産資材割当量則によつて  
需要者割当證明書を交付するものとする。二の割当證明  
書は生産者へ還流するもので生産者との連絡の表示とし  
てとあるものであるから割当證明書には將來の表示とし  
て差支へない。商工局において右の大配分を実施する大當  
つては当該物資の譲渡命令を發行した後販賣の配分大開す

る意見を充分参考的とせよ。

尚然未の中央配分物資については、從來通り變更しなく  
か右の通り置く。

(二)今後において應急物資緊急指道令大表々譲渡命令を  
發する物資の中指定生産資材たりものについては、逆  
方配分を認め和一すべて中央配分り變更する。割当商  
工局若しくは地方販賣大に依り、前大に掲げられ大指定  
生産資材大物資は、譲渡命令を發して實上機関へ變  
化買上せしめ、その旨宣ち大體原定本額及公商工省  
大約皆するものとする。但し實定本額大にして其の既  
か割当計畫を定め、指定期間内に割当量則へ大變めら

長安武後太平御當玄宗繼章

(三) 謙讓物資等緊急指置令の対象物資の中指定生産資材以外の物資であつて、現在までに謙讓命令を發したるものにつけては、販賣通りの取扱いに過分謙让の権利を認めることある。但し令價大取にて謙讓物資等緊急指置令に基く謙讓命令を發する物資の配分は全般中央配分に依り更す。従つてその取扱方法については(二)と同様とするが、物資の性質上その所在地方へ還元配給する力が適当な場合が多いと思われるが、當該物資の謙讓命令を發した地方謙让の部分意見を専門家に参考するものとする。

需要者に対する配給機關としては、直ぐ公有事業の指定期給物資、能給機関、大閥などは、直ぐ公有事業の指定期給物資、能給機関、大閥などは、

(四) その配給割当公文書を要すへ事二とは勿論である。  
1 指定生産資本在庫調整規則  
大蔵く報告書つて、  
の加減發せり且夫場合の處理れつて、旨之の同規則  
道行通牒と不長運用方針を改め、潛在物資處理方策  
大變つてすべく貿上機關大至産業復興團に貿上門セレ  
め中央配分とする。然つて、之れが大至貿易政策  
工局の配分を認められてある資本金一千万圓以下の会  
社率の所有大加ノ件の場合事、その限り大抵にて地方  
配分權は省藏省あけであり外國食力局也。

潜在物資處理方策へ案

一、昭和二十二年二月十四日附閣議決定に基く潜在物資の処理は本方策によつて行う。

二、本方策の対象とする物資は大口に潜在するものであつて

隠匿物資等緊急措置令の調査物資及指定物資並びに指定

生産資材在庫調整規則の別表に掲げる物資とする。

三、潜在物資を左の如きものといひ、保有目的、数量、事

業の実体、其の他に基き判定する。

一、終戦直後の混亂を利用して放出された旧軍需物件等で不正に入手保有するもの。

二、所有者、保管者の不明な物資で埋蔵其の他隠匿せられたもの

タ

三、形式上正規の機關の保有するもの。

四、隠匿物資緊急措置令、不急物品製造販賣制限規則、指定生産資材在庫調整規則等に基く申告義務者が故意又

は過失で申告せず保有する物資及申告数量以上に保有する物資。

五、配給統制物資で正規の系統によらないで入手保有するもの。

六、正規の機關が保有する物資で割当先が決定していても真に已むを得ない理由がなくて決定後六ヶ月以上経過していふに拘らず引取のたるもの。

ア、事業者の保有する物資で当該事業用として六ヶ月以内に使用する数量を超えるもの。

8 休業止立場、事業場等の保有する物資で用途の決定がなるもの

9 終戦直後の緊急放出物件で合法的に保有する物資であるが数量過大と認められるもの

10 其の他保有者に於て差当り活用の見込みがない状態に在る物資

四、潛在物資に関する情報は、經濟安定本部監査部に連絡する。經濟安定本部監査部に於て潛在物資に関する情報を受理した場合は、その内容を検討し、委員会の調査班を現地に派遣して実地調査を行う。必要に応じ地方支部をして之を行けしめその結果を報告せしめる。

六、実地調査に際しては警察、検察当局の立合を求めるものとする。

す。

七、実地調査に際して潛在物資と認定し得る物資又はその疑いを抱く物資を発見したときは保管請求書を提出して保管せしめる。等移動禁止其の他の措置を講じ、物資を講ずる。

八、移動禁止其の他の措置を講じた物資については、関係官廳、関係機関と連絡し、当該物資の入手時期、入手経路、潛在物資と認定する数量、物資の性格、保有目的等を明かにする。

九、地方官廳に於て調査したものは直ちに經濟安定本部に報告するものとする。

一〇、潜在物資として判定すること困難なもの、認定、その買上範囲は委員会で決定する。

土物資の買上は原則として勧奨によるが要すれば強制手段を講ずる。

士民間人の情報により潜在物資を発見した時は必要により情報提供者に報償金を交付する」とされるものとする。  
香港在物資の買上價格、賣渡價格及情報提供者に対する報償金の交付については別れ定まる基準により委員会で決定する。へ統制額を超える場合は物價統制令による手続を経るものとする。

古看在物資の買上、取引、輸送、保管費運賃の実務は原則として産業復興官團に行すしめる。  
その爲官團に特別の部及地方支部を設けしめ經理は特別会計とせしめる。

情報提供者に対する報償金は、産業復興官團より支出せしめる。

夫、産業復興官團の所要資金については迅速圓滑なる運用が可能なる様に特に考慮する。

土、經濟安定本部監査部及地方支部が設置せらるゝ迄まにそ  
の事務は第二部にて之を行ふ(調査班を現地に派遣す  
こと)が出来ないとき地方應警察部へ警視廳を含む  
に調査を依頼し其の結果の報告を求める。

替在物資の情報提供者に対する報償金に関する件

(昭和三十三年八月一日閣議決定)

- 一、民間人の情報により替在物資を発見した時は情報提供者に報償金を交付する二とが出来る。
- 二、報償金の額は替在物資確認の時の当該物資の最終段階の統制額の二割に相当する額以内とする。
- 三、報償金は情報提供するに要した費用の辯償の意味をも有するから新円率に付考慮する。
- 四、報償金の支拂は経済安定本部総務長官の指定業務として産業復興公団に行はせる。

經濟安定本部に於て行ふ隠退藏乃至遊休物資の摘發活用に對する警察協力の方法並に其の

要望事項

内務省警保局  
（二二八二三）

一 此の際摘發の對象とすべく主要物資に就て改めて申告制度を實施することを不可缺の前提條件とする。

理由、新憲法の下に於ける警察運営の建前よりして犯罪搜査の専外に逸脱することはこの際妥當性を缺くが故に新たに申告義務を課して警察取締の對象たらへき違法條件を明白に充足せしめるること。

ス 隠匿物資等緊急措置令、指定生産資材在庫調整規則等は實施

後長期間を経過したる爲めに申告義務違反に就き、社会的威情の上からも警察取締の對象たらへき違法性は薄弱化せること。

ミ 國民經濟活動の見地より、無用の民心不安を惹起する傾向有ること。

二 摘發物資買上機關の急速なる整備を行ふこと。

理由、從來、摘發物資の買上、保管等は関係統制団体をしてこれに当らしめて來たが、かかる團体は利害關係切実なるが故に必ずしも當初より適應機関と言へないこと。

一 產業興業公團は、地方に坐地機關を有しない、又、充分な買上資金を持たぬ爲り、現状のまゝでは利用不可能であること。

二、古に而上機関として中央地方を通じて一元的活動を爲し得

ると共に、充分なる買上資金を有し、物資の認定、査定は從事する専門熟練者を充分に使用し得る外、当該物資は就て公平有る立場を保持し得るが如き機関を設け、保管物資を再度隠匿化することを避けらる必要があらること。

### 三、摘発実施の期間を限定すること。

四、手附金詐欺等の発生を防止するため摘発指令書、拂下指令書、又はこれらに準ずるものと違法に発行したる者に対する處罰規定を設くも等、予防措置を講ずること。

五、情報提供者に対する報償は現金に限るものとし、経費は現物を以てしないこと。

六、警察協力の建前は、あくまで違反の摘発を第一義とすること、従つ

てこの見地から摘発の同行又は立会をなすものとする。

七、摘発事務處理要領を明瞭且つ具体的に規定し、主務官廳ならん安定本部（地方安定局）及び商工省経済企劃委員会、都道府縣並に警察、各相互間の権限、責任は就て後日の紛争を惹起することなきよう充分なる指置を講ずること。

八、警察協力の内容は就ては違反取締の外、左の事項に限ること

1、情報の提供

2、通信連絡

3、監察官の摘発に同行又は立会ふこと

4、交通機関の便宜供與

九、民間人はして摘発に間にせしめる者は就てはその権限を明らかにす

ると共に、公務員としての責任、義務を負はしめること。

一、事務處理が適確、迅速を期すための摘要、物資の認定、處理等に就ては商工、農林等經濟各省の官吏、都道府縣經濟關係公吏を可及的能率的に活用すること。

昭二年一月八日開設

日開設

企業における統制物資の現物給與、自家消費及  
バーカーの禁止等に関する措置要綱(案)

主(二二九、七) 次官会議決定

流通秩序確立対策要綱に基き、物資の出所を閉塞するため、統制物資につき、企業の行う従業員に対する現物給與自家消費、バーカー等については全面的にこれを禁止することにする。現在以此を行つてゐる、直ちに廃止し得ないものに限り生産が回復するまでの当面の暫定措置としてつきの措置とする。

一 企業が、統制物資であるその生産品を従業員に現物給與することは、以此を直接生活上の消費に用ひるものに限り且つ二に掲げる数量を最高限度として三に掲げる場

合に行うとき限る。

右の外は並反者に対して関係法規の嚴格な適用をするものとする。

二、現物給與の数量は従業員一人当たりにつき、その従業員の生活上完全消費にあてうれ横流山をしないと認められ、此の数量の範囲内で企業の生産する物資の生産に関し権限のある官廳へ以下主務廳といふ。(が經濟安定本部總裁の承認を受けて決定するものとする。当該従業員に対して同一の物資が特別に配給される場合にはその特配分と現物給與との合計数量が右の範囲内であることを要する。

三、(一) 主務廳が、經濟安定本部總裁の承認を受け定めるところにより重要物資について、特別な緊急増産計画

を設定した場合であつて労働の生産性を高めたり計画の完遂を図るために必要があると認めで現物給與を行うものと定めたとき。

(二) 主務廳が、經濟安定本部總裁の定める基本計画に基き企業について生産計画を定め、当該企業が所定の期間内にその計画を着しく超えて生産を行ひ且つそれが後の期間における計画の達成に支障が有りと認めて現物給與を行うものと定めたとき。

(三) 企業において技術の改善等により、主務廳が經濟安定本部總裁の承認を受けて定めるところにより当該企業について定める合理的な原材料の消費計画より少い原材料で所定の品質及び規格に適合する生産品を製造

した場合であつて、主務廳がこれを確認して現物給與を行ふものと定めたとさ。

(四)

原材料の使用、生産品の減失又は紛失を無からしめ、特に勤労意欲の低下を防止する効果が適確に認められる場合であつて、主務廳が經濟安定本部総裁の承認を受け、現物給與を行ふものと定めたとさ。

四

現物給與は、指定配給物資については当該物資の配給に関し権限のある官廳へその指示により当該物資の配給を所管する地方廳を含む。以下配給廳といふ。が主務廳の要請に基き又指定生産資材については主務廳が自ら割当公文書を発行し、企業を通じて受給者に交付しこと引換えて行ふこととする。

- 五、企業がその生産した統制物資を従業員に対する現物給與に用うる場合以外の自家消費をする場合についても一乃至四に準じて取り扱うこととするが、その数量については、横流れを防止できる範囲内で經濟安定本部総裁の承認を受け定める基準に従い行う主務廳又は配給廳の割当を受けることを要するものとする。
- 企業は、主務廳又は配給廳の発行する割当公文書の交付を受けるものとする。
- 六、四及び五による割当公文書の有効期間は、二ヶ月以内とすることを要する。

- 七、主務廳は、企業の生産品の生産数量、販賣数量及び在庫数量並びに原材料の在庫数量及び消費数量等の生産

の実体を把握することに努め、特に現物給與及び自家消費に關し必要な報告を徵し、調査をなし又必要有帳帳、

書類の備えつけを有さしめる。

八、他の企業の生産品で、る統制物資をそり物資の配給に関する法令に違反して現物給與することはその取締を徹底する。

九、企業間においてその各が生産した統制物資をバークタに使用することに付してはその取締を徹底するものとする。当該物資の割当廳又は配給廳は実質上ベリターとなる行為を割当公文書の発給によつて合法化しくは有らぬものとする。

十、右の措置に関連して左の措置を合めせて講ずる。

(一) 統制物資の性質又は需給事情からこの要綱による現物給與又は自家消費に使用することがござ有るものと生産してある場合において当該統制物資が、特に經濟再建上必要有重複物資であつて且つその生産計画の達成又は超過増産のため必要などきに限り、従業員に対し別途報償物資のリンク配給を行ふ等の措置を講ずる。  
(二) 檢査査定制度を整備しその励行を行う等生産品の品質の確保を図る措置を講ずる。

(三) 現在行ひれてある現物給與が、正常有支拂賃金の一部である場合において、この要綱による措置によりての数量の減少又は廃止されたときは經營者及び従業員が協議の上必要な貨幣給與額の変更を行うものとする

備

考

この要綱中現物給與とは無償で給與する場合の外有  
償で給與する場合を含む。

二二二六  
25  
政令第百九十四号

(昭和二十二年九月十一日)

物資活用委員会令

第一條 物資活用委員会は、中央物資活用委員会へ以下中央本委員会といふ。及び地方物資活用委員会へ以下地方委員会といふ。とする。

第二條 中央委員会は、内閣総理大臣の管理に属し、隠退藏物資の調査及び活用に関する重要事項を調査審議する。中央委員会は、前項の事項について、經濟安定本部總裁に建議することができる。

中央委員会は、隠退藏物資の処理について、主務大臣から報告を求めることができる。

第三條 地方委員会は、地方安定局毎におき、地方經濟安定局長の管理に属し、その管轄区域内における隠退藏物資の調査及び活用に関する事項を調査審議する。

地方委員会は、前項の事項について、地方經濟安定局長に建議することができます。

地方委員会は、隠退藏物資の処理について、地方經濟安定局長から報告を求めることができる。

第四條 委員会が隠退藏物資に関する情報を受け理した場合においては、これを經濟安定本部總裁又は地方經濟安定局長に連絡するものとする。

第五條 委員会は、委員長一人及び委員若干人でこれを組織する。

委員長は、委員の互選による。

臨時必要があるときは、臨時委員を置くこととする。

第六條 中央委員会の委員及び臨時委員は、関係各廳官吏  
及び学識経験ある者の中から、經濟安定本部總裁がこれ  
れを委嘱する。

地方委員会の委員及び臨時委員は、関係各廳の官吏及  
び吏員並びに学識経験ある者のうちから、地方經濟安定  
局長がこれを委嘱する。

第七條 中央委員会の庶務は、經濟安定本部が、地方委員  
会の庶務は、地方經濟安定局が、これを掌る。

附 則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

昭和二十二年七月七日開設



昭和二十二年度生活物資需給計画設定

要領案要旨説明

(ニニ、一〇、六  
一、経本生活物資局)

第一

この要領は、計画を設定する目的とその取扱を明かにしているものであること。

(一) 計画の設定は、流通秩序確立対策要綱の決定に従き、特に総合的に行われること。

その計画設定品目は、別表の通りであり又計画の様式は別紙の通りであること。

(二) 計画は、年間にうべて設定せられるが、上半期は概ね実績見込み計上することとし特に下半期に重炎を置いて底成し、四半期毎又は月別に必要な補正を行

うもうでめること。

(三) この計画は、國民に対してはその凡そが生活水準の程度を示し、又各省に対しては各省が行うべき配給計画に関する内閣訓令第三号指定配給物資配給手續規程に基き経本が行うべき基準的な指示となるものであること。

(四) 合わせて長期經濟計画より実行的な年度計画として取り扱うものであること。

この程度の計画設定要領の確定が予めされないとして計数の算定ができるから一應、本閣議諒解事項として決定することとし、具体的な数量計画表をこの要領で各省と打合せの上、作成して更に閣議を

## 第二

讀うものであること

この要領は、計画設定上必要と思われる生産、貿易、人口その他の諸々の前提條件や計画を統一的に設定して、総合的に取扱めができるよう計画表作成上の技術的な約束を定めたものであること。

(一) 農林水産物及び工業品の供給の取扱方法を定めたこと。

(二) 配当の方針、要領を概略定めたこと。  
即ち

(1) 國民生存保持上の最低限を確保することに金力をつくること。

(2) 更に經濟再建のため食糧生産者と炭礦労務者、

確実な輸出産業、重要鐵業、鉄鋼業、化学肥料工業、運輸業その他の重要な産業服務に従事する労働者に対する労務用配当の確保に努めることとその計画設定のための技術的方針を定めたこと。

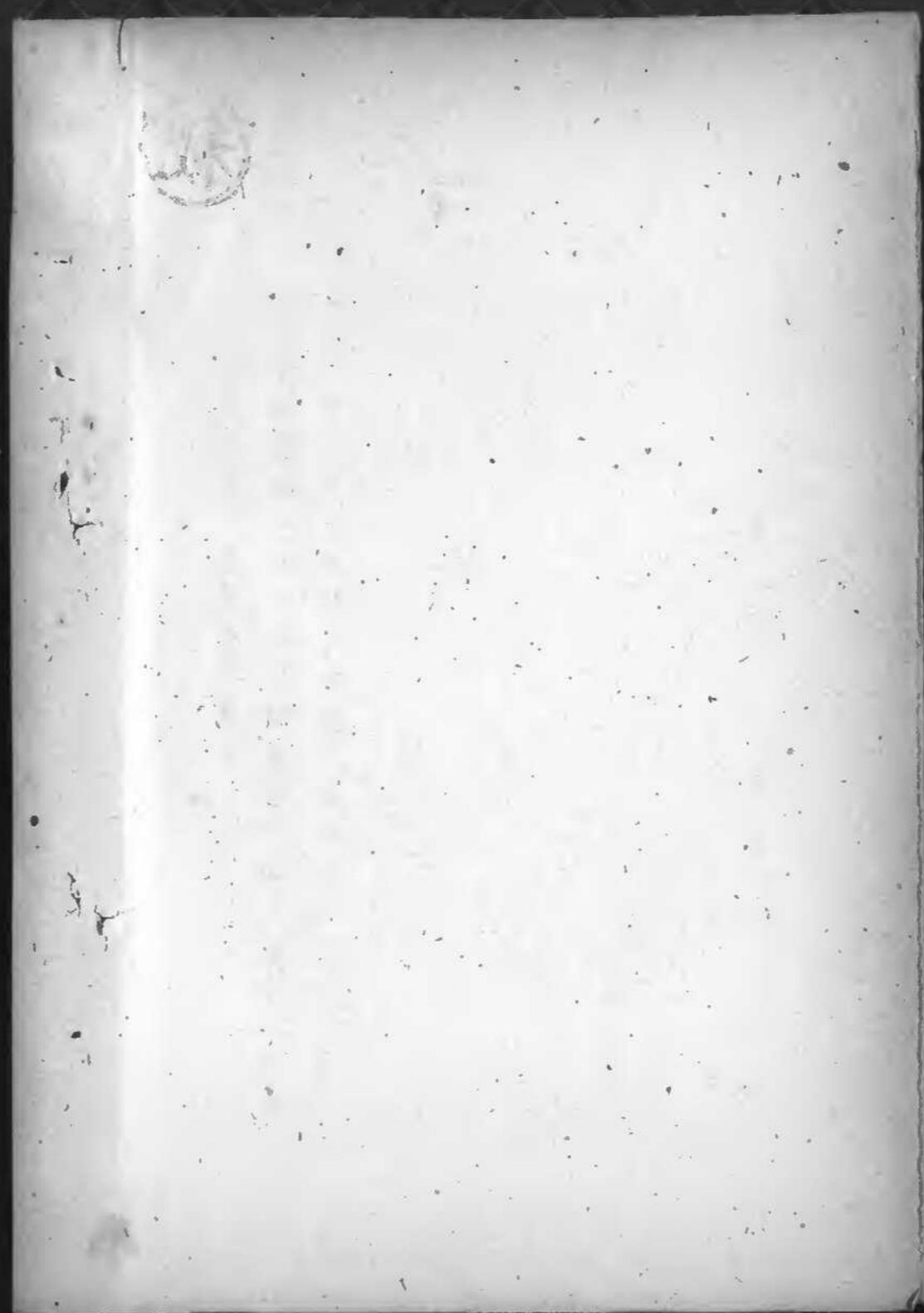
(iv) 労務用以外の乳幼児、妊娠婦、学童、引揚者、病人等特別な対象人口に対する配当方針を大畠定めたこと。

第三、以上の大前提の下に本年度下半期における食糧（主食、加工食品、生鮮食品、嗜好品）、衣料品、家庭燃料及び白用品（学用品を含む）について大畠の供給及び配当計画設定上重視を置く事項を定めたこと。

第四、なお医薬品その他の必要な物資については、速かにこれ

れを追加するよう努力中であること。

第五、この要領案は既に各省関係官の間で ~~審議~~ 打合せ会を行い更に十月六日に各省次官会議の決定を経たものであること。



隠退藏物資の配分手続要領(案)

二二一〇一四

産業復興公団に一手買上せらるる大蔵退廃物資中指定生産資材の配分手続は左記によるものとする。

記

各指定生産資材にへき砲退職一件毎に一定の基準を定め、中央処理分及び地方処理分を分ち、中央処理分についでは経済安定本部において、地方処理分についでは地方經理分についでは地方経済安定局においてこれを各需要部門に割当する。但し石炭、亜炭、コーカス、原油、

及び石油については全部ご利用を配炭公團及代石油配給公團に引渡し需給計画の供給力に組入れること、し、特別の割当は行わない。

二 監査局在庫品課は毎週けじめ、その前週中に産業復興公團に買上げせしめた戻還賃指定生産資材の品名、種別規格、数量、所在場所、その他必要事項の詳細なりリストを生産局需給課に提出する。生産局需給課は右リストの中中央処理分に該当するものにつき、関係各課と連絡し割当を定める。

三 右の中央処理分の割当は次の各號の何れかによるものとし、具体的な事情に應じて迅速に決定する。

- (1) 当該物資を産業復興公團若しくは適当販賣業者に保有せしめて置いて、次期の需給計画の供給力に組入れる。  
(2) 当該期の需給計画の追加分として、重要需要部門に追加割当をする。

(3) 当該期以前の需給計画に基く割当の現物化を促進するため、割当を受け乍ら現物化のできぬない需要者に、再割当する。但しこの場合には前に交付した割当證明書は新割当證明書と引き換えてこれを回収する。地方処理分については需給計画枠外の地方調整分として取扱う。地方經濟安定局はこれを当該地方に所在する各省地方機関別に調整分として割当する。

地方經濟安定局は割当せし各省地方機関からその調整

分の使途につき報告を繳し、毎月末現在における処理状況を經濟安定本部生産局需給課に報告するものとする。經濟安定本部においては右の報告を次期の需給計画策定の際の参考とする。

五、右の各項に掲げる割当官廳が需要者別割当を行つたときはこれと産業復興公団に通知するとともに被割当者に対する需要者割当証明書を交付する。右の割当証明書は指定生産資材割当規則に定める割当証明書と全く様式とするが(例)の様式を爲し有効期限を一ヶ月とし、且引取先は「産業復興公団」と指定しなければならない。産業復興公団は受領した割当証明書を定期的に券官廳に提出すると共に、割当証明書の還流状況を經濟安定本部に報告しなければならない。

原退藏物資の配分手続要領(案)

二、一〇、二二

産業復興公団に一至買上せらる大蔵退廃の運の中精定生  
産費の部分手続は左記によるものとし、処理に当つては  
運送者とする。

記

六 各指定生産資材につき、隠退藏一件毎に一定の基準を定  
め、中央処理分及び地方処理分を分ち、中央処理分につ  
いては、經濟安定本部において、地方処理分につけては地  
方經濟安定局において、これを各需要部門に割当てる。但

レ石炭、亜炭、コーカス、石油及び肥料については全部  
これらを大々の割資別公團に引渡し需給計画の供給力に組  
入れることとし、特別の割当は行わぬ。

二  
経済安定本部監査局（左庫局課）は毎週はじめ、その  
前週中に農業復興公團に買上げさせた退廃指定生産資  
材の品名、種別、規格、数量、所在場所、その他必要事  
項の詳細リストを経済安定本部生産局へ需給課へ  
提出する。生産局へ需給課へは右リストの中中央処理分  
科該当するものにつき、部内へ連絡し割当を定める。

三 石の中央処理分の割当は次の各号の何れかによるもの  
とし、具体的な事情に応じて逐々決定する。  
当該物資を産業復興公団若しくは適當な販賣業者へ

保有せしめて置いて、次期の需給計画の供給力に組入  
此る。

(2) 当該期の需給計画の追加分として、重要需要部門に  
追加割当を行い、主務官庁に需要素別の割当を行はし  
ゆる。

当該期以前の需給計画に基く割当の現物化を確保し  
促進するためその供給に引当てる。この場合において  
重要部門に対する現物化の優先を圖るため必要あるときは、  
主務官庁は既交付の割当証明書を提出せしめて  
これに特別の票示を附して引取先等を記入し、又はこ  
れと引き換える形にハガザ新割当証明書を交付す  
る等の措置をとることができる。

四 地方機関分については需給計画枠外の地方調整分とし  
て取扱う。地方経済安定局はこれを当該地方に所在する  
各省地方機関別に「調整分」として割当てる。

地方経済安定局は前項の割当を受けた各省政府機関か  
らその調整分の便益につき報告を徴し、毎月実現在にお  
けり状況とを経済安定本部生産局需給課に報告するも  
うとする。

経済安定本部は於けて右の報告を次期の需給計画策  
定の際の参考とする。

五 三、(2)及び四、の場合において割当官庁が需要素  
別割当を行つたときはこれを産業復興公團に通知すると  
ともに被割当者に対して需要素割当証明書を交付する。

右の割当証明書は指定生産資材割当規則に定める割当証明書と全く様式とすが(圆)の標示を属し有効期間を一ヶ月とし、且引取先を「産業復興公団」と指定したれば、うちを以て産業復興公団は受領し、大割当証明書を定期的に発券官庁に提出すると共に、割当証明書の還流状況を終清安定本部に報告し得ければ、専ら可い。

遊休物資借用に関する當時措置案

第一回 概則

第一條 この法律は我が國現在の経済危機が國內に存するる  
一層の悪化及び遊休の物資を即時活用するに於くして  
は、一層深化する段階にあらることに鑑み特へて此を打開  
するための緊急措置として、それ等物資の調査、審査に  
より、私を國民經濟復興の大義に活用する一と途目的と  
して、本法律を以て一年とし、且つ二年を更新することとする。  
但し、この法律の施行後三年を越えてはならぬ。

第二條 この法律で、隠退藏又は遊休の物資へ以下單に遊  
休物資といふことは、左の項に於く不動産等の他、一切の  
其處、一現く自ら消費せず又は活用して以て之の所有  
權が附有し、又は占有して以て之の物  
連合米国引渡され更に日本政府に返還されたもの  
又は行政官廳の手を経、拂下げを受けたもの  
或り物質は本來の所有者しくは占有して以て之の  
統制令により所有し又は占有して以て之の物  
連合米国にて貯蓄地も自己の消費能力以上に多  
重く所有し、又は消費税率を失つたもの

四、その他所持又は收得の原因不明者。

第二章 遊休物資の報告

第四條 この法律施行の際現行遊休物資を所有し又は占有する者は以、總務省、公園その他の政府機關、被割合、除雪機、除雪車、その他同人たる直向にす。左に掲げる事項を記載し大、該報告書二通を、この法律施行の日から一箇月以内に、當該物資の所在の場所を所轄する地方遊休物資局用函員会を經由して、中央遊休物資局用函員会へ提出し本件は、在り。

六、所持し又は占有する本人の氏名又は名稱、性別及び職業又は事業。

七、当該物資大きさ、本人以外の所有者又は占有者、存する。

八、右助合は、その者の氏名又は名稱、住所及び職業又は車両。

九、当該物資の名稱、数量又は所在の場所。

十、所有又は占有の目的。

十一、入手の経路。

十二、前條の規定による報告があつた後遊休物資の所有又は占有する大以下者、運輸省、前条規定によつて報告書を提出しなければならない。前條の規定によつて報告があつた後当該物資を消費した者は、其の同様と

十三、遊休物資局用函員会。

第十九條 遊休物資の調査、撤除及び修理、大、中、小の機器を行

大也。遊休物資需用，令貢公一以天下奉天子之為。」已置

委員會付、內閣總理大臣之所指、大體上為  
委員會付、中央遊休物資活用委員會、以下中央委員會

といふ。いや地方遊休物資活用委員会は、不地方委員会  
をいうことを守る。  
地方委員会は、都道府県ごとに二種ある。一、当該都道  
府県の会員である。  
中央委員会は、特大の事務が取扱うものとされ、  
都又は市町村を単位とする地方委員会を置く。それがいわ  
ゆる、この局舎において、当該地方委員会は、当該府名又は  
町村名を冠する。

第七章 中央委員會は、内閣然友大臣の監督を受けて、中央銀行の運営の権限を有する。中央銀行の運営の規定によれば、その権限は、主として次の事務に附帯する。

貴會擧行之大物也、活用計畫策定之の參加者も多々活用  
自然況の遊會

地方委員会は中央委員会の指揮監督を受けるが、  
所長は、この委員会の他の組織と、よりその権限は属せし  
れど、専門の外事の事務を掌る。

一物件行儀語

## 二 送休物資の調查、摘要

二、過休物資の調査、摘要

第八條　委員会は、どの事務を行つたる所が、あるときは、  
、过休物資をつり、調査者より報告を繳し、又は必要全般  
過、過額の提出を求めることが出来る。

第九條　委員会は、との手筋を行つたる所が、あるときは、  
、委員又は經濟監察官をして、内保ある工場、事務所、店  
鋪、居肆等の地の場所に臨検し、業務の状況をして、  
、帳簿等を検査せることができる。

委員会は、事務を行つたる所が、あると認めたる所  
に、委員又は經濟監察官をして、過休物資又はその所  
定場所へつき、封印をさせることができる。

又は封印をする場合は、その身分を示す証票を携帶し、三つ内保局の求めに応じて、此を承認せばよい。前項の証票の様式は、中央委員会がこれを定め、各監査官へこれを告示する。

監査官は、委員会の委員は、労働組合、農民团体、産業團体、地方民衆人のうちから、一団会の同意を得て内閣監理大臣がこれを任命する。

監査員、監公吏又は以前の檢査團体の主要役職員で、監査官と同様、前項の委員となることができる。監査員は、委員三十名を以て、各地方委員會三十名を以て、此を組織する。

令員会、以此を本会より公務又從事する職員とみなす。委員長は、此を本会より公務又從事する職員とみなす。

第十二条 委員会の委員長は、委員の互選により選出され、委員長は、此を任命する。

委員長は、委員会の会務を總理し、委員会を代表する。委員会は、あらかじめ委員がうなづかし、委員長が改選する場合、委員長を代理する者は足りない。在勤に在り得る者を代理する。

第三條 委員会は、委員長及び半數以上及委員が出席する日には、議事を開き議決することとする。在勤の委員会の議事は、出席者の過半数にてこれで決定する。

委員会の議事は、委員長の決定するところとす。

第五条 委員会の事務を處理せらるため、委員会は事務局を置く。事務局の職員は、此を法令により公務又從事する職員とみなす。

第六条 委員長、委員及び職員の報酬は、別に法律を以て定める。

第七條 遊休物資の貯蔵と調達、備銀を提供する團体が、中央委員会は必要があると認め方とされ、次

の如き、農民團體又は產業團體をして、この法律によつて、公務の調査の実施上必要な事務の補助を行わしめる。

第十九條 中央委員会の定めるところにより二種大

被災を與えさせることができぬ。

#### 第四章 遊休物資の利用

第十八條 遊休物資の活用は、迅速且つ効果的で、國民終焉力復興に寄與するよう行ひねばならぬ。若所の運送、貯蔵、經済安定本部總務長官が中央及地方支局に指示する。

第十九條 政府は、第四條又は第五條の規定により報告した後、遊休物資に対する相当の価格を以て、これを買取し得ることが得さる。第一款第二十條 総務大臣は、この法律の目的を達成するため特に船等があると認かるときは、中央令員食糧課の主任、並下物資の所有者若しくは占有者が對し期間、力地點等

公事項に満足してその移動を禁止し、又はその所有者に対する運送の時期、價格との他必要な事項を指定して公園の他の政府機関に對し、当該物資の譲渡を命ずることとする。務大臣は、前項の規定による譲渡の命令をなした場合又は遊休物資の所有者不明な場合、その他の遊休物資の所有者に付し同項の規定による譲渡の命令をなすことが出来る。又は、困難な場合における必要があるときは、当該物資の所有者に対する引渡しの時期を以て他必要な事項を指定して公園の他の政府機関に對し、此の引渡しを命ずることとする。

第廿六條 遊休物資の所有者不明な場合その他の所存する。

者に対する第一項の規定による譲渡命令と准許とが考へ  
困難な場合において、前項の規定により引渡し命令を  
をしたときは、引渡しの相手方をしてその対面を承認させ  
なければならぬ。この場合においては、引渡しの相手方  
が承認を全うしたときは当該遊休物資の譲渡を受けたもの  
とみなす。

第二十一条 遊休物資の所有者又は占有者は、前項の規定  
による公團との間の政府機関が譲渡又は引渡しの物資の  
数量及び価格、時期その他の必要な時項下つき主務大臣の  
所長を受けて当該物資の譲渡又は引渡しを求めるときは  
これを拒むことが出来ない。

第二十二条 遊休物資の内小量制範、免手続、國稅徵收法

の手續と、其他これに準ずるもののが進行中であるときは、其  
の進行中より限り、前二條の規定は、これを適用しない。  
第十九條 第二十條が規定する遊休物資の譲渡は、他

の法令の規定にからむらず、その効力を有する。

第五章 罰則

第二十三条 在外者、一、該當する者、三、此を五年以  
上、販賣又は十万円以下の罰金に處する。  
戦力報告をした者、

第二十四条 第一項の規定による譲渡者、二、同條第ニ項  
違反する者印を押さず、又は封印を破

乘した者

253

第二十條 又は第二十一條の規定による命令又違反  
大者、前項の罪を犯した者は、賄賂又より懲役及  
び罰金を科することが出来る。

第二十二條 法人の代表者又は法人若しハ又は人の代理又  
使用人其の他の従業者が、その法人又は人の業務シテ  
前項の違反行爲をしてときに行員者ニ罰する外、  
法人又は人に對して前項の罰金刑を科す。

第二十三條 第四條、第五條、第二十條又は第二十一條の  
規定、又はこれに基く命令に違反がめつた場合トおいて  
その違反行爲による物資又は設備で犯人の所有し又  
は所持するものは、その全部又は一部を没収することが  
できる。

犯人以外の者が罰を免つてその物資  
又は設備を取得した場合トおいても、同様とする。  
一、前項の場合トおいて、その物資又は設備の全部又は一  
部を没収することがべきだとは、其の価格を追繳す  
る。

内閣訓令  
法規は公印左日付  
該退物處置令付

施行す  
本件終了

昭和二十二年十月

4d  
隠恨藏物資調査処理關係書類

經濟安定本部監査局在庫品課

資料目次

- 一、隠退藏物資調査処理要綱
- 二、取扱物資一覽表
- 三、隠退藏物資の買上價格の基準
- 四、在庫資の情報提供者に対する報償金に関する件
- 五、情報提供者に対する報償金の算定方式
- 六、報償金支拂に関する取扱方針
- 七、埋蔵及び沈没物資の検査並に発掘及び引上を要する費用の支弁に関する取扱方針

## 應退藏物資調査処理要綱

(昭和二十二年八月十三日  
中火物資委用委員会決定)

### 第一 取扱物資の種類

物資の活用を図り流通秩序の確立に資するため調査窓弊才の物資へ以下應退藏物資という一ヶ種類は應匯物資及び緊急措置令へ以下緊急措置令とソム一ヶ調査物資及び指定物資並びに指定生産資材在庫調整規則へ以下の庫調整規則といふべく別表に掲げる物資であつて左の各号の一に該当するものとする。

一、緊急措置令第三條第一項に規定する譲渡命令の対象となる物資

二、在庫調整規則第五條第一項に規定する適利指定生産資材であつて未だ活用の全の採られて居ない物質

### 第二 懸念物資及び寒藉の物資

### 第三 懸念物資の調査

一、前述懸念物資ハ調査倉庫、工場及事業場等の在庫面について系統的、計画的に行うことと建前とするべく民間の情報に依る個別の調査も併行して行うものとする。

二、調査は原則として地方経済安定局へ以下安定局と云ふが行ひ、経済安定本部へ以下安定本部といふべきの監督指導に當る。但し需要が教勅に亘る等特別の場合はあるものの外、では安定本部が直接調査を行ふ。

三、調査は総務省貿易官吏主体として行うが必要に応

じて商工省又は農林省、内務省員及び地方警察官庁係官等の協力を求めるものとする。

四 実地調査に際しては、必要に応じて民間人を参加協力せしものとする。

五 調査に参加せしめる民間人は物資活用委員会の推薦により安定本部又は安定局の嘱託員とする。此嘱託員は有給とし、報償金の支給又は稿金物資の特配付行け所とする。

六 寒地調査は必ず三名以上の調査員による團体行動により実つて之を行ひ、且つ調査員中には必ず経済検査官を含むものとする。

七 実地調査の結果隠退藏物資と認定し得る物質又は其防止下の措置を講ずる。

八 力能の農厚万圓資を発見したときは、その貯蔵者又は保管者より当該物資の深考請求を致して、物資の移動を防止下の措置を講ずる。

九 動物上の措置を講じた物資について、内閣保安官庁及く内閣機関と連絡して当該物資が入手の時期、経路及び價格、保有の目的、物資の性格、所有者の業種及び収支状態等を明かにする。

一〇 隠退藏物資として買上げる範囲は委員会の審議を経て安定本部総務長官又は安定局長が決定する。

一一 場合当該物資の本務官廳又は当該物資を資料として採用する事業の主務官廳と事前に密接な連絡をとり

重奪産業の正常な運営を妨げず求めることのないよう注意するものとする。

九、隠退藏物資中現在既に利用價值を失った物資へ附せば或る種の特種鋼材の如き一が例ので買上決定の際には緊急措置令第三條第一項に規定する「國民經濟方正常する運行を圖る為必要ありと認む」可きか否ハ別別定さ該らうのよう主務官庁と密接な連絡をと二モノとする。

十、隠退藏物資の買上範囲の適正範囲を因るため商工省及び地方商工局職員中に連絡担当員を設け、更に要すれば連合担当員を委員会に常勤せしめろものとする。

十一、法令違反物資の疑いあるものを発見したと告げ所轄

### 第三、警察官庁と連絡の上取扱官庁を決定する。

#### 一、隠退藏物資の処理

一、物資の買上は原則として勧奨による任意供出の形式をとるものとする。

買上ることに決定した物資については安定本部総務長官又は安定局長は当該物資の所有者へ所有者不明の時は保管者以下同じへて其の旨の書面を交付し供出承諾書と締結せしめる。

上記以上約款に底じてのときは主務官庁に連絡して正規の審査命令その他の強制措置をとらせることとする。

十二、主務官庁又は安定局長は産業復興公團へ以

下公団とのうへに對し買上であることに決定した物資の引取指令を發し検査審査官立会り下に物質を検收せしめろ。その際保管請書は此を所有者に返す。  
一、買上價格は別に定めず基準により委員会の審議を経て安定本部總務長官又は安定局長が決定する。  
四、買上價格が決定したとすは公團に對し買上指令を発する。と共に所有者に對し買上通知書を交付し公團より代金を支拂わせる。

五、安定局長は買上指令へ無償引取のものについては引取指令一式發した物質の種類、数量及び買上價格をそ力都度安定本部總務長官に報告するものとする。

六、公團が買上大物資へ無償で引取つた物質を含む以下

同じくにつけてはその種類、規格及び数量をその都度安定本部總務長官及び竹崎安定局長に報告せしめるものとする。

七、公團が買上大物資については安定本部の当該物質の主務局に於て逐々に配分の方途を講じ主務官庁として割当配給せしめるものとする。

八、勘定の配分については主務局、主務官廳及び関係機関より報告を求め監督の徹底を期す。と共にその結果を委員会に報告するものとする。

九、物質の買上、引取、輸送、保管及び費渡の実務は原則として公團に行めしめる。

第十、情報提供者に対する報奨金

一、情報に基く調査の結果隠退職物資を發見し、且つ公  
國に於て之を買上したときは、当該情報提供者に対する  
別々に定められた所により報奨金を支給することが出来る。  
二、報奨金の支給については委員会の審議となく安定期務  
部總務長官又は安定期務局長が決定する。  
三、情報提供者に対する報奨金の支給交換し、掲登物  
資の賄配は行わない。  
四、報奨金の支拂は安定期務部總務長官の指定業務として  
公園に行われる。  
五、報奨金は財源は公園の差益金を以て充て、不足する  
場合は公庫に於ける措置についても別途定められ。

取扱物資一覽表

指定生産資材(指定生産資材)

(在庫調整規則第一條)

(昭和十三年九月十一日 大丸)

調査物資(隨便而資源緊急令第2条)

石 油 製 品

石油製品(液体性の揮発油、燈油、  
軽油、機械油及重油を謂う)

揮發油

燈 火

輕 油

一 号 重 油

二 号 重 油

潤滑油

鐵 材

鐵 材

鐵 材

鐵 材

鐵 材

鐵 材

鐵 材

鐵 材

鐵 材

鐵 材

鐵 材

鐵 材

鐵 材

鐵 材

鐵 材

鐵 材

鐵 材

鐵 材

鐵 材

鐵 材

鐵 材

鐵 材

鐵 材

鐵 材

鐵 材

鐵 材

鐵 材

鐵 材

電氣銅、黃銅及青銅(此等)

重要鍛鋼、鐵製品  
銅、鐵及銅之製品

重鉄

重鉄板

重要鍛鋼、鐵製品

重鉄

重鉄板

重要鍛鋼、鐵製品

重鉄

重鉄板

重要鍛鋼、鐵製品

重鉄

重鉄板

重要鍛鋼、鐵製品

重鉄

重鉄板

故銅へ銅及び銅合金の屑又は枚瓦

、う、

の板、管、棒及保、金、立に此等の屑及枚銅及枚端へ  
板、管、棒及保を含むし立に  
其の屑及枚

錫

錫へ板、管、棒及保を含むし立に其の  
屑及枚

重要油脂製品

硬化脂

重質油脂製品

再生ゴム

生ゴム

硬化油

脂肪酸

硬化脂

脂肪酸

生ゴム、屑ゴム及ゴム灰  
(油不足袋、油ゴム製、ノーラ及ナ

革

古畠を除く

革及革靴へ牛、馬、山羊、綿羊、及  
豚の革及此等を主とする材料とする靴

を謂ひ、中古畠を除く

中革

古畠を除く

山綿革

古畠を除く

山綿革

古畠を除く

方毛織物

古畠を除く

方毛織物

古畠を除く

大肩皮

古畠を除く

大肩皮

古畠を除く

大肩皮

古畠を除く

鐵物へ中古畠を除き長さ半マール以  
上の布を謂う

スフ織物

麻織物

純綿糸

スフ混紡

綿毛糸

人造絹糸

スフ糸

絹糸紡績糸

亞麻糸

苧麻糸

黃麻糸

指定物資 (運送物貯等緊急)  
(附置令第3條)

石炭

石炭  
原料炭

發生煤用炭

一般用炭 (塊及粉)

無煙炭及燒石

コーカス

製瓦コーカス

アスコナクス

石油製瓦

ワスナルト

銑鐵管

鐵  
鋁  
管

石  
炭

重要鉄鋼二次製品

鉢金

鉄銀

鉛

鋁

銅

鉱

鉛

鉛

鉛

再生鉛

脣鉛

亞鉛

電氣亞鉛

ニッケル

電線

被覆電線

深電線

アルミニウム

アルミニウム地金

アルミニウム再生塊

アルミニウム合金屑を含む

重質碳酸製品

硫酸導物

硫酸銅

硫酸銅

ソーダ灰

アルミニウム及ジユラルミン(此等の板、管、棒及び條を含む)

並に此等の脣及故

カニヤモン

ニッケル

電線

亞鉛(板を含む)並に其の脣及故

鉛(板を含む)並に其の脣及故

を謂う

鐵鋼製品へ鉢及鉄銀及鉛

並に其の脣及故

奇性ソーダ

タル製品

純ベンゾール

トルオール

メタノール及び同種物

ホルマリン

セメント

板硝子

重要肥料用原材料

塩化カリ

硫酸カリ

奇性ソーダ

ベンゾール

トルオール

ホルマリン

セメント

板硝子

塩化カリ

硫酸カリ

羊紙

紙

紙（洋紙、和紙及板紙を謂う）

クラフト紙

一般用紙

板紙

織機裏紙

工農用油脂

植物油脂

皮革

紙

牛皮

羊皮

馬皮

山羊皮

綿羊皮

松脂

脂

家畜原皮（牛馬山羊綿羊及  
豚の皮を謂う）

卷之二

山  
麵  
毛  
皮

豚皮

織錦及び

棉  
花

羊一毛

三

卷一

ス  
テ  
ー

卷之三

四

三

2

大  
·  
麻

マニラ

卷一  
麻

マ  
オ  
ラ

12

人  
類  
八

卷六

四

卷之三

四

卷之三

諸君は本題計入調査の又は指定物  
費を重複し算出する

半固体油  
ペラフイン  
絵画 人形

釋綱 大形 中珍及小物不一

卷之三

265



醋酸エスチル

右線製品へカナダ規格52  
以上)

動物油脂

重要油脂製品

硬化油

グリセリン又へ石鹼水液

重要肥料用蒙灰鉱

硝酸

含古(一)

液体アンモニア

アンモニア水

粗製グリセリン

硫脲

カーバイド

精良グリセリン

磷酸石

油脂及び重要油脂製品

纖維及び工業用纖維

工業用油脂

織縫一革

革

鞣革

革

革

木材

木(ハ捕角含古)

床板

製材(一社盤及び鉛か竹切込等)

合板

調査物資(活版生産資材と重複し含むもの)

作業服

軍手

布(ハ)織人不使用のものを除

帆布

手巾(ハ)織人不使用のものを除

電気抵抗合金

鐵

銅

錫

鉛

金

銀

銅

錫

金

銀

銅

錫

金

銀

銅

錫

金

銀

銅

錫

金

銀

銅

錫

金

銀

銅

錫

金

銀

銅

錫

金

銀

銅

錫

金

銀

銅

錫

金

銀

銅

錫

金

銀

銅

錫

金

銀

銅

錫

金

銀

銅

錫

金

銀

銅

錫

金

銀

銅

錫

金

銀

銅

錫

金

銀

銅

錫

金

銀

銅

錫

金

銀

銅

錫

金

銀

銅

錫

金

銀

銅

錫

金

銀

銅

錫

金

銀

銅

錫

金

銀

銅

錫

金

銀

銅

錫

金

銀

銅

錫

金

銀

銅

錫

金

銀

銅

錫

金

銀

銅

錫

金

銀

銅

錫

金

銀

銅

錫

金

銀

銅

錫

金

銀

銅

錫

金

銀

銅

錫

金

銀

銅

錫

金

銀

銅

錫

金

銀

銅

錫

金

銀

銅

錫

金

銀

銅

錫

金

銀

銅

錫

金

銀

銅

錫

金

銀

銅

錫

金

銀

銅

錫

金

銀

銅

錫

金

銀

銅

錫

金

銀

銅

錫

金

銀

銅

錫

金

銀

銅

錫

金

銀

銅

錫

金

銀

銅

錫

金

銀

銅

錫

金

銀

銅</

電動器へ据付什器のさ	電球へ使用中のものを除く
変圧器へ据付什器のものさ	軸受
除く	
婦人子供服	
肌着へシヤツ及ズボン下	
さ陥く	
布團	
蚊帳	
綿ハトソイン及岩糸を含む	
鉄製ハジ那引と含むシズは	
和傘	ローリック
石鹼	燐可
升当箱へ組立式の力除	
升當箱へ組立式の力除	
飯蒸器、波面器及バケツ	

革傘	コバルト
縫糸ハミニ用のものさ	タンゲスティン
平引鋸	モリブデン
工具類へ超硬工具、刃削工具	アルツール
測定工具、ダイヤモンド	ルーフィング
工具、機械及物鋸及振業	ミニン及同部分
用工具を銷す	セロバアン
自転車及其の部分品	タンニン
水銀	錫引銅板



化成肥料

トーマス磷肥

苦汁加里塙

燒成加里明パン石粉末

燒成加里石灰祖岩粉末

植物油粕ヘ火薬油粕を合本シ

水産動物貿易辨

骨粉類

硫酸アンモニウム以下のもの  
硫酸、加里及過氯化加里を主と  
して配合するもの

化成肥料  
トマス焼肥  
苦汁加里塩  
燒成加里明バシ石粉  
燒灰加里石英粗岩粉  
植物油粕(六豆油粕を含む)

水產動物實記  
骨粉類  
硫酸アンモニウム以下の  
硫酸加里及鹽化加里を主と  
して配合するもの

一、隠退藏物資の賣上價格の基準  
（昭和二十二年九月一日決定）  
不正又は不當に取得した物資  
が無賞で取得した物資についての基準とする。  
（1）取得当時の統制額に満足する優越の取扱いを有する者にててはその取得價格とする。  
（2）取得当時の統制額を超過する價格で取得したものについては取得当時の統制額とする。

二、正当に取得した物資  
（1）隠匿物資等緊急措置令、指定生産資材在庫調整補助率の法令に基く申告義務に違反して所持する物資については申告期日現在の統制額とする。  
（2）其の他の物資については換算又は換出申出当時の統制額とする。

附

（1）本基準の統制額とけ保有者の業態に応じた統制額とする。

（2）時價が統制額より低い場合は時價にする。  
（3）取得方法が正当であるか不正又は不當であるがが認定が困難の場合は委員会で判定する。

（4）善意の供出者に対しては金利、運賃、倉庫料等の諸掛言が算することができる。  
（5）本基準により難い場合は委員会に附議して決定する。  
（6）統制額を超過する場合は物價統制令による手續を終了する。

潜在物資の情報提供者に対する報償金に関する件

(昭和二十二年八月一日閣議決定)

- 一 民間人の情報により潜在物資を発見した時は情報提供者に報償金を交付することが出来る。
- 二、報償金の額は潜在物資確認の時の当該物資の最終段階の統制額の二割に相當する額以外とする。
- 三、報償金は情報提供するに要した費用の報償の意味をも有するから新円拂に体考慮する。
- 四、報償金の支拂は経済安定本部總務長官の指定業者として産業復興公団に行はせる。

情報提供者に対する報償金の算定方式

昭和二十二年八月廿四日決定

算定額		算定額 （昭和二十二年七月五日以後の統制額 に基づく統制額によるもの）	上記以外のもの
千	百		
八	八	一割	
五	八	二割	
	一	一割三分	
	一	一割	

注記：上記は主なる部分について

十二萬六千五百四十億の部分について

- 一、産業復興公団に買入された特資の最終段階の統制額（時価が統制未り低いものについては特價）を基準としたの方式により算定したる額とする。
- 二、前項方式により算定したる結果千圓未満の端数を生じたときは之を切捨てるものとする。

情報提供者に対する報酬金

(昭和二十二年九月十三日)  
中大物資委員会決定

支拂に關する取扱方針  
一 情報の事項は情報提供者の単位と摘要せられた物質  
の所有者へ所有者不明のときは保管者以下同じの  
の所有者へ

草稿とに依つて決定する。

情報提供者が個人、法人又は団体であつても或は数人共同  
して情報を提供した場合であつても、それが一單位と看做  
されるときは、情報の草稿は摘要せられた物質の所有者  
の單位に依つて定められる。所有者が組合、団体又は法  
人であつても或は数人の共有又は總務であつてもそれが  
一單位と看做されるときは、そのものの所有物に關する  
情報は一箇として取扱う。従つて一情報者が殿令会時

一枚の書類に記載して情報を提供しても其の内容が、三箇  
の所有者に屬する物質であれば三箇の情  
とし、其の  
各々につひて報酬金を計算するが、反対に一所有大體さ  
てゐる物質は複数其の所在地が離れて居ても又は別紙を  
用ひ共を美にして提供されを情報であつても、その大體  
の額を計算する。但し全一所有者の物質に關する情報で  
あつても前の情報に依る報酬金が既に支拂はれて居ると  
きは、その後に受理した情報は割算独立した情報として  
取扱う。

以上の方等は營業、倉庫又は之に準ずるもの、の保管にある  
物質については適用しない。この場合情報の単位は物質活

用委員会に於て審議決定する。

二、全一対象物資について該箇の情報のあつた場合は最初に受付た情報に対するのみ報償金を支拂い、その後に来た情報に対しては之を支拂はない。

全一対象物資について經濟安定本部と地方安定局とに於て情報を受けた場合も全様で何れか一日でも早く受けた方が優先する。且し全日に受けた場合は情報者間に於て等分するものとする。

全一対象物資に屬する物資について該箇の情報があつた場合、後の情報提供者は前の情報提供者が其の種類品名を明確に記載しなかつた物質で、且つ後の情報に依つて査見された場合に於てのみ当該物資の範囲に於て報償金を受ける権利

を有するものとする。

前の情報によつて調査したが査見するに至らなかつた物資について、再び別箇の情報があり再調査の結果当該物資を査見した場合、報償金は後の情報提供者のみに支拂して前の情報提供者には支拂てない。但し前の情報による調査の際調査員の過失又は怠慢に依つて当該物資査見し得なかつた場合は、前の情報提供者にも報償金を支給するものとする。

三、情報に物資の種類品名を明確に記載してあるときはその摘要した数量が情報記載の数量を超える場合又は情報に数量を明記して居ない場合であつても、その摘要した物資の總数量について報償金を支給する。

本に及して調査の結果、その情報中に物資の種類品名を記載して居ないものを発見したときは、之に於ける報償金は支給しない。即ち「情報中「其の他物資多量」等と記載した部分に対しても報償金は支給しない。

四、警察官廳に於て摘発した物資又は換價品の物産及び没収物資中産業復興公團に於て貿取つたものであつて且つそれが当初より隠退藏物資の摘発を目的とした情報に基くものである場合は、一般の基準によつて報償金を支給する。之に反して單に犯収の密告に基いて発見せられた物資に對しては報償金は支給しない。

違法軍に於て摘発した物資についても前項により取扱ふ。

次に上と同様とする。

三、以上の方針に従りがたい場合は物資活用委員会の審議を経て決定する。

埋蔵又は沈没物資の検査並に発掘及び引上に

要する各費用の支弁に関する取扱方針（昭和二十二年九月十三日）

一、埋蔵物資或は沈没物資を潛丘物資として産業復興公團に貢取り又は引取つた場合は当該物資の発掘又は引上げに要した費用は之を復興公團に於て支拂うものとする。但し貢取りの場合に於ける價格は査定又は引上時の当該物資の最終段階の統制價格から浮揚又は引上に至った費用を差引いた残額とする。

裏面白紙

三、埋蔵物資又は沈没物資を発見するこゝが出来なかつた場合は塗墻又は引上作業に要した費用は情報提供者の負担とする。

278

10-4

120 115

中央物資活用委員会議事規則案

23

- 第一條 会議の日時及び場所は、委員長がこれを定める。  
第二條 委員長は、会議の議長となり、議事の整理する。  
委員長が、事故のあるときは、委員長の指名する委員が議長を代理する。  
第三條 会議は委員及び臨時委員を合せて、その三分の一以上出席しなければ、これを開くことができない。  
第四條 発言しようとすると者は、議長の許可を受けなければならない。  
第五條 議事は、出席の委員及び臨時委員の過半数でこれを決める。可否同数のときは、議長が決める。  
第六條 委員会に、常任委員を置く。

- 常任委員は、委員のすから、委員長がこれを指名する。  
第七條 委員会は、常務に属する事項の処理を、常任委員に委任するものとする。  
常務に属する事項の範囲は、別に之を定める。  
第八條 常任委員は、処理の結果を次回の会議に報告しなければならない。  
第九條 議事録は、經濟安定本部監査局でこれを作成する。  
第十條 本則に規定のない事項は、委員長がこれを定める。

中央物資活用委員会運営方針案

第二 会議は毎月 日に開くものとする。

定期会議のほか必要に應じて臨時に会議を開くことが出来る。

臨時会議は予め審議事項を示して召集する。

第二、委員総数三分の一以上の委員から審議事項を具して要求があり、ときは、会議を召集しなければならぬ。

第三、議事録の署名者は二名とし、委員の中から委員長が指名する。

第四、委員会は地方委員会の活動状況に関する報告を求め、その指導を行う。

第五、常任委員は概ね六名とし、常時執務するものとする。

第六、常任委員は常務として情報の処理、実地調査報告の研討、隠退藏物

資の買上範囲の認定及び買上價格の査定並びに情報提供者に対する報償金の査定を行う。

第七、委員は隠退藏物資の実地調査に立会ることが出来る。但し隠退藏物資の所有者又は保管者と利害關係その他の特別の関係ある委員は当該物資の実地調査に立会することは出来ない。

## 潜在物資調査処理要綱案

### 一 取扱物資の種類

- 隠匿物資等緊急措置令へ以下緊急措置令と称するの調査物資及指定物資並びに指定生産資材在庫調整規則へ以下在庫調整規則と称するの別表に掲げる物資であつて、左の各号の一に該当する。
- (1) 緊急措置令の申告義務に違反して保有する物資
  - (2) 在庫調整規則の申告義務に違反して保有する物資
  - (3) 緊急措置令又は在庫調整規則に基く基く申告をした過剰物資であつて未だ他元の活用の途の採られて居ない物資
  - (4) 前三号に該当せざる物資であるが数量過大と認められ

半

### 二 物資

- (5) 所有者又は保管者の不明な埋蔵其の他隠匿せられた物資及無籍の物資一

#### 二 取扱に関する他官廳との関係

- (1) 一の(1)、(2)物資及(4)の物資中統制法規に違反するものについては、警察官廳に於て調査、取調を担当し、経済安定本部はその援助、推進を行ふものとする。但し警察官廳に於て違反事件として取扱はない」ととなつたときは、当該物資に就き、経済安定本部に於て主管官廳と打合の上措置する。

前違反事件に関連して任意供出を爲さしめる潜在物資中大口のものは、就ては警察官廳の連絡に依り、経済安定

本部に於て措置する。換價処分物資及沒收物資中大口のものに就ては検察廳より連絡を受け經濟安定本部に於て產業復興公園（以下單に公園と称する）の買と斡旋するものとする。

(12) 一の(3)の物資及びの前号に依らざる物資に就ては經濟安定本部と主管官廳と打合せの上措置する。

(13) 一の(5)の物資に就ては經濟安定本部に於て措置する。尚主管官廳との打合せに於ては主管官廳が讓渡命令を發する等の法的措置を構ずるか又は經濟安定本部に於て任意供出を爲さしむるかを決定する。

### 三、潜在物資の調査

#### (1) 調査の方針

(1) 倉庫、工場及事業場等の在庫品の系統的計画的調査を行うものとする。

#### (2) 調査の実施方法

(3) 調査は原則として地方經濟安定局に行はしの本部は其の監督指導に當る。但し事案が數局に亘る等特別の事情があるものに就ては本部が直接調査を行う。

(4) 經濟検察官が実地調査を行はんとする時は地方經濟監視官又は警察官と共にして之を行ふ。必要に応じ檢察廳に連絡するものとする。

(5) 実地調査に際しては必ず身分証明書を携帯し立を呈示するものとする。

(二) 実地調査に際して潜在物資と認定し得る物資又はその疑濃厚な物資を発見したときは保管諸書を繳し物資の移動を防止する措置を講ずる。

（三）違反物資と思われるものを発見したときは所管警察部と連絡の上取扱官廳を決定する。

（四）移動防止の措置を講じた物資については関係官廳、関係機関と連絡し当該物資の入手の時期、入手経路、物資の性格、保有目的等を明らかにする。

（五）潜在物資としての買上範囲の決定は委員会の合議による。

#### 四、潜在物資の処理

（一）潜在物資として買上げることに決定した物資について

は所有者にその旨の書面を交付し供出承諾書を提出せしめる。

（二）公園に対し買上げることに決定した物資の保管指令を発し公園をして經濟検査官立会の下に物資を検收せしめる。其の際保管請書は之を所有者又は保管者に返還する。

（三）買上價格は別に定め多基準によつて委員会の合議により決定する。

（四）買上價格が決定した時は公園に対し買上指令を發すと共に所有者に対し買上通知書を交付し公園より代金を支拂はせる。

（五）公園の買上げた物資については速かに經濟安定本部主

務局に引継ぎ主務局に於ては直に配分の方途を講ずるものとする。

(6) 物資の配分については配分主務局、主管官廳及關係機関より報告を求め監査の徹底を期する。

#### 五、潜在物資担当官の身分権限

(1) 実地調査担当官は經濟查察官に限定する。但し他ノ職員が補助員として同行する事は差支ない。

(2) 調査を円滑に行う為經濟查察官に必要な場所元の臨於検査権及報告徵收権を附與するものとする。(立法事項)

(3) 調査担当官には身分證明書を携帶せしめら。

#### 六、情報提供者に対する報償金支給制度の確立

(1) 情報提供者に対する別途定まる外により当該情報によつて発見され公團に買上げることに決定した物資の統制額の二割以内の金額の報償金を支給することが出来る。

(2) その額は委員会で決定する。

(3) その支給は經濟安定本部總務長官の指定業務とし公團に行はせる。

(4) 報償金の財源は公團の差益金を以て充て不足を主じた場合に於ける措置は別途定める。

#### 七、委員会制度の確立

裏面白紙

昭和二十二年二月十四日閣議決定に依り設置された隠  
退蔵物資等処理委員会は之を廢し新たに潜在物資査定委員  
会を設け潜在物資の認定、買上價格及報償金額の査定を  
行はしめる。

## 48 隠退蔵物資調査処理要綱案

### 第一 取扱物資の種類

物資の活用を図り流通秩序の確立に資するため調査掲登する物資へ以下隠退蔵物資といふ種類は隠遁物資等緊急措置令へ以下緊急措置令といふ調査物資及び指定物資並びに指定生産資材在庫調整規則へ以下在庫調整規則といふこの別表に掲げる物資であつて、左の各号の一に該当するものとする。

一 緊急措置令第三條第一項に規定する讓渡命令の対象となる物資

二 在庫調整規則第五條第一項に規定する過剰指定生産資材であつて未だ活用の途の採り扱て居ない物資

三 所有者又は保管者の不明な埋蔵その他隠匿せられた物資及び黒籍の物資

### 第二 隠退蔵物資の調査

一、隠退蔵物資の調査は倉庫、工場及び事業場等の在庫品について系統的、計画的に行うことと建前とするが、民間の情報上依る個別の調査も併行して行うものとする。

二、調査は原則として地方経済安定局へ以下安定局といふのが行い、経済安定本部へ以下安定本部といふのはどの監督指導に当る。直し事案が教局に亘る等特別の事情があるものについては安足本部が直接調査を行ふ。

三

実地調査は経済警察官を主体として行うが必要に應じて商工省又は農林省関係職員及び地方警察官廳係官等の協力を求めるものとする。

四

実地調査に際しては必ずに應じて民間人を参加協力せしめるものとする。

五

調査に参加せしめる民間人は物資活用委員会の推薦により安定期部又は安定期局の嘱託員とする。この嘱託員は有給とし、報償金の支給又は捐發物資の特配は行わない。

六

実地調査は必ず三名以上の調査員による團体行動にて依つて之を行ふ。且つ調査員中には必ず經濟警察官を含むものとする。

大

実地調査の結果隠退藏物資と認定し得る物資又はその他の濃厚な物資を発見したときは、その所有者又は保管者より当該物資の保管請書を徵して物資の移動防止措置を講ずる。

七

移動防止の措置を講じた物資については関係官廳及び関係機関と連絡して当該物資の入手の時期、経路及び價格、保有の目的、物資の性格、所有者の業種及び操業状態等を明かにする。

八

隠退藏物資として買上げる範囲は委員会の審議を経て決定、本部務務長官又は安定期長が決定する。この場合当該物資の主務官廳又は当該物資を資材として使用する事業の主務官廳と事前に密接な連絡をとり

重要産業の正常な運営を行ひるが如きとのまいと  
注意するものとする。

九、戻退戦物資中現在既に利用価値を失つた物資へ例え  
ば或る種の特種鋼材の如き一があるのぞ買上決定の際  
は緊急措置令第三條第一項に規定する日國民經濟の正  
常なる運行を圖る爲必要なりと認む可しが否かの判  
定を誤らぬ様にどう主務官廳と密接に連絡をとるもの  
とする。

十、總退戦物資の買上範囲の適正値速を圖るため商工省  
及び地方商工局職員中に連絡担当員を設け、更に要す  
れば連絡担当員を委員会に常勤せしめるものとする。

十一、法令違反物資の疑いあるものを発見したときは所轄

警察官廳と連絡の上取扱官廳を決定する。

### 第三、總退戦物資の処理

一、物資の買上は原則として勧奨に依る任意供出の形式  
とするものとする。

買上ることに決定した物資については安定本部総務長  
官又は安定局長は当該物資の所有者（所有者不明の時  
は保管者以下同様）に其の旨の書面を交付し供出承諾  
書を提出せしめる。

任意供出の勧奨に應じないときは主務官廳に連絡して  
正規の譲渡命令その他の強制措置をとらせることとする。

二、安定本部総務長官又は安定局長は産業復興公團へ以

下公園といふに付し買上げることに決定した物資の引取指令を巻し経済検察官立会の下に物資を領收せしめ、との際保管請求はこれを所有者に返還する。

三、買上價格は別に定める基準により委員会の審議を通じて安定期部總務長官又は安定期長が決定する。

四、買上價格が決定したときは公園に付し買上指令を発すと共に所有者に付し買上通知書を交付し公園より代金を支拂わせる。

五、安定期長は買上指令へ無償引取のものについては引取指令へを發した物資の種類、数量及び買上價格をその都度安定期部總務長官に報告するものとする。

六、公園が買上た物資へ無償で引取つた物資を含む以下

同じに付してはとの種類、規格及び数量をその都度安定期部總務長官及び所轄安定期長に報告せしめるものとする。

七、公園が買上た物資については安定期部の当該物資の主務局に於て速かに分配の方途を講じ主務官廳をして割当配給せしめるものとする。

八、物資の分配については主務局、主務官廳及び関係機関より報告を求め監督の徹底を期すると共にその結果を委員会に報告するものとする。

九、物資の買上、引取、輸送、保管及び売渡の実務は原則として公園に行わしめる。

#### 第四 情報提供者に対する報奨金

- 一、情報に基く調査の結果懲退職物資を登見し、且つ公園に於て之を買上たときは、当該情報提供者に対して別に定める所により報奨金を支給することが出来る。
- 二、報奨金の支給については委員会の審議を経て安定本部総務長官又は安定局長が決定する。
- 三、情報提供者に対しては報奨金のみを支給し、掲載物資の特配は行わない。
- 四、報奨金の支拂は安定本部総務長官の指定業務として公園に行わせる。
- 五、報奨金の財源は公園へ差益金を以て充て、不足を生じた場合には於ける措置については別途定める。

3-1  
290  
3P

### 隠退藏物資の摘要處理に就いて

經濟安定本部

近時隠退藏物資の摘要處理の問題を統つて、巷間種々の誤解を生じて居るが、經濟安定本部に於ては本年二月十四日の閣議決定に基き次の様な措置を講じて居る。

#### 一 閣議決定事項の概要

1 經濟安定本部は隠退藏物資及び餘剩在庫物資の全面的活用を図るためその徹底的調査を行ひその買上配給の方策を実施する。

2 前項の調査事務を推進するため經濟安定本部に隠退藏物資等処理委員会をおく。

- 3 委員会に調査班を置く。調査班は委員、専門委員及  
關係官吏を以て組織し所要の場所に臨検々查し、隠退  
藏物資を認められるものを封印し又はその保管又は移  
動を命じ得る。
- 4 摘發された隠退藏物資等は經濟安定本部の指示によ  
り産業復興省、其の他の機関にて買上げさせ、買上機  
関は經濟安定本部並に主務官廳の割當指示に従ひこれ  
を配給する。
- 5 調査班は常に國体的行動をどもものとし班員には臨  
檢検査の权限ある官吏を含むことを要す。
- 二 隠退藏物資等處理委員会の事務は現在のところ經濟安  
定本部第二部監査班に於て行つて居る。
- 三 隠退藏物資に關する民間情報は監査班に於て受附けて  
居り摘發に際しては必ず警察官が立合ふことになつて居  
る。
- 四 隠退藏物資の調査に際し閣議決定に基く調査班を派遣  
出来ないときは便宜經濟安定本部の職員を派遣するか又  
は情報提供者の方案内の下に警察官に調査方を依頼するこ  
とに存つて居る。
- 五 摘發物資の配分は經濟安定本部及關係各省に於て決定  
の上定められた統制ルートを通じて行はれる。
- 六 經濟安定本部としては一般民間人に對し、直接物資の  
摘發又は處理に関する权限を委嘱したり指令書を發行す

ることはない  
七、一般民間人にして經濟安定本部より摘要の权限を手へ  
られたと称する者或は摘要物資の処分について权限を  
有するとか、經濟安定本部の了解により斡旋をなし得る  
と称する者はすべて偽りである。

34

情報提供者に対する報償金  
支拂に関する取扱方針案

一、情報の単位は情報提供者の単位と摘要せられた物資の所有者へ所有者不明のときは保管者以下全じの單位とに依つて決定する。

情報提供者が個人、法人又は団体であつても、或は数人共同して情報を提供した場合であつても、それが一単位と看做されるとときは、情報の単位は摘要せられた物資の所有者の単位に依つて定められる。所有者が組合、団体又は法人であつても、或は数人の共有又は共有であつても、それが一単位と看做されるときは、そのもと、所有物に関する情報は一

3-1.

292

箇として取扱う。従つて一情報者が假令全時に一枚の書類に記載して情報を提供しても其の内容が三箇の所有者に属する物資であれば三箇の情報として、其の各々について報償金を計算するが、反対に一所有者に属して居る物資は假令其の所在地が離れて居ても又は別紙を用い時を要にして提供された情報であつても、それが全一人の情報であれば、一箇の情報として、一括して報償金の額を計算する。但し全一所所有者の物資に関する情報であつても前の情報に依る報償金が既に支拂はれて居るとされ、その後に受理した情報は別箇独立した情報として取扱う。

以上の方針は官業倉庫又は之に準ずるもの、保管にある物資については適用しない。この場合情報の単位は物資活用

## 委員会に於て審議決定する。

二 全一計象物資について数箇の情報があつた場合は、最初に受附けた情報に対する分報償金を支拂い、その後に未だ情報に対する支拂はない。

全一計象物資について経済安定本部と地方経済安定局とに於て情報を受けた場合も全様で何とか一日でも早く受付けた方が優先する。但し全日に受附けた場合は情報者間に於て算分するものとする。

全一所所有者に属する物資について数箇の情報があつた場合、後づ情報提供者は前の情報提供者が其の種類品名を明確に記載しなかつた物資で、且つ後の情報に依つて発見された

場合に於てのみ当該物資の範囲に於て報償金を受ける権利を有するものとする。

前の情報にまつて調査したが発見するに至らなかつた物資について、再び別箇の情報があり再調査の結果当該物資を発見した場合、報償金は後の情報提供者のみに支給して、前の情報提供者には支給しない。但し前の情報による調査の際調査員の過失又は怠慢に依つて当該物資を発見し得なかった場合は、前の情報提供者にも報償金を支給するものとする。

三、情報に物資の種類品名を明確に記載してあるときは、その摘要した数量が情報記載の数量を越える場合又は

情報に数量を明記して居ない場合であつても、その摘要した物資の総数量について報償金を支給する。  
之に反じて調査の結果、その情報中に物資の種類品名を記載して居ないものを発見したときは、之に対する報償金は支給しない。即ち情報中、其の他物資多量レ等と記載された部分に対しては報償金は支給しない。

四、警察官廳に於て摘要した物資又は換價部分物價及び、没收物資中産業復興公團に於て買取ったものであつて且つそれが当初より隠退藏物資の摘要を目的とした情報に基くも力である場合は、一般の基準によつて報償金を支給する。之に反して早に犯案の密告に基いて発見せられた物

資に対する報償金は又給しない。

進駐軍に於て商發した物資についても前項により取扱うものとする。

五、掠奪物資、ダイヤモンド、金、白金及銀は産業復興公団に於て買取ることが出来ないのと、報償金支出の途が無い關係上、是等に関する情報に対しては報償金は又給しない。

六、以上の方針を依りがたい場合は物資活用委員会の審議を終て決定する。

豫告物資、譲渡制限ニ肉スル要綱案

商務局

手附

終戰時ノ混亂ニ乘シ軍事ヨリ不當ニ物資、拂下ヲ及ケ又ハ其ノ後ノイン・レーニン  
及財產權ニ見越シ不當ニ物資ヲ買相メ之ヲ隱匿セレ旨ヨリ物資ヲ供出セシメ之ヲ直  
正ニ配給シ冠少农満伐公ノ見返リニ充ツル為モ、要領ニ依リ措置スルモノトス

二、要領措置

(1) 對象物資

各種石炭、鐵製品、木、機械、服裝等、先づ火災ニム製造ヘ燃下足飛ニム後  
熱、タバコ、ニードル、皮革、絹類、鐵鋼、金屬、銅、特殊鋼、鐵、普通鋼、  
電氣鋼、アルミニウム、ニコロギン、モーター、電压缩、白動車、自転車、  
在庫調查

一定期日ヲ期シ對象物資、在庫ヲ調査シ申告義務者ヨリ必要ナル事項ヲレニセ  
シムルモノトス、尚申告ノ事後ニ於テ行政官府又は上級清ニ於テ必モニ應、總  
檢査ヲ付シ、ミソトス

一、申告義務者

對象物資ヲ所有スル製造業者、販賣業者ヘブローカー、販店商ヲ含ム、一消費  
者團体（消費組合、農業ハコ舍ハ）原材料トシテ使用スル者及一定限又は以上  
ノ被賣者、公共團體並ニ對象物資ヲ保管スル倉庫業者及運送業者又一定限及  
以上ノ保管者

(2) 申告事項

対象物資、種類、数量、保管場所及保管期限、出入時期、出入価格、貿上希望  
価格、其ノ他以降ノル事項

(3) 申告手續

地方廳監査ノニ商工大臣宛申告セシムルモ、商工大臣ノ申告受理事務ハ便宣  
地方商工局ヲシテ行ハシム、尚別ニ漏フ買上機因タル物質別能制裁用ニ天出  
セシム

貿上

對象物資ノ不當ト認メラシ数量ニ就キ買上機因ニ行シ査核ヲ指定シ檢査ヲ命  
スルモノトス

(1) 強制貿上、強度

ブローカー及商店、所有スルモノ、有農物資ヲ原格料トシテ所有スル者ニ就テハ運輸上必要ト認メラル、数量ヲ超エル数量、消費税トシテ消費スル者及夫、團体ニ就テハ一定限度ヲ超エル数量其、地方法長官ニ於テ貿上グルヲ適當ト認メタルミ。

(2) 貿上税肉

原則トシテ物資別統制税肉トシ商工大臣之ヲ指定ス

(3) 貿上価格

原則トシテ府省物資、所有者、貿入価格ヲ基準トシタル適正価格ニ依ルモノトス、但シ貿入価格不当ナルモノニ就テハ貿上税肉ニ於テ認可ヲ及ケ置キタル基準価格ニ依ルモトス。

(4) 蔓荷及配給

特ニ過度的ニ偏在甚ダシオ物資ヲ除キナルベク計画地方、該中最も農村ニ配給スルヲ旨トシ、地方商工局ニ於テ配給計画ヲ樹立シニ基キ府県厅ニ於テ

(5) 其他ノ事項

葱荷配給ヲ爲スモノトス、此ノ場合保管場所ニ就テハ個人保管ヲ禁止シ西葉倉庫及工場倉庫ニ保管セシム。

(6) 調査及監査

商工大臣及地方長官ニ於テ必要ナル权限ヲ行使スルノ必貿上税肉ノ其ノ权限一部ヲ委譲スルト共ニ同様官吏貿上税肉ノ特定職員官、囁託トス）ニ前シ西葉検査役及必要ナル場合ニ於ケル讓渡命令权、賦于人

(7) 貿上ニ伴フ経費其ノ極ノ損失負担

国庫ニ於テ貿上税肉スルモノトス。

(8) 根拠法規

憲法第八条「基ノ緊急勅令ト大

